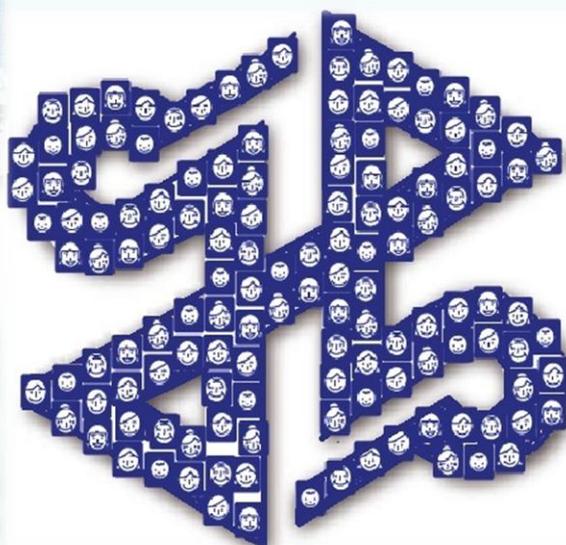


# 新宿区第二次男女共同参画推進計画

平成 24（2012）年度～平成 29（2017）年度



平成 24（2012）年 1 月

新宿区



## はじめに

新宿区では、すべての男女が、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮し、責任も分かち合い、ともにあらゆる分野に参画することのできる社会を実現することを目的として、平成 16 年に「新宿区男女共同参画推進条例」を制定するとともに、平成 20 年2月には、「新宿区男女共同参画推進計画」（平成 20 年度～平成 23 年度）を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた施策を積極的に進めてきました。

国においては、「男女雇用機会均等法」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正や、平成 22 年 12 月には「第三次男女共同参画基本計画」が策定されるなど、男女共同参画社会の実現に向けた環境の整備を進めています。

これまで、男女共同参画に関する意識啓発等に取り組んできましたが、平成 22 年度に実施した「新宿区男女共同参画に関する区民意識・実態調査」によると、「男性は外で働き、女性は家庭を守る」という固定的な性別役割分担意識については、賛成 41.9%に対し反対は 34.5%と賛成が反対を上回っており、高齢者だけでなく、若い世代でもその傾向が見られます。依然として職場や家庭、地域における固定的な性別役割分担意識や、それに基づく社会慣習が根強く残るなど、多くの課題が残されています。一方、配偶者や、恋人・交際相手からの暴力の顕在化など新たな課題も生じており、課題解決に向けた取組みが求められています。

こうした課題に的確に対応していくために、このたび、今後 6 年間の取組みに向けて「新宿区第二次男女共同参画推進計画」（平成 24 年度～平成 29 年度）を策定しました。この計画では、「ワーク・ライフ・バランスの推進」、「多様な生き方を認めあう社会づくり」、「あらゆる場面における男女共同参画の推進」を目標とするとともに、目標の一つである「人権の尊重と配偶者等からの暴力のない社会の実現」を、法律に規定する区の基本計画（新宿区配偶者等暴力防止及び被害者支援基本計画）と位置づけました。

この計画を着実に推進していくためには、行政はもちろん、区民、地域団体、事業者や関係機関等の方々と、連携、協働して取り組むことが重要と考えています。皆様のより一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、この計画の策定にあたり、熱心に議論していただき、貴重なご意見・ご提案をいただきました「新宿区男女共同参画推進会議」の委員の方々をはじめ、計画素案にご意見をお寄せいただいた区民や団体の皆様に心からお礼を申し上げます。



平成 24 年 1 月

新宿区長 中山 弘子



# 目次

<b>第1章 計画の基本的な考え方</b> .....	1
<b>1 計画策定の目的</b> .....	1
<b>2 計画の性格・位置づけ</b> .....	2
<b>3 計画の期間</b> .....	3
<b>4 条例における基本理念</b> .....	3
(1) 男女の人権の尊重 .....	3
(2) 社会における制度や慣行についての配慮 .....	3
(3) 社会のあらゆる分野での活動の方針の立案や決定過程への共同参画 .....	3
(4) 家庭生活における活動と他の活動との両立 .....	3
(5) 国際理解と協力 .....	3
<b>第2章 新宿区の現状と課題</b> .....	4
<b>1 新宿区の現状</b> .....	4
<b>2 男女共同参画推進計画の実績</b> .....	13
<b>3 男女共同参画の主な課題と方向性</b> .....	16
<b>第3章 計画の体系</b> .....	21
<b>1 計画の体系図</b> .....	21
<b>2 事業一覧</b> .....	22
<b>第4章 計画の内容</b> .....	25
<ともにささえあう>	
<b>目標1 ワーク・ライフ・バランスの推進</b> .....	25
(1) ワーク・ライフ・バランスを推進します .....	25
(2) ワーク・ライフ・バランスの実現のために意識啓発を行います .....	30
(3) 子育てや介護等のための支援を行います .....	33
<ともにみとめあう>	
<b>目標2 多様な生き方を認めあう社会づくり</b> .....	41
(1) 固定的な性別役割分担意識を解消します .....	41
(2) 事業者における男女共同参画の取組みを促進します .....	44
(3) 人権の尊重と男女共同参画を推進するために意識啓発を行います .....	48
(4) ライフステージに応じた健康支援を行います .....	53

【新宿区配偶者等暴力防止及び被害者支援基本計画】 .....	59
1 新宿区配偶者等暴力防止及び被害者支援基本計画策定にあたって .....	59
2 新宿区のDVの現状 .....	62

<ともにおもいやる>

**目標3 人権の尊重と配偶者等からの暴力のない社会の実現**

【新宿区配偶者等暴力防止及び被害者支援基本計画】 .....	68
(1) 配偶者等からの暴力の防止に向けた意識啓発と情報提供を行います .....	68
(2) 被害者の相談体制を充実します .....	71
(3) 被害者の安全確保と自立のための支援を行います .....	73
(4) 配偶者等からの暴力の防止に向けた推進体制を充実します .....	76

<ともにかがやく>

**目標4 あらゆる場面における男女共同参画の推進** .....

(1) あらゆる場面における男女共同参画の意識づくりを行います .....	78
(2) 女性の活躍を支援するためのしくみをつくります .....	84
(3) 男女共同参画の視点を持った地域づくりを進めます .....	88

<ともにおすすめ>

**目標5 計画の推進に向けて** .....

(1) 区民や事業者、NPO等の参加により男女共同参画を推進します .....	91
(2) 庁内における計画の推進体制を充実します .....	93
(3) 国・都と連携して、男女共同参画を進めます .....	95

**資料編**

1 策定経過 .....	103
2 区民参画 .....	104
3 男女共同参画推進会議 .....	106
4 男女共同参画行政推進連絡会議 .....	108
5 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 .....	111
6 男女共同参画社会基本法 .....	118
7 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 .....	122
8 ワーク・ライフ・バランス憲章 .....	131
9 東京都男女平等参画基本条例 .....	134
10 新宿区男女共同参画推進条例 .....	137
11 用語説明 .....	141

<用語説明について>

本文中に出てくる、「\* (アスタリスク)」が付いた語句は、資料編 (P141~144) に用語説明を掲載しています。

# 第1章 計画の基本的な考え方

## 1 計画策定の目的

この計画は、新宿のまちに住む人々はもとより、新宿で働き、学び、活動するすべての男女が、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮し、責任も分かち合い、共にあらゆる分野に参画することのできる社会を実現していくことを目的として策定します。

新宿区がめざすものは、“男女が、すべて人として平等であり、個人として尊重される社会を実現すること”（「新宿区男女共同参画推進条例\*」前文より）です。

その総合ビジョンとして、「男女が個人として尊重されるまち新宿」を掲げ、具体的ビジョンとして、以下の5つのビジョンをまとめました。

### 【総合ビジョン】

「男女が個人として尊重されるまち新宿」

### 【具体的な5つのビジョン】

- ①ワーク・ライフ・バランス\*が実現するまち
- ②個性と能力を十分に発揮できるまち
- ③あらゆる暴力のない、尊厳を持って暮らせるまち
- ④誰もが公平に参画できるまち
- ⑤協働により創意工夫するまち

総合ビジョン

男女が個人として尊重されるまち新宿

具体的なビジョン

ワーク・ライフ・  
バランスが  
実現するまち

個性と能力を  
十分に発揮  
できるまち

あらゆる暴力の  
ない、尊厳を  
持って暮らせる  
まち

誰もが公平に  
参画できるまち

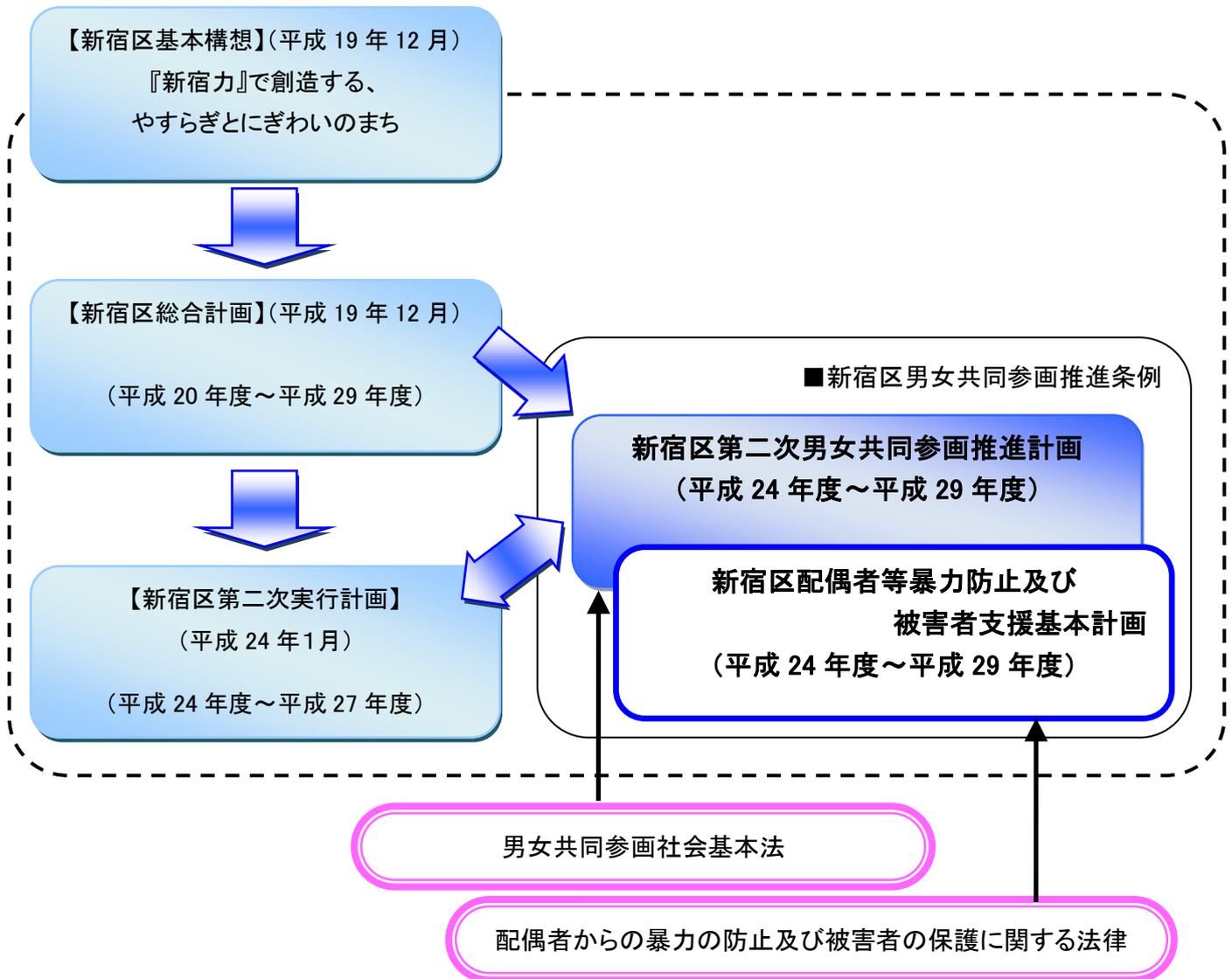
協働により創意工夫するまち

## 2 計画の性格・位置づけ

この計画は、男女共同参画社会基本法\*第 14 条第 3 項に定める「市町村男女共同参画計画」に位置づけられると同時に、新宿区男女共同参画推進条例第 9 条第 1 項に規定する基本計画であり、「新宿区総合計画」のまちづくりの基本目標Ⅱ「だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち」の実現をめざした分野別計画です。

今回の計画は、「新宿区男女共同参画推進計画」（平成 20 年度～平成 23 年度）に引き続く計画として策定しています。

なお、「新宿区第二次男女共同参画推進計画」の目標 3 は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下、「配偶者暴力防止法\*」という。）第 2 条の 3 第 3 項の規定に基づく区の「市町村基本計画」とします。



### 3 計画の期間

この計画は、平成 24（2012）年度から平成 29（2017）年度の6年間とします。ただし、計画の円滑な推進のために、「新宿区第二次実行計画」期間の終了や社会経済状況の変化等を考慮し、4年を目途に見直しを行います。

平成20年度 (2008)	平成21年度 (2009)	平成22年度 (2010)	平成23年度 (2011)	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)
新宿区男女共同参画推進計画				新宿区第二次男女共同参画推進計画					
			見直し				見直し		見直し

### 4 条例における基本理念

この計画は、「新宿区男女共同参画推進条例」に規定する男女共同参画の推進に関する5つの基本理念を踏まえて策定しています。

#### （1）男女の人権の尊重

男女を個人として尊重し、性別による差別的な取り扱いを受けることなく、その個性と能力を十分に発揮する機会を確保します。

#### （2）社会における制度や慣行についての配慮

性別による固定的な役割分担意識に基づく社会の制度や慣行により、男女の生き方が制約されることのないように配慮します。

#### （3）社会のあらゆる分野での活動の方針の立案や決定過程への共同参画

社会のあらゆる分野で、活動の方針の立案や決定の過程に、男女が社会の対等な構成員として共に参画する機会を確保します。

#### （4）家庭生活における活動と他の活動との両立

相互協力と社会の支援のもとに、子どもの養育や家庭の介護などにおいて、男女が共に家族の一員としての役割を果たし、そのほかの活動との両立ができるようにします。

#### （5）国際理解と協力

地域での国際化の進展に配慮し、国際理解のもとに男女共同参画を推進します。

# 第2章 新宿区の現状と課題

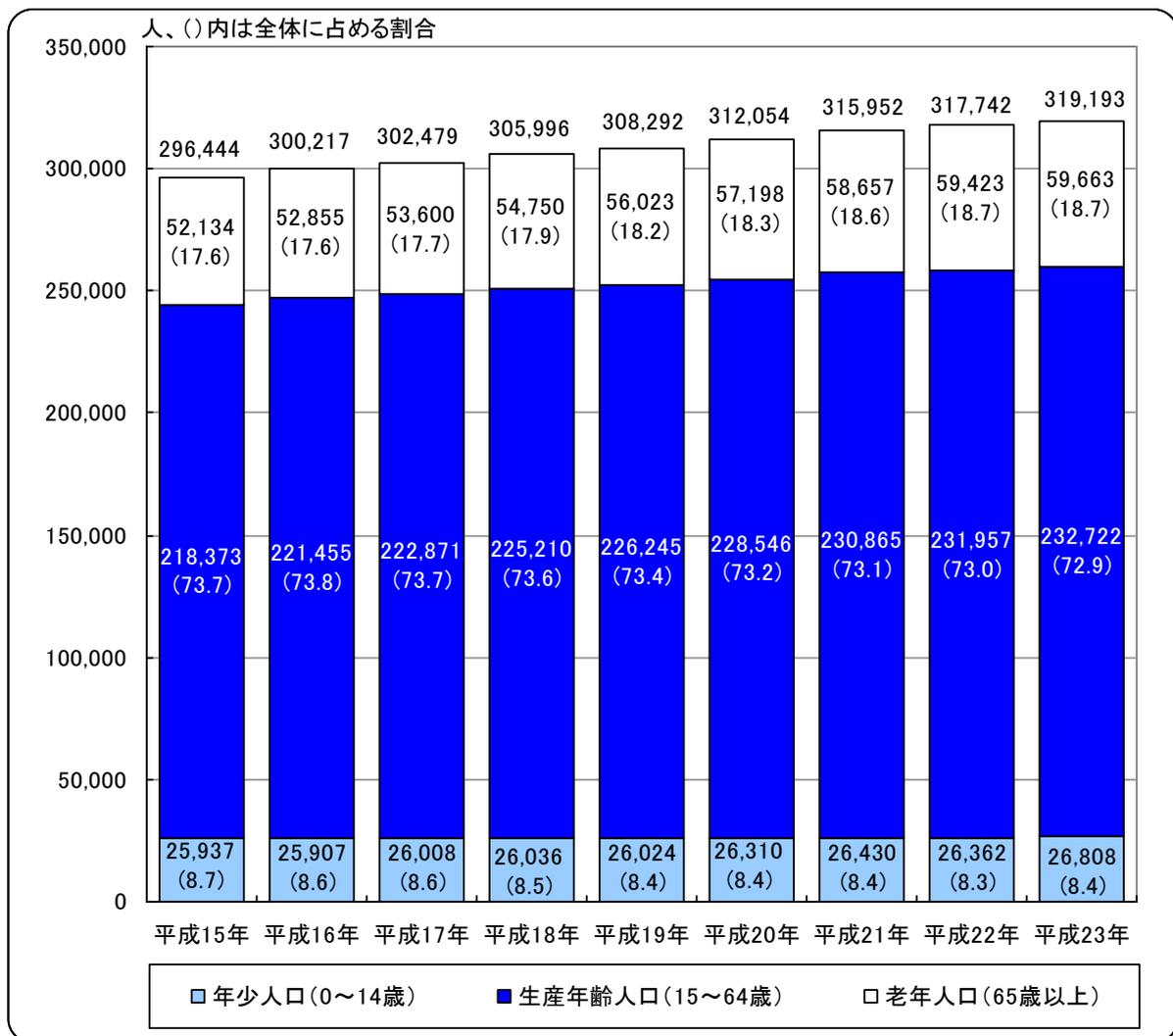
## 1 新宿区の現状

### (1) 総人口、年齢3区分別人口の推移

新宿区の総人口は、平成23年4月1日現在で319,193人となっており、年々増加しています。

年齢3区分別にみると、15～64歳の生産年齢人口と65歳以上の老年人口においては、一貫して人口が増加しています。0～14歳の年少人口は、平成16年以降は微増傾向にあります。

■総人口及び年齢3区分別人口、割合の推移



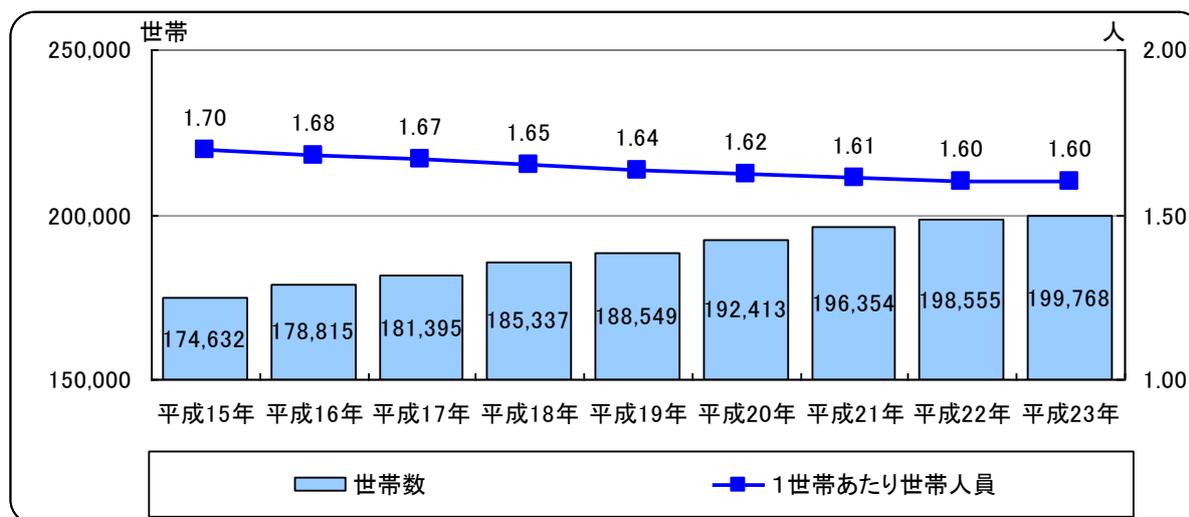
資料：住民基本台帳及び外国人登録人口（各年4月1日現在）

## (2) 世帯数の推移

新宿区の世帯数は、平成15年から一貫して増加し、平成23年には199,768世帯となっています。一方、1世帯あたりの世帯人員は減少が続いています。

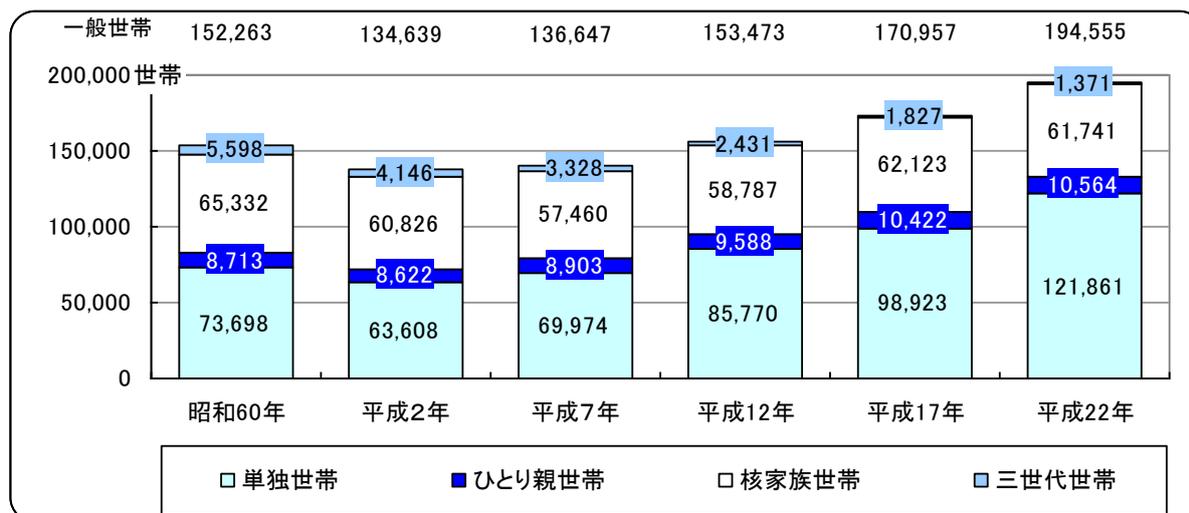
家族類型別にみると、新宿区は単独世帯の割合が高く、平成22年の国勢調査では、一般世帯の約63%を占めています。また、ひとり親世帯も増加しており、世帯の少人数化が進行していることがうかがえます。

### ■世帯数及び1世帯あたり世帯人員の推移



資料：住民基本台帳及び外国人登録人口（各年4月1日現在）

### ■家族類型別世帯数の推移



※一般世帯とは、「住居と生計を共にしている人々の集まりで持ち家や借家等の住宅に住む世帯」と「下宿や会社の独身寮に住む単身者や住宅以外に住む世帯」の合計を指す。

※ひとり親世帯とは、「男親と子供から成る世帯」と「女親と子供から成る世帯」の合計を指す。

※三世帯世帯とは、「夫婦、子供と両親から成る世帯」と「夫婦、子供と片親から成る世帯」の合計を指す。

資料：総務省「国勢調査」（各年10月1日現在）

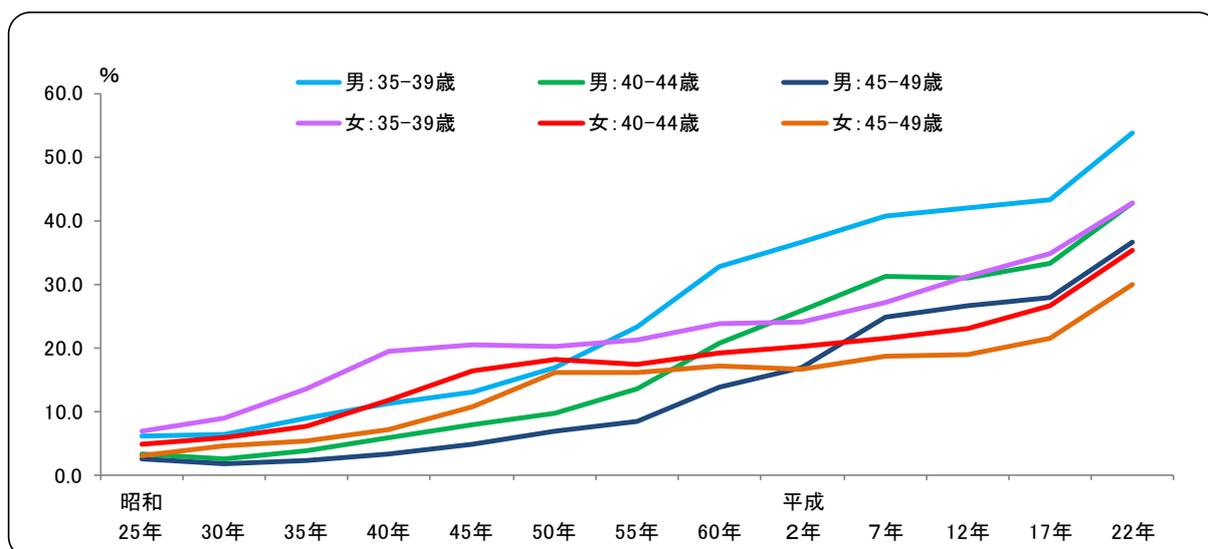
### (3) 配偶関係

平成 22 年国勢調査における新宿区の男女別 15 歳以上人口を配偶関係別にみると、男性は、「未婚」が 50.0%、「有配偶」が 44.3%、「死別」が 2.1%、「離別」が 3.6%となっています。一方、女性は、「未婚」が 42.3%、「有配偶」が 41.9%、「死別」が 10.0%、「離別」が 5.8%となっています。

15 歳以上人口の男女に占める「未婚」の割合について全国と新宿区とを比較すると、全国では男性の「未婚」は 31.9%、女性は 23.3%です。新宿区では男女とも「未婚」の割合が相当高くなっていることが分かります。

また、未婚率を年齢階級別にみると、平成 17 年からの 5 年間で、男女ともに 30 歳代後半から 40 歳代後半の未婚率が大きく増加しています。特に、35～39 歳男性では 53.8%が 10.5 ポイント上昇しています。35～39 歳女性では 42.8%で 7.9 ポイント、40～44 歳女性では 35.4%で 8.8 ポイントの上昇がみられます。

#### ■新宿区の未婚率の推移

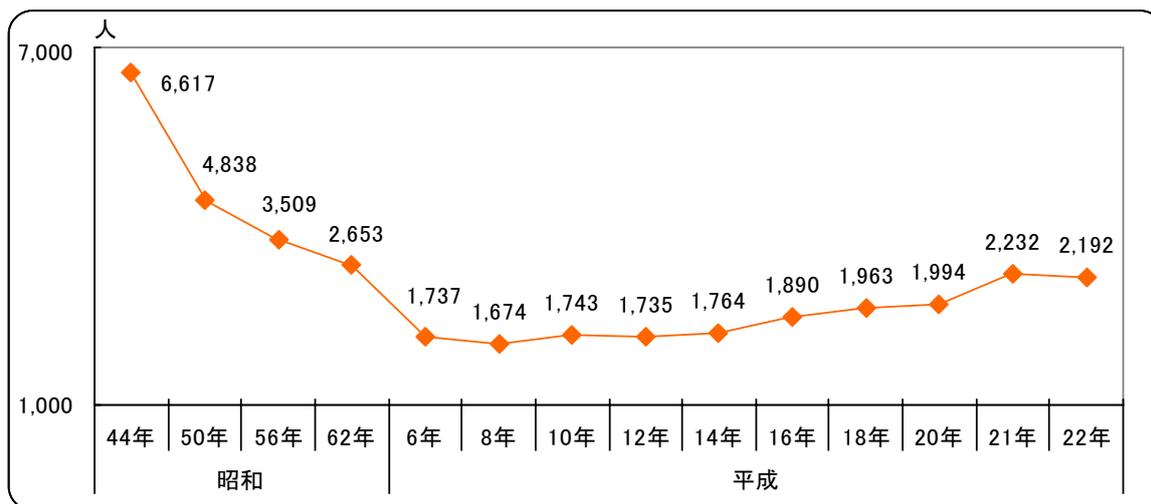


資料：総務省「国勢調査」(各年 10 月 1 日現在) から作成

### (4) 出生数の推移

新宿区において、昭和44年に生まれた子どもの数は6,617人でした。その後減少が続き、平成6年には2,000人を割りました。しかし、平成12年からは微増に転じ、平成21年には再び2,000人を超えています。

#### ■出生数の推移

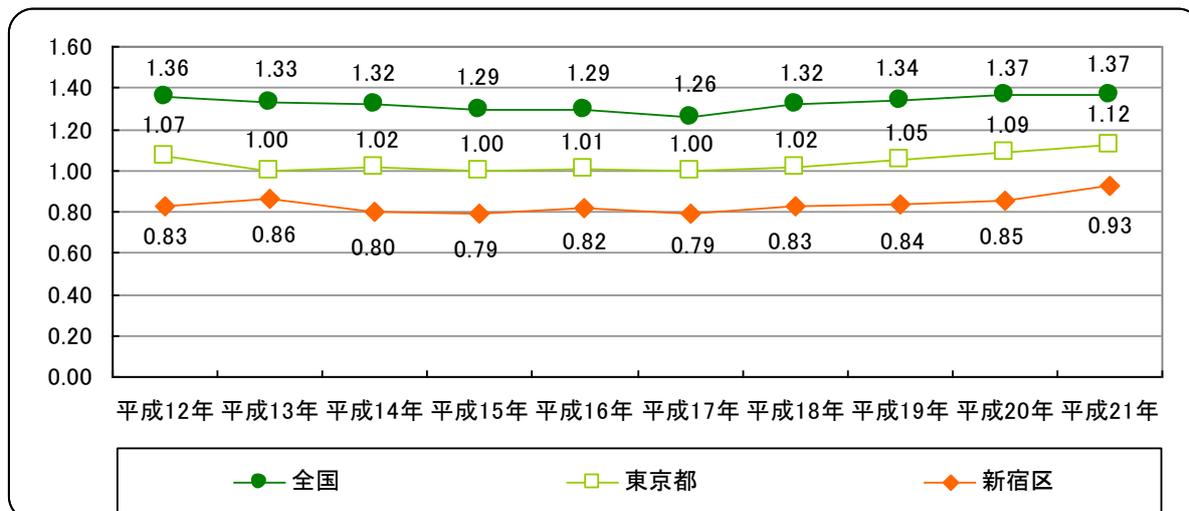


資料：新宿区「新宿区の統計（平成23年）」

### (5) 合計特殊出生率\*の推移

新宿区の合計特殊出生率は、全国の都道府県で最も低い東京都よりも低い値で推移しています。しかし、平成15年、17年には0.8を割ったものの、平成18年以降増加に転じ、平成21年には0.93と過去10年間の中で最も高い値となっています。

#### ■合計特殊出生率の推移



資料：東京都、新宿区：東京都福祉保健局「人口動態統計」

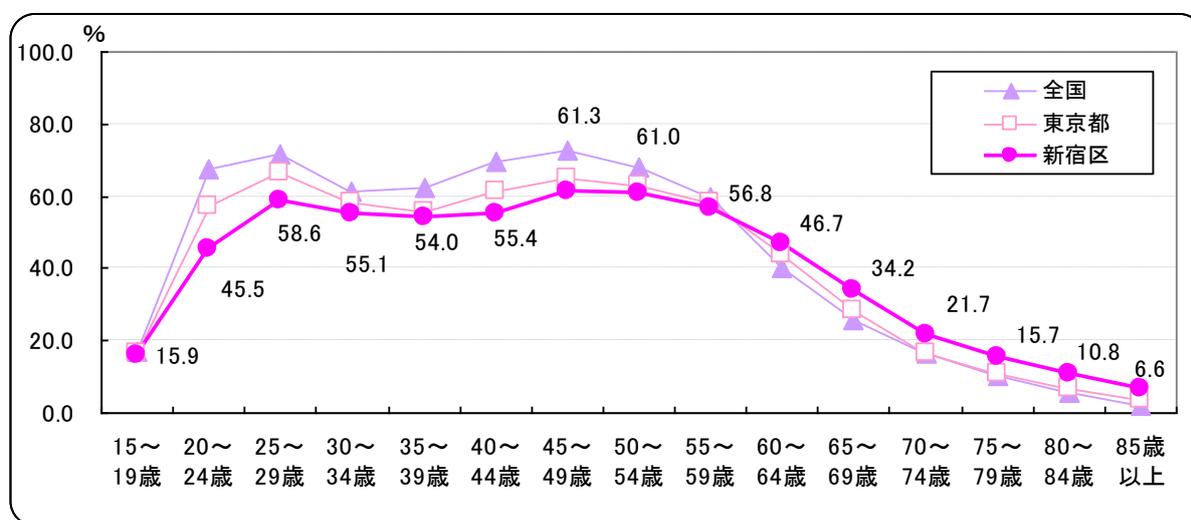
全国：厚生労働省「人口動態統計年報」

## (6) 女性の就労の状況

新宿区における女性の労働力率\*をみると、全国、東京都と比べて、50歳代までは低くなっています。また、子育て世代の女性が離職することによって生じるM字曲線\*の底が全国、東京都より浅く、台形に近くなっています。

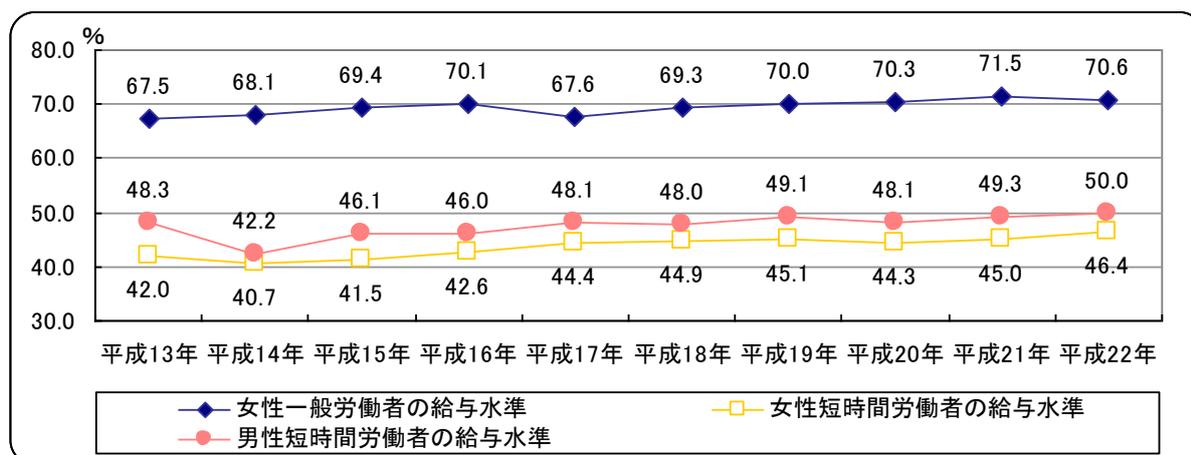
また、全国の男女の賃金格差をみると、正規雇用者など一般労働者における男女の1時間当たりの平均所定内給与の格差は、男性一般労働者の給与水準を100としたとき、平成22年の女性一般労働者が給与水準は70.6となっており、格差が大きくなっています。さらに、短時間労働者の給与水準についても、男性50.0、女性46.4と低い状況になっています。

### ■女性の労働力率



資料：総務省「国勢調査」（平成17年10月1日現在）

### ■労働者の1時間当たり平均所定内給与格差の推移（男性一般労働者＝100）



資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

※男性一般労働者の1時間当たり平均所定内給与額を100として、各対象の1時間当たり平均所定内給与額の水準を算定。

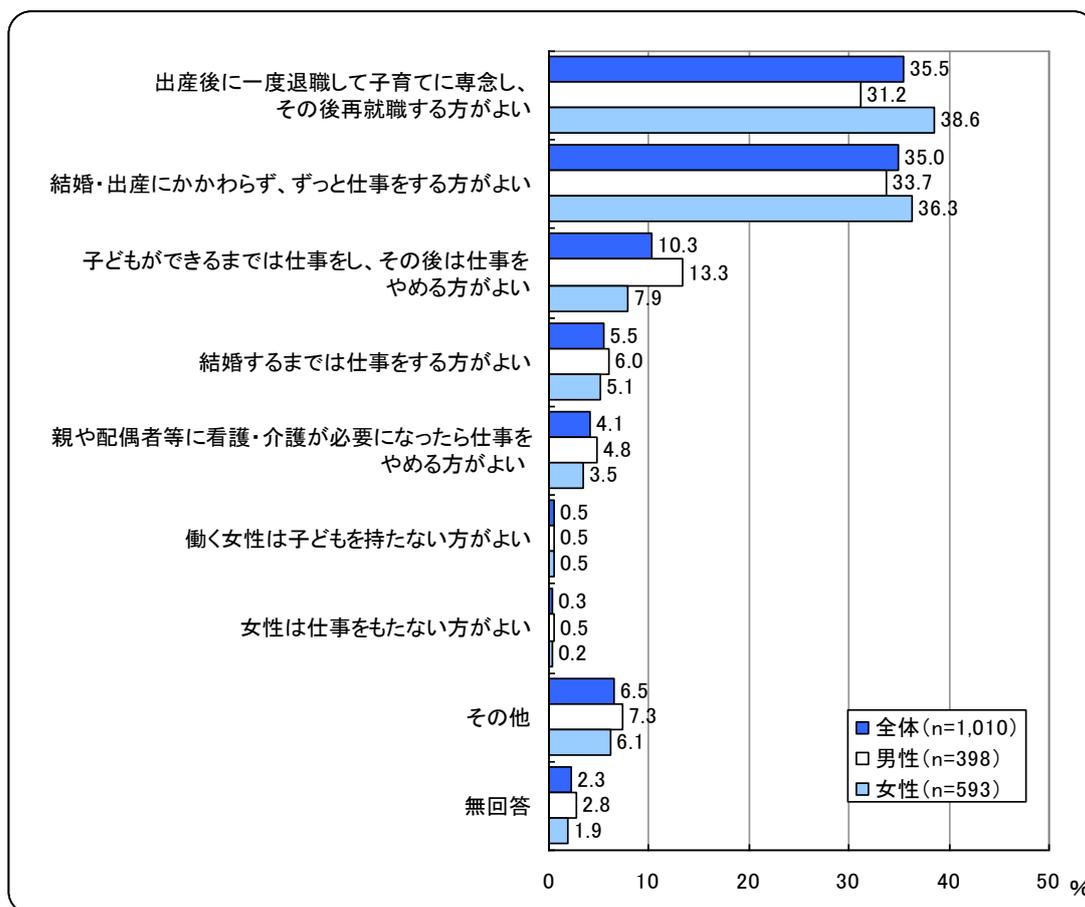
平成22年度に実施した「新宿区男女共同参画に関する区民の意識・実態調査」（以下「区民意識・実態調査」という。）によると、望ましいと思う女性の働き方について、全体では「出産後に一度退職して子育てに専念し、その後再就職する方がよい【再就職型】」が35.5%、「結婚・出産にかかわらず、ずっと仕事をする方がよい【職業継続型】」が35.0%となっています。

しかし、内閣府が平成21年10月に実施した「男女共同参画社会に関する世論調査」では、「女性が職業を持つことについての考え方」という設問に対し、最も高い回答は「子どもができて、ずっと職業をつづける方がよい【職業継続型】」が45.9%、次いで「子どもができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい【再就職型】」が31.3%となっています。区では【職業継続型】と【再就職型】が均衡しているものの、内閣府の結果とは順位が異なる結果となっています。

また、性別でみると、女性では【再就職型】が38.6%と最も高く、男性の31.2%を7.4ポイント上回っています。

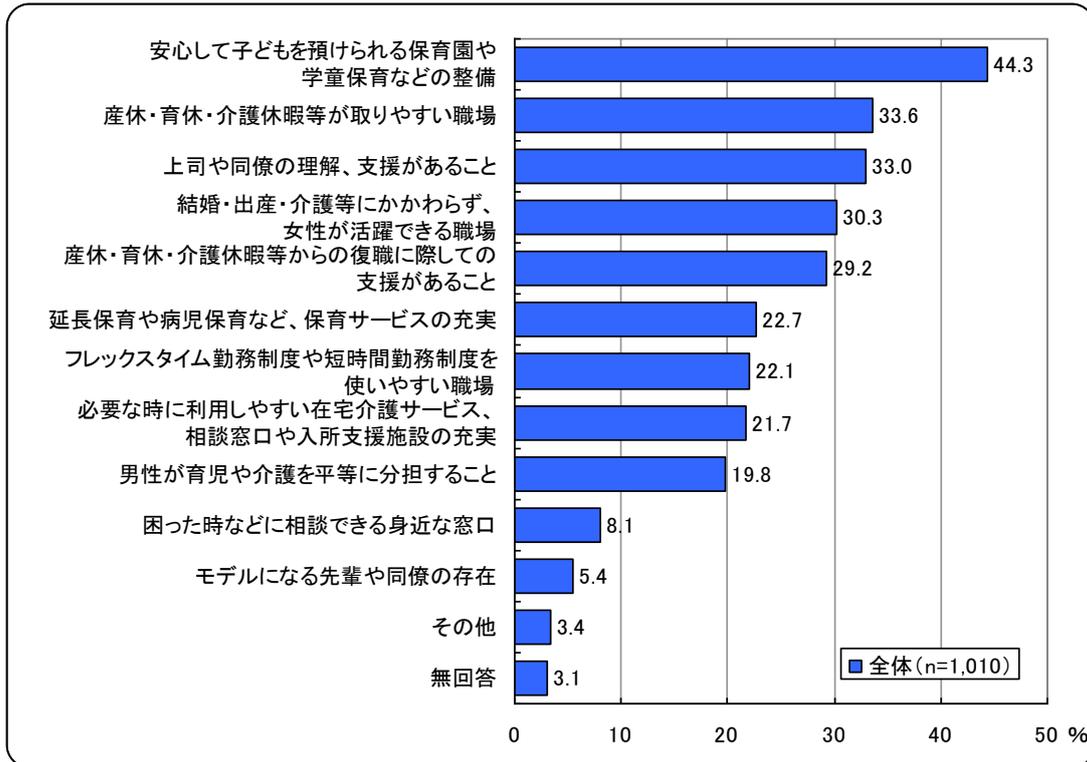
女性が就労を継続するために必要なことについては、「安心して子どもを預けられる保育園や学童保育などの整備」が44.3%と最も高く、次いで「産休・育休・介護休暇等が取りやすい職場」が33.6%、「上司や同僚の理解、支援があること」が33.0%となっています。

■女性の望ましい働き方



資料：新宿区「男女共同参画に関する区民の意識・実態調査」（平成22年10月実施）

## ■女性の就労継続のために必要なこと



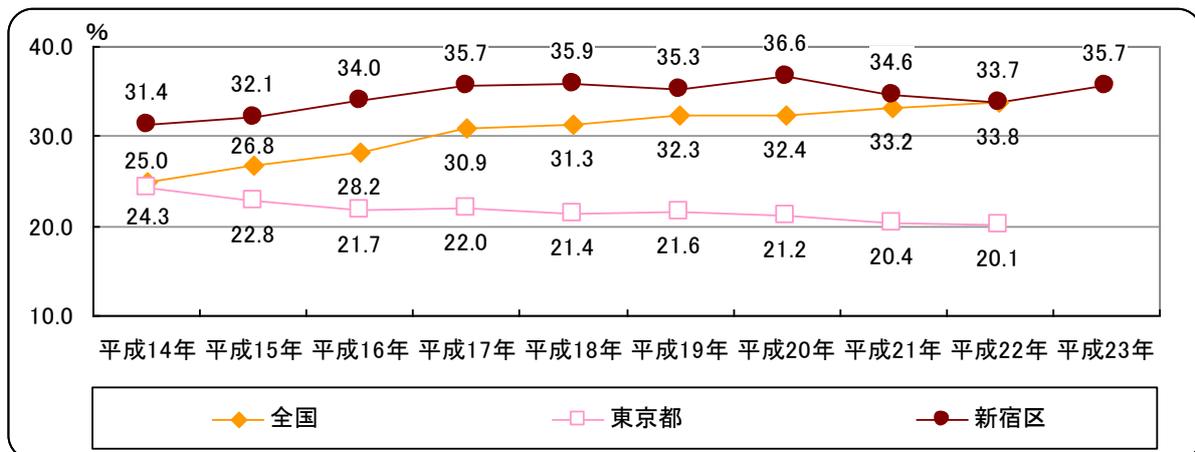
資料：新宿区「男女共同参画に関する区民の意識・実態調査」（平成22年10月実施）

## （7）女性の参画率の推移

審議会等における女性委員の割合は、平成23年度に40%となることを目標に取り組んでいます。平成14年以降増加傾向にあります。平成23年4月1日現在で35.7%となっており、目標の40%を達成していません。

なお、全国や東京都と比べると、高い参画率となっています。

## ■審議会等における女性委員の比率



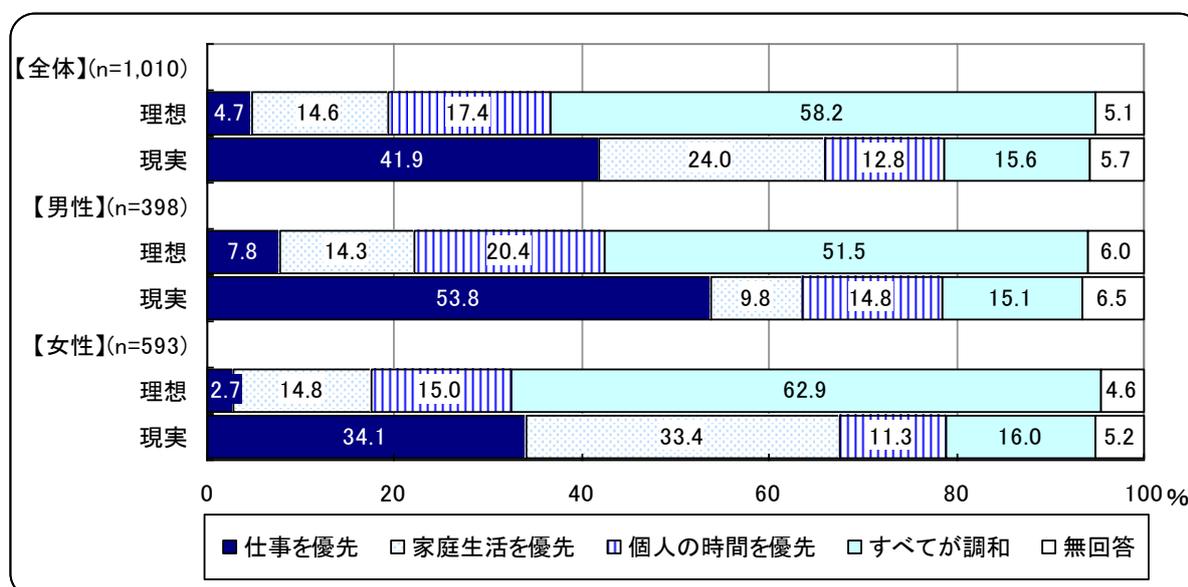
資料：東京都、新宿区：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」（各年4月1日現在）  
 全国：内閣府男女共同参画局「国の審議会等における女性委員の参画状況調べ」（各年9月30日現在）

### (8) ワーク・ライフ・バランスの状況

仕事と家庭生活、個人の時間のバランスについては、全体では、「すべてが調和」した生活を理想とする割合が 58.2%と最も高いものの、現実では「すべてが調和」できている割合は 15.6%と低くなっており、「仕事を優先」している割合が 41.9%と最も高くなっています。

男女別でも、「すべてが調和」した生活を理想とする割合が最も高く、男性で 51.5%、女性で 62.9%となっていますが、現実では男性は「仕事を優先」している割合が 53.8%と過半数を超えているものの、女性では「仕事を優先」が 34.1%、「家庭生活を優先」が 33.4%と二極化しています。

#### ■仕事、家庭生活、個人の時間のバランス



資料：新宿区「男女共同参画に関する区民の意識・実態調査」(平成22年10月実施)

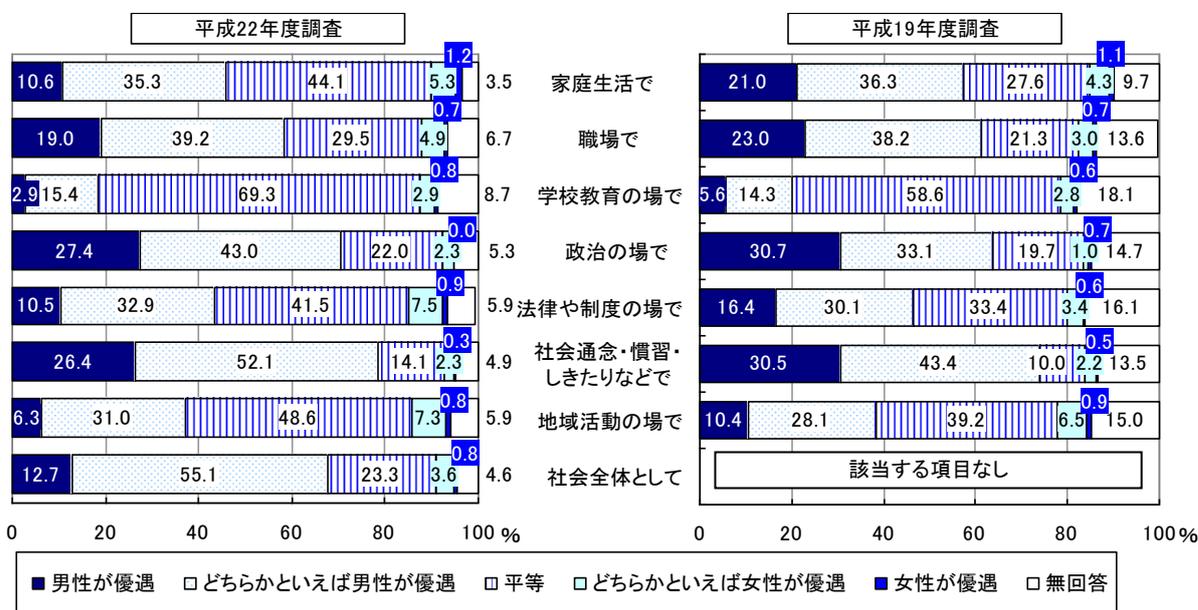
## (9) 男女平等の意識について

さまざまな分野における男女の地位の平等感については、『男性優遇』、『平等』、『女性優遇』を比較すると、「学校教育の場で」と「地域活動の場で」で『平等』の割合が最も高くなっています。その他の選択肢では、『男性優遇』が最も高くなっています。

平成 19 年度調査結果と比較すると、すべての項目で『平等』の割合が増加しており、少しずつではありますが、着実に意識が変わってきていることがうかがえます。特に「家庭生活の場で」と「学校教育の場で」で大きく増加しています。

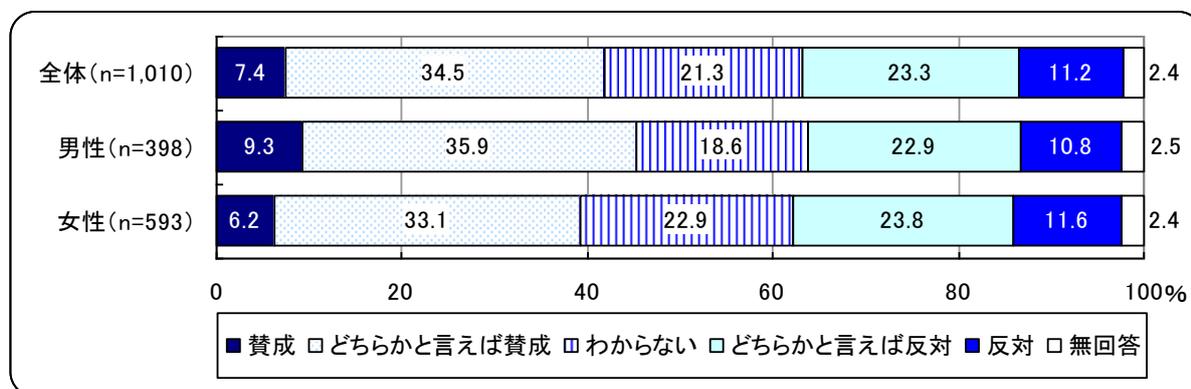
性別役割分担に対する意識については、男性、女性ともに『賛成』が『反対』を上回っており、性別役割分担に肯定的な考えを持っている割合が高いことがうかがえます。

### ■さまざまな分野における男女の地位の平等感



資料：新宿区「男女共同参画に関する区民の意識・実態調査」（平成 22 年 10 月実施）

### ■性別役割分担に対する意識



資料：新宿区「男女共同参画に関する区民の意識・実態調査」（平成 22 年 10 月実施）

## 2 男女共同参画推進計画の実績

区では、「新宿区男女共同参画推進計画」（平成20年度～平成23年度）に基づき、“男女が、すべて人として平等であり、個人として尊重される社会を実現すること”をめざして、さまざまな施策を実施してきました。

### 目標1 仕事と家庭、地域活動との調和がとれた生活の実現

男女が共に家族としての責任を担い、仕事と家事や育児、介護、地域活動などを両立できるようにすることは、男女共同参画社会の基本的な考え方の一つであり、これらをバランスよく担うことが大切であるという観点から、区では、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に向けたさまざまな取組みを行ってきました。

仕事と子育てや介護との両立支援や働きやすい職場づくりなどに積極的に取り組んでいる事業者を認定する制度である「ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度」は、平成22年度には4社を認定しました。また、事業者のワーク・ライフ・バランスの推進を支援するため、希望する企業にコンサルタント派遣を行っていますが、平成22年度には7社を宣言企業として認定し、計37回派遣を行いました。

ワーク・ライフ・バランスを推進するうえで、子育てに関する支援は重要であり、平成22年3月に策定された「新宿区次世代育成支援計画（平成22年度～平成26年度）」の中でもビジョンの一つとして「ワーク・ライフ・バランスが実現するまち」を掲げるなど、積極的に連携を図りながら、各施策を推進しています。

職場における男女共同参画の推進については、働きやすい職場づくりに向けて積極的に事業者や区民に対するセミナーを開催してきました。

<目標1の主な実績>

	20年度	21年度	22年度
ワーク・ライフ・バランス認定企業数	9社	4社	4社
ワーク・ライフ・バランスコンサルタント派遣回数	13回	40回	37回

## 目標2 人権の尊重と生涯を通じた健康づくり

配偶者やパートナーからの暴力は重大な人権侵害であり、犯罪であるという観点から、配偶者等からの暴力の防止に向けて、積極的に取り組んできました。

配偶者やパートナーからの暴力に関するパンフレットを作成するとともに、新宿区女性問題に関する相談機関連携会議を開催するなど、相談・連携体制の強化に向けても取り組んできました。

女性及び母子の緊急一時保護については、区内に2か所ある宿泊施設において、速やかに保護を行い、身体の安全確保やその後の自立に向けた積極的な支援を行ってきました。

また、広く生涯を通じた健康づくりが重要であるという観点から、性や健康に関する正しい知識を習得するための講座を開催するとともに、保健センターを中心に、さまざまな相談に対応してきました。

<目標2の主な実績>

	20年度	21年度	22年度
男女共同参画推進センター講座実施回数	26回	32回	29回
男女共同参画推進センター講座参加人数	1,196人	929人	1,146人

## 目標3 男女共同参画を推進するための啓発・しくみづくり

男女共同参画を推進するためには、すべての区民が男女共同参画に対する正しい認識を持つことが重要であるという観点から、男女共同参画に向けた意識の形成に取り組んできました。

男女共同参画情報誌「ウィズ新宿」では、男女共同参画に関する幅広い情報を掲載し、広く区民や事業者に情報発信及び啓発に努めてきました。その成果もあり、「区民意識・実態調査」では、区の男女共同参画に関する取組みの中で最も認知度が高いものとなっています。

また、男女共同参画の意識づくりのためには、子どもの頃からの教育が重要であることから、小学校高学年向け啓発誌「みんないきいき」を発行するなど、男女共同参画についての認識を深める教育を推進してきました。

男女共同参画を推進するためのしくみづくりについては、審議会等の女性委員の割合を40%にすることと女性委員のいない審議会等の解消を目標に掲げており、関係各課においてそれぞれ推進を図っています。

また、政策・方針決定過程の場に女性が積極的に参画するため、各種講座を開催するなど、人材育成に努めてきました。

<目標3の主な実績>

	20年	21年	22年	23年
審議会等における女性委員の比率（各年4月1日）	36.6%	34.6%	33.7%	35.7%
女性委員のいない審議会等の数（各年4月1日）	9	11	9	7

## 目標4 計画推進体制の整備

計画の推進に向けては、その拠点となる男女共同参画推進センターの機能の充実として、従来は休館日であった月曜日の開所や男性相談員による相談を開始し、平成20年度に名称を「女性総合相談」から「悩みごと相談室」に変更することで相談体制の充実を図りました。

また、男女共同参画に関する基本的な事項についての審議や、計画の実施状況を継続的に点検し、施策の方向性について提言していただくため、区民参加による男女共同参画推進会議を運営しています。

その他にも広く男女共同参画の実現に向けた取組みを行うため、職員研修を行うなど、全職員が男女共同参画の視点に立って業務が行えるよう、取り組んできました。

<目標4の主な実績>

	20年度	21年度	22年度
男女共同参画推進センター悩みごと相談室受付件数	945件	992件	953件

### 3 男女共同参画の主な課題と方向性

以上の各種調査結果や現状分析により、新宿区における男女共同参画の主な課題と方向性をまとめると以下ようになります。

#### ●仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の取組みが求められています

- ・新宿区では、男女共同参画の推進のために、仕事と家事や育児、介護、地域活動などをバランスよく担うことが大切であるという観点から、他の自治体に先駆けて、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んできました。
- ・「区民意識・実態調査」によると、仕事と家庭生活、個人の時間のバランスについて、「理想」と「現実」の差が最も大きいのは「すべてが調和」で、差は 42.6 ポイント、「仕事を優先」の差は 37.2 ポイントとなっており、回答者の多くは希望するバランスが実現されていないことがうかがえます。
- ・「区民意識・実態調査」によると、女性が継続して就労するために必要なことは、「安心して預けられる保育園や学童保育などの整備」が 44.3%と最も高く、次いで「産休・育休・介護休暇等が取りやすい職場」が 33.6%となっており、子育て支援策との連携が必要であるとともに、事業者に対する啓発が重要となっています。
- ・平成 22 年度に実施した「新宿区ワーク・ライフ・バランスに関する企業および従業員の意識・実態調査」（以下「企業および従業員の意識・実態調査」という。）によると、事業所にはワーク・ライフ・バランス支援策の導入状況を、従業員にはその制度の利用意向を聞いたところ、「再雇用制度」（事業所の導入割合は 57.7%、従業員の利用意向は男性 39.0%、女性 40.0%）は事業所、従業員ともやや高くなっています。一方、「フレックスタイム勤務制度\*」（事業所の導入割合は 28.7%、従業員の利用意向は男性 49.4%、女性 52.5%）、「法定を超える育児休業、介護休業制度」（事業所の導入割合は 20.9%、従業員の利用意向は男性 34.6%、女性 50.0%）のように、従業員の利用意向は高いが、事業所に十分に導入されているとは限らない制度が見られることから、事業者に対して、ワーク・ライフ・バランス支援策の導入を促す必要があります。

以上のことから、目標 1 を、

**<ともにささえあう>**

**目標 1 ワーク・ライフ・バランスの推進**

と位置づけます。

## ● 固定的な性別役割分担意識\*が根強く残っています

- ・「区民意識・実態調査」によると、男女の地位の平等感については、「学校教育の場」、「地域活動の場」を除いたいずれの分野でも、多くの区民が「男性優遇」と回答しており、特に、「社会通念・慣習・しきたりなど」は 78.5%、「政治の場」は 70.4%、「社会全体」は 67.8%、「職場」は 58.2%と不平等感が強くなっており、引き続き、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた取り組みが必要です。
- ・「区民意識・実態調査」によると、「男は外で働き、女は家庭を守る」という固定的な役割分担意識については、賛成 41.9%に対し反対は 34.5%と賛成が反対を上回っており、高齢者だけでなく、若い世代でもその傾向がみられます。

## ● 人権の尊重とライフステージに応じた健康づくりが重要です

- ・「区民意識・実態調査」によると、性に関する権利が侵害されていると思うことで、すべての選択肢において「人権侵害だと思わない」の割合で男性が女性を上回っています。
- ・「区民意識・実態調査」によると、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ\*を支援するために必要なことは、「子どもの成長と発育に応じた性教育」が 61.1%と最も高く、次いで「性や妊娠・出産についての情報提供・相談体制の充実」が 40.9%、「H I Vなどの性感染症についての情報提供・相談体制の充実」が 34.7%となっており、子どもの頃からの教育や情報提供、相談体制の充実が求められていることがわかります。

以上のことから、目標2を、

### <ともにみとめあう>

### 目標2 多様な生き方を認めあう社会づくり

と位置づけます。

#### 【リプロダクティブ・ヘルス/ライツとは】

「性と生殖に関する健康と権利」と訳され、人間の性と生殖に関する健康と権利の確立にかかわる包括的な考え方です。リプロダクティブ・ヘルスとは、主に女性の全生涯において、身体的、精神的、社会的に良好な健康状態であることとされ、リプロダクティブ・ライツは、女性が自らの意思で妊娠・出産等について選択できる自己決定権を尊重し、リプロダクティブ・ヘルスを享受する権利をいいます。

## ●配偶者等からの暴力のない社会の実現に向けた取組みを強化する必要があります

- ・配偶者等からの暴力\*（ドメスティック・バイオレンス。以下「DV」という。）は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が十分に行われてこなかった現状があります。
- ・「区民意識・実態調査」によると「DVをされた経験がある」の割合は、男性が19.1%、女性が27.0%と女性の方が高くなっており、男性の被害者も少なからずいますが、女性の方が被害者となる傾向が高いと言えます。
- ・「区民意識・実態調査」によると「DVについて相談した経験の有無」について性別で見ると、女性では「相談した」割合が37.0%で男性よりも26.7ポイント高くなっています。一方で男性は「相談しようとは思わなかった」の割合が57.7%と最も高く、おおむね男性は相談をしていない傾向にあるといえます。
- ・「区民意識・実態調査」において「DVについて、自分がされたことがある行為」について「相談しなかった理由」をみると、「相談しようとは思わなかった」人では、「相談するほどのことではないと思った」が60.0%と最も高くなっています。「相談したかったが、相談しなかった」人では、「誰に相談してよいのかわからなかった」が56.0%と最も高く、相談先を必要としていることがうかがえます。そのため、DVに対する啓発や相談窓口等の情報提供が重要となります。
- ・平成20年1月から「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、区市町村における被害者への支援の充実が求められています。

## ●若いころからのDV対策が重要です

- ・近年、デートDV\*と言われる若年層の恋人同士などの親密な関係での男女間の暴力も問題になっています。
- ・平成20年度内閣府実施の「男女間における暴力に関する調査」によると、交際相手からの暴力の被害経験について、「あった」と回答した割合が男性で4.3%、女性で13.6%となっています。
- ・DVを防止するためには、若いころからDVに対する正しい認識をもつことが重要です。

以上のことから、目標3を、

**<ともにおもいやる>**

**目標3 人権の尊重と配偶者等からの暴力のない社会の実現**  
**【新宿区配偶者等暴力防止及び被害者支援基本計画】**

と位置づけます。

## ●男女共同参画に対する理解を深めていく必要があります

- ・「区民意識・実態調査」によると、「男女共同参画社会基本法」や「新宿区男女共同参画推進条例」などの言葉を聞いたことがない人の割合はそれぞれ46.8%、63.8%と認知度が低く、また、新宿区で実施している男女共同参画にかかわる取組み事業の認知度についても、いずれも3割を下回る結果となっており、十分に周知できていない状況がうかがえます。
- ・「区民意識・実態調査」によると、男女共同参画社会を実現するために学校教育の場での力を入れるべきことは、「男女にかかわらず、相手を人として尊重する指導をする」の割合が75.1%と最も高いことから、教育分野の重要性がうかがえます。そのため、男女共同参画の視点を持った教育を継続して行う必要があります。

## ●女性が活躍するためのしくみづくりが必要です

- ・区の審議会等に占める女性委員の割合は年々比率が上がっており、目標値の40%に近づいています。しかし、審議会等によっては、女性委員が少ない、またはいない審議会があるため、引き続き性別の偏りをなくしていく必要があります。そのためには、女性があらゆる分野に参画し活躍できるよう、人材育成に努める必要があります。

## ●地域づくりにおいて男女双方の視点が必要です

- ・「区民意識・実態調査」によると、「地域活動の場で」男女平等になっていると感じている割合は48.6%と「学校教育の場で」の69.3%に次いで高くなっています。そのため、引き続き、地域活動への男女双方の参画を促すとともに、方針決定過程への女性の参画を推進する必要があります。

以上のことから、目標4を、

**<ともにかがやく>**

**目標4 あらゆる場面における男女共同参画の推進**

と位置づけます。



## ●全庁体制で男女共同参画を推進していく必要があります

- ・男女共同参画は、区のすべての施策にその視点が必要であり、全庁体制で進めていくものとなります。そのため、行政内の関連する部署との連携を密にするとともに、各分野での個別計画との整合性を図りながら、それぞれの課題に基づいた取組みを総合的に進めていくことが重要です。

## ●区民や事業者、NPO、国・都等など幅広い連携が必要です

- ・男女共同参画を推進するためには、行政内部での連携はもちろんのこと、区民や事業者、NPO等と行政とのパートナーシップにより、さらに活動に広がりを持たせていくことも必要となっています。
- ・また、区だけでは対応が困難な課題の解決に向けて、国・都に要望を行っていくとともに、関連する法制度の周知等については、互いに連携しながら区民や事業者に働きかける必要があります。

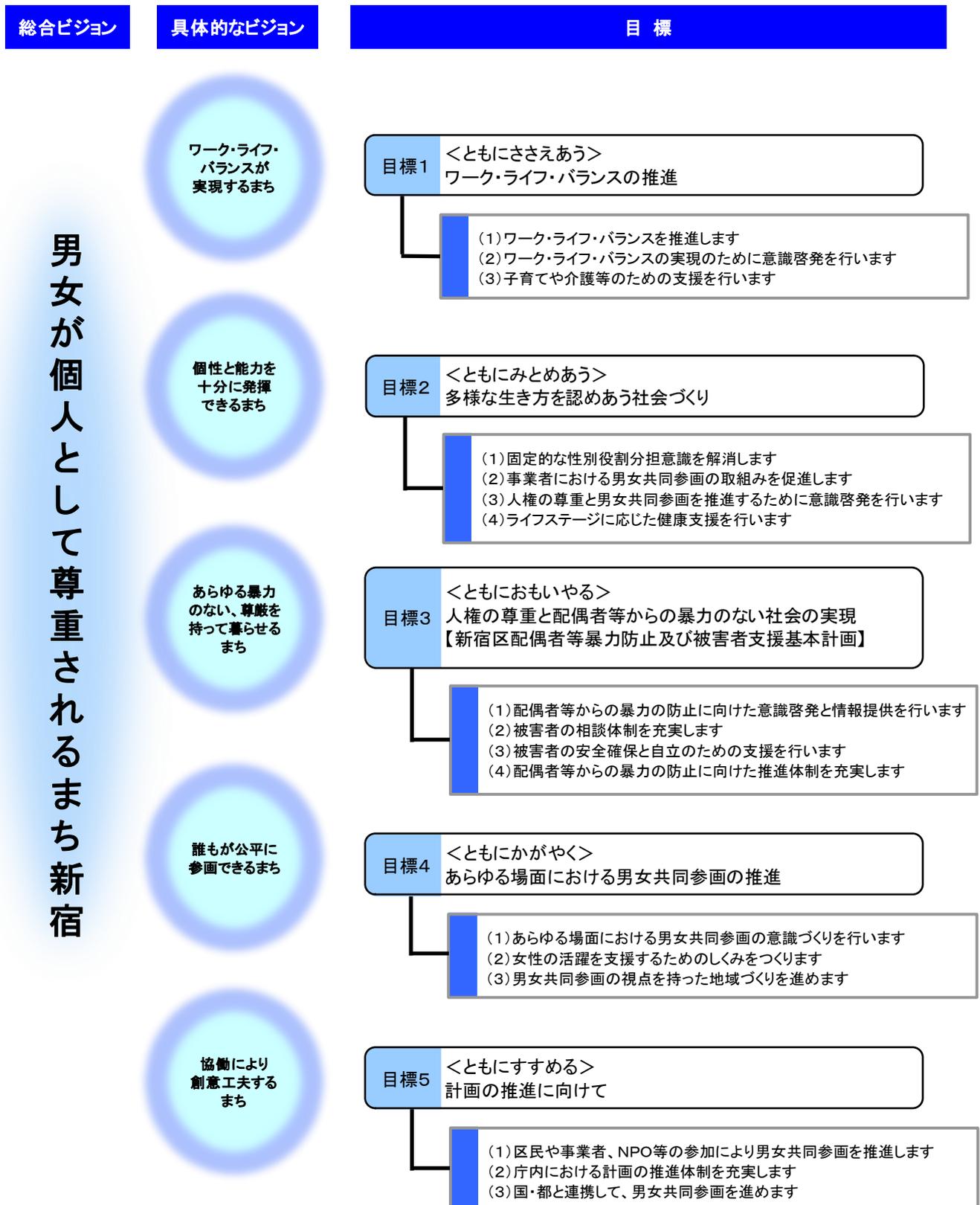
以上のことから、目標5を、

### <ともにすすめる> 目標5 計画の推進に向けて

と位置づけます。

# 第3章 計画の体系

## 1 計画の体系図



## 2 事業一覧

### <ともにささえあう>

#### 目標1 ワーク・ライフ・バランスの推進

事業1	ワーク・ライフ・バランス推進企業の認定	P27
事業2	男性の育児・介護サポート企業応援事業	P27
事業3	ワーク・ライフ・バランス推進優良企業表彰	P27
事業4	地域活動への参加の促進	P29
事業5	区職員のワーク・ライフ・バランスを推進するための職場づくり	P29
事業6	働きやすい職場環境・風土づくりへの支援	P31
事業7	ワーク・ライフ・バランスセミナーの実施	P31
事業8	ワーク・ライフ・バランスを推進している事業者の紹介	P31
事業9	ワーク・ライフ・バランスの普及啓発	P32
事業10	保護者が選択できる多様な保育環境の整備	P34
事業11	保育園・幼稚園の子ども園への一元化	P34
事業12	子どもの居場所づくりの充実	P35
事業13	子ども・若者に関する相談の充実と関係機関のネットワーク化	P35
事業14	子ども家庭支援センターの拡充	P36
事業15	一時保育など多様な保育サービスの充実	P36
事業16	病児・病後児保育の充実	P37
事業17	ファミリー・サポート事業の推進	P37
事業18	妊婦や出産直後の産婦への支援	P37
事業19	子育て中の親に対する学習機会の充実	P38
事業20	在宅子育て支援サービスの充実	P38
事業21	社会全体で介護を支えるための意識啓発	P40
事業22	事業者に対する介護支援のための環境整備の促進	P40
事業23	介護保険サービスの基盤整備	P40

### <ともにみとめあう>

#### 目標2 多様な生き方を認めあう社会づくり

事業24	若い世代や男性に向けた意識啓発	P43
事業25	多様な学習機会や情報の提供	P43
事業26	事業者に対する働き方による不利益を解消するためのしくみづくり	P46
事業27	区民・事業者への実態調査の実施と活用	P46
事業28	職場環境整備のための情報提供	P47
事業29	区民に対するセクシュアル・ハラスメント防止のための啓発・相談の強化	P47
事業30	区職員に対するセクシュアル・ハラスメント防止体制の強化	P47
事業31	児童虐待やいじめの防止に向けた取組み	P49
事業32	高齢者虐待防止に向けた取組み	P50
事業33	障害者虐待防止に向けた取組み	P50
事業34	広報や情報誌等を通じた男女平等の意識啓発	P51
事業35	男女平等の視点からの広報、出版物についての配慮	P51
事業36	メディア・リテラシーの普及・育成	P51
事業37	性にかかわる相談体制の整備	P52
事業38	売買春や性的商品化防止についての意識啓発の推進	P52
事業39	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの概念の普及啓発	P54
事業40	不妊に関する情報提供	P54
事業41	エイズ・性感染症の予防啓発	P55
事業42	健康相談、健康診査、医療情報の提供	P55
事業43	女性の健康支援	P55
事業44	メンタルヘルスの普及啓発とストレスマネジメント	P56
事業45	事業者に対するこころの健康づくりの促進	P56
事業46	身近に相談できる環境の整備	P56

**<ともにおもいやる>****目標3 人権の尊重と配偶者等からの暴力のない社会の実現  
【新宿区配偶者等暴力防止及び被害者支援基本計画】**

事業 47	「女性の人権」に関する意識の向上	P69
事業 48	配偶者等からの暴力の防止	P69
事業 49	女性への暴力に関する相談体制の整備	P72
事業 50	外国人被害者への対応	P72
事業 51	女性及び母子緊急一時保護	P74
事業 52	民間団体・NPO等との連携	P74
事業 53	関係機関とのネットワーク整備	P77
事業 54	配偶者暴力相談支援センター設置の検討	P77
事業 55	国・東京都への要望と連携の強化	P77

**<ともにかがやく>****目標4 あらゆる場面における男女共同参画の推進**

事業 56	男女共同参画に関する情報提供	P79
事業 57	男女平等・男女共同参画を目指した講演会の開催	P79
事業 58	相談事業の充実	P79
事業 59	男女平等・男女共同参画に関する区民意識調査の実施	P80
事業 60	男女共同参画の視点からの教育活動の編成	P80
事業 61	適切な進路指導の徹底	P80
事業 62	男女平等教育研修の充実	P81
事業 63	女性教員の管理職昇任選考の受験勧奨	P81
事業 64	保護者への学習機会や情報の提供	P81
事業 65	家庭・地域団体に対する多様な学習機会や情報の提供	P82
事業 66	女性の視点を取り入れた避難所の整備	P82
事業 67	審議会等における女性の積極的な登用	P85
事業 68	女性の政策・方針決定過程への参画に向けた意識啓発	P85
事業 69	政策・方針決定過程への女性職員の参画の推進	P85
事業 70	女性の人材育成支援	P86
事業 71	女性の就職・再就職支援	P86
事業 72	自立に向けた支援の推進	P86
事業 73	起業支援の充実	P87
事業 74	地域活動への参加の促進	P89
事業 75	外国人への支援と交流	P89
事業 76	外国人への情報提供	P90
事業 77	外国人相談窓口の運営	P90

**<ともにおすすめ>****目標5 計画の推進に向けて**

事業 78	男女共同参画推進会議の運営	P92
事業 79	しんじゅく女性団体会議等の運営	P92
事業 80	男女共同参画行政推進連絡会議の運営	P94
事業 81	男女共同参画の着実な推進	P94
事業 82	国・東京都への要望と連携の強化	P95

## ※ 第4章 計画の内容の見方

●新宿区第二次男女共同参画推進計画の内容を、施策体系別に記載しています。

■取組みの方向  
・事業全体の取組みの方向性を示しています。

**取組みの方向**

① 配偶者等からの暴力の根絶に向けた取組みの推進

DVの被害者や加害者が、自分が受けている行為、行っている行為がDVであるということに気づき、暴力を防止できるよう、また、被害者が相談や自立に向けた行動を起こし、さまざまな支援につながるよう、DVに関する意識啓発や情報提供を行います。

事業番号	事業名	主な指標	23年度の現況	29年度目標	年度別目標
事業 48	配偶者等からの暴力の防止	区政モニターアンケートにおけるDVに関する設問で「DVだと思う行為」の認識度	23年度区政モニターアンケート 58.7%	29年度目標 80%	年度別目標 対前年度増
内容					担当課
★配偶者等からの暴力に関する正しい知識や理解を促進するための講座を開催します。 ★学生などの若年層を対象にデートDVに関する講座を開催します。 ・配偶者等からの暴力を防止するためのパンフレットを作成し、配布します。 ・女性問題に関する相談機関連携会議において、加害者に対する暴力再発防止のための取組みを行います。					男女共同参画課

■29年度目標  
・第二次計画の最終年度である29年度末の目標を示しています。  
・29年度末以外の時点での目標を記した場合は、その旨を記載しています。

■現況  
・指標の現況を示しています。  
・新規事業のため、現況がない場合は、「-」で示しています。

■実施計画事業  
・新宿区第二次実行計画事業については、★を付しています。

■内容  
・事業の具体的な実施内容について、示しています。

■年度別目標  
・年度ごとの目標を記載しています。

■担当課  
・24年度時点の事業を実施する担当課を示しています。

※年号については、特に記載のないものは、「平成」で表示しています。  
(例：「24年度」は平成24(2012)年度のことです。)

## 第4章 計画の内容

### <ともにささえあう>

#### 目標1 ワーク・ライフ・バランスの推進

##### (1) ワーク・ライフ・バランスを推進します

###### 基本方針

区では、平成19年10月から「ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度」を開始するなど、他の自治体に先駆けてワーク・ライフ・バランスの実現に向けて積極的に取り組んできました。

「新宿区第二次男女共同参画推進計画」においても、区は、ワーク・ライフ・バランスの視点に立ち、仕事と生活が調和した職場づくりや従業員が仕事と生活の調和の取れた生活ができることを目指し、事業者に対する啓発・支援を継続して進めるとともに、すべての人々がワーク・ライフ・バランスを可能にする働き方や自分らしい生き方を実現するための環境づくりに努めます。

###### 【ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）とは】

「仕事」と、「生活」（子育て、介護、地域活動、自己啓発、趣味の時間など）の調和の取れた状態をいいます。

また、平成19年12月18日に、関係閣僚、経済界、労働界、地方公共団体の代表等からなる「官民トップ会議」において策定された、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」では、仕事と生活の調和が実現した社会づくりにおいて、以下の3つの条件が必要とされています。

- ① 就労による経済的自立が可能な社会
- ② 健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会
- ③ 多様な働き方・生き方が選択できる社会

このような社会を実現するためには、国民一人ひとりが、自分の働き方や生活、男女の役割分担意識の見直しを行うとともに、それぞれの企業が労働者と話し合い、実情に合った効果的な取組みを主体的に行っていくことが大切です。そして、国や地方自治体の、企業や国民への積極的な働きかけや支援が必要です。

現状と課題

- 男女が共に多様な生き方を選択でき、家族や地域社会の一員として責任を分かち合いながら積極的に活動していくためには、ワーク・ライフ・バランスを実現し、仕事と仕事以外の生活が共に充実していることが必要です。
- 平成 22 年度に実施した「区民意識・実態調査」によると、仕事と家庭生活、個人の時間のバランスでは、「すべてが調和」している生活を希望する割合が 58.2%と最も高いものの、現実には「すべてが調和」している生活を送っている割合は 15.6%と、実際には希望するバランスが実現されていない現状がうかがえます。
- 平成 22 年度に実施した「企業および従業員の意識・実態調査」によると、事業所におけるワーク・ライフ・バランス支援策で導入されている割合が最も高いものは「再雇用制度」で 57.7%となっていますが、従業員の利用意向は男性で 39.0%、女性で 40.0%となっています。一方で、従業員の利用意向の高い「フレックスタイム勤務制度」（男性 49.4%、女性 52.5%）や「法定を超える育児休業、介護休業制度」（男性 34.6%、女性 50.0%）の導入状況は、「フレックスタイム勤務制度」が 28.7%、「法定を超える育児休業、介護休業制度」が 20.9%となっており、従業員の利用意向の高い制度が必ずしも導入されているとは限らないことがわかりました。
- ワーク・ライフ・バランスに関する労働法制上の整備は進みつつありますが、まだ多くの企業においては、その取組みが十分ではないのが現状です。企業経営の視点においては、子育て世代のみならず、さまざまなニーズを持つ他の世代の人々を含めた、従業員一人ひとりが働きやすい環境をつくることによって、優秀な人材を確保するだけでなく、従業員の定着率も高まるなど経営戦略としてのメリットもあることから、企業の側においても考え方の転換が必要です。
- 区は、ワーク・ライフ・バランスを実現することで、区内で活躍するあらゆる人々がゆとりや生きがいがある豊かな生活を送ることができるよう、企業のみならず、区民や職員に対するワーク・ライフ・バランスを推進する必要があります。
- 特に中小企業においては、ワーク・ライフ・バランスの定着に向けて、企業の実情に合わせたさまざまな支援を行う必要があります。

【フレックスタイム勤務制度とは】

1か月以内で一定期間（清算期間）の総労働時間をあらかじめ定めておき、労働者がその期間内で勤務する日の始業及び終業の時刻を自主的に選択して働ける制度です。子どもを保育園に預けてから出勤したい場合等に、有効な制度といわれています。

取組みの方向

① 事業者におけるワーク・ライフ・バランスの推進

企業等において、ワーク・ライフ・バランスの考え方が浸透し、男女ともに仕事と家庭生活を両立しやすい職場環境づくりが進むよう、特に区内の中小企業に対し、その定着に向けて働きかけと支援を行います。

事業1 ワーク・ライフ・バランス推進企業の認定				
主な指標	①ワーク・ライフ・バランス推進企業認定数 ②企業へのコンサルタント派遣回数	23年度末の現況(予定)	27年度目標*	年度別目標
				①30社 ②年30回
内容				担当課
<p>★仕事と子育てや介護との両立支援や働きやすい職場づくりなどに積極的に取り組んでいる事業者を、「ワーク・ライフ・バランス推進企業」として認定します。</p> <p>★ワーク・ライフ・バランス推進企業として認定には至らないが、取組み予定がある、または取り組むたいと考えている企業を「ワーク・ライフ・バランス推進宣言企業」とし、希望する企業にはコンサルタントを派遣し、ワーク・ライフ・バランスを推進するための支援を行います。</p>				男女共同参画課
事業2 男性の育児・介護サポート企業応援事業				
内容				担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>区内中小業者において、男性が育児・介護休業を取得しやすい職場環境づくりに向けた取組みを行っている事業者をサポート企業として認定登録し、要件を満たした場合は奨励金を支給します。</li> <li>次世代認定マーク*（愛称：くるみん）取得を目指す中小事業者に対する支援を検討します。</li> </ul>				男女共同参画課
事業3 ワーク・ライフ・バランス推進優良企業表彰				
主な指標	ワーク・ライフ・バランス推進優良企業表彰社数	23年度末の現況(予定)	27年度目標*	年度別目標
				延べ8社 延べ24社 各年度4社
内容				担当課
<p>★ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度の申請企業の中から、優れた取組みを行っている企業を表彰します。</p>				男女共同参画課

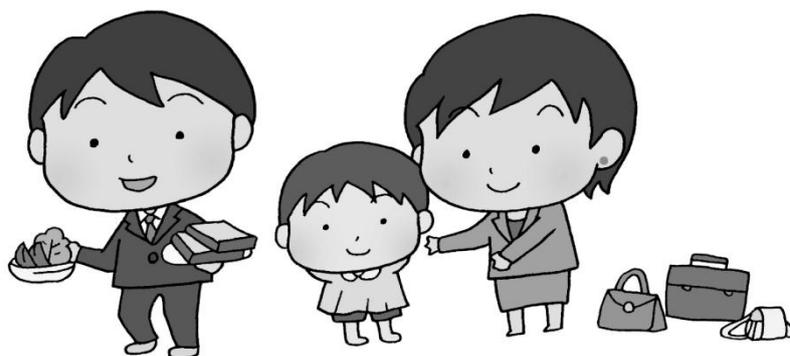
※新宿区第二次実行計画（平成24年度～27年度）において定めた指標については、27年度目標として掲載しています。

【次世代認定マークとは】



次世代認定マーク  
(愛称：くるみん)

子育て支援などへ積極的に取り組む企業が取得できる認定証のことで、厚生労働省が定める基準を満たした企業や団体などが認定されます。取得後はこのマークを企業の広告や商品、会社案内等につけ、子育てサポート企業であることをアピールすることができます。



② 区民一人ひとりのワーク・ライフ・バランスの推進

区民や区内で働く人たちが、仕事と生活の調和のとれた生活を実践し、地域活動等に積極的に参加できるよう、働きかけていきます。

事業4 地域活動への参加の促進				
主な指標	ワーク・ライフ・バランス認定制度推進企業認定社数 (地域活動支援部門)	23年度末の現況 (予定)	27年度目標*	年度別目標
		11社	19社	各年度2社
内容			担当課	
<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の様々な世代の人に対し、町会・自治会活動について周知し、地域活動への参加を促進します。</li> </ul>			生涯学習 コミュニティ課	
★事業者に対し、ワーク・ライフ・バランスを推進し、従業員の地域活動への参加を促進するよう働きかけます。			男女共同参画課	

③ 区職員に対するワーク・ライフ・バランスの推進

職員・職場の意識改革を図り、仕事の進め方を見直すとともに、仕事と子育て等との両立を図る制度の有効活用を促し、ワーク・ライフ・バランスの実現に努めていきます。特に、男性職員が主体的に子育てを担い推進することで、仕事や家庭における他者への想像力を広げることにより、区民サービスのさらなる向上を目指します。

事業5 区職員のワーク・ライフ・バランスを推進するための職場づくり				
主な指標	育児休業・部分休業の取得率  ※特定事業主行動計画*に基づき目標年度は26年度とする。	22年度末の現況	26年度目標	年度別目標
		男性職員 5.3%	男性職員 30%	男性職員 30%
女性職員 100%	女性職員 100%	女性職員 100%	女性職員 100%	
内容			担当課	
<ul style="list-style-type: none"> <li>特定事業主行動計画（平成22年度から平成26年度まで）について職員に周知し、仕事と子育てを両立できる職場づくりを推進します。</li> </ul>			人材育成等担当課	
<ul style="list-style-type: none"> <li>仕事と仕事以外の生活の両立ができるよう、時間外勤務の削減やノー残業デーの徹底を図ります。</li> <li>男女とも、育児休業や介護休業などが取得しやすい職場づくりを進めます。</li> </ul>			各課	

※新宿区第二次実行計画（平成24年度～27年度）において定めた指標については、27年度目標として掲載しています。

## (2) ワーク・ライフ・バランスの実現のために意識啓発を行います

### 基本方針

ワーク・ライフ・バランスの推進にあたっては、ワーク・ライフ・バランス憲章で示される、仕事と生活の調和が実現された社会づくりが必要です。また、ワーク・ライフ・バランスの推進には、個人の取り組みだけではなく、企業等の取り組みも不可欠です。

区は、さらなるワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、ワーク・ライフ・バランスの必要性やその効果について、積極的に意識啓発や情報提供を行います。

### 現状と課題

- 「企業および従業員の意識・実態調査」によると、1週間の実労働時間のうち、長時間労働といわれる「60時間以上」は、「正社員男性」が10.0%、「正社員女性」が3.8%となっており、特に25歳から44歳の子育て世代の男性で長時間労働をしている傾向にあり、「25～34歳」で11.9%、「35～44歳」で10.7%となっています。
- これからは、男女が共に仕事と育児、介護や地域活動等を担うことで、仕事と生活のバランスがとれたライフスタイル\*に転換し、生涯を通じて充実した生活を送ることができるよう、ワーク・ライフ・バランスの考え方や取り組み方について、講座の開催や情報誌の発行などにより、情報提供と啓発を行う必要があります。
- ライフスタイルに応じた多様な働き方を実現するためには、事業者において公正な処遇が図られる必要があります。
- 男女共同参画やワーク・ライフ・バランスを、経営戦略として積極的に推進している事業者もあります。そのようなワーク・ライフ・バランスに取り組む事業者を先進的な事例として紹介し、働きやすい職場環境づくりの参考にしていくことが重要です。

#### 【経営戦略としてのワーク・ライフ・バランス】

ワーク・ライフ・バランスを進めた結果、長時間労働の削減、優秀な人材の定着率向上、経営パフォーマンスの向上などのメリットがあるといわれています。このことから、ワーク・ライフ・バランスを経営戦略として意欲的に取り組む事業者も少なくありません。

取組みの方向

① 働きやすい職場づくりに向けた意識啓発

仕事も生活も充実させることは、個人の生活を豊かにするとともに、事業者にとっては優秀な人材の確保や生産性の向上につながります。区民や事業者に対し、過度な長時間労働の改善や画一的ではない柔軟な働き方ができるよう、啓発を推進していきます。

事業6 働きやすい職場環境・風土づくりへの支援				
主な指標	ワーク・ライフ・バランス認定制度推進企業認定社数 (働きやすい職場づくり部門)	23年度末の現況 (予定)	27年度目標*	年度別目標
				30社
内容			担当課	
★事業者に対し、ワーク・ライフ・バランスを推進し、男女とも働きやすい職場環境・風土づくりの支援をします。			男女共同参画課	
事業7 ワーク・ライフ・バランスセミナーの実施				
主な指標	ワーク・ライフ・バランスセミナー実施回数	23年度末の現況 (予定)	27年度目標*	年度別目標
				年3回
内容			担当課	
★ワーク・ライフ・バランスを推進するため、セミナーや講座を実施します。(再掲…事業番号26)			男女共同参画課	

② ワーク・ライフ・バランス推進事例の紹介

ワーク・ライフ・バランスを支援するために事業者が行っている、育児・介護休業制度や短時間勤務制度をはじめとした制度の整備状況や利用状況を把握し、ワーク・ライフ・バランスに意欲的に取り組む事業者を先進的な事例として紹介するなど、情報提供を積極的に行います。

事業8 ワーク・ライフ・バランスを推進している事業者の紹介	
内容	担当課
★男女平等の職場づくりや、両立支援に積極的に取り組んでいる企業や企業が取り組んでいる事例を、情報誌等で紹介します。 ★ワーク・ライフ・バランス推進企業として認定を受けた企業に対し、情報交換の場の提供や情報誌やホームページでの紹介などフォローアップを行います。	男女共同参画課

※新宿区第二次実行計画（平成24年度～27年度）において定めた指標については、27年度目標として掲載しています。

<ともにささえあう>

目標1 ワーク・ライフ・バランスの推進

③ 区民への啓発や働きかけ

ワーク・ライフ・バランスを実践するためには、当事者のみならず、家族や職場など、周囲の人たちが意識を変えていくことが重要であることから、ワーク・ライフ・バランスの考え方について、講座の開催や情報誌の発行などにより、情報提供と啓発を行います。

事業9 ワーク・ライフ・バランスの普及啓発				
主な指標	「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を知っている人の割合	23年度の現況	29年度目標	年度別目標
		23年度区政モニターアンケート	80%	対前年度増
内容			担当課	
★情報誌等により、区民や事業者等に対して育児・介護休業制度や関連した情報提供等を行い、ワーク・ライフ・バランスの普及啓発を図ります。			男女共同参画課	



### (3) 子育てや介護等のための支援を行います

#### 基本方針

子育てや介護をしやすい社会を実現するためには、社会全体で子育てや介護を支援する仕組みづくりと、働き方の見直しによる仕事と生活の調和が必要です。家庭、事業者、従業員、地域住民への働きかけを行い、すべての人がワーク・ライフ・バランスを享受することにより、多様な生き方を実現できる環境づくりを推進します。

#### 現状と課題

- ワーク・ライフ・バランスを実現するためには、男性が仕事中心のライフスタイルを見直し、家庭生活に参加していくことが重要です。また、女性の社会参加を進めていくためには、子育てや介護等に対する支援、地域において利用可能な施設やサービスに関する情報提供や相談体制の充実などが必要です。
- 「企業および従業員の意識・実態調査」によると、育児休業取得率は、「女性」91.10%、「男性」1.84%で、男女ともに全国の取得率「女性」83.7%、「男性」1.38%（厚生労働省「平成22年度雇用均等基本調査」）を上回っていますが、依然として男性の育児休業取得率は女性の育児休業取得率を大きく下回っています。また、「区民意識・実態調査」での女性の働き方については、就労継続を望ましいと思う割合が35.0%、再就職を望ましいと思う割合が35.5%と高く、そのためには「安心して預けられる保育園や学童保育などの整備」が44.3%と最も多くなっており、重要な取組みとなっています。
- 「企業および従業員の意識・実態調査」においても、企業がワーク・ライフ・バランスを推進するために行政に期待することとして、「保育園、学童保育、介護施設などの充実」が50.1%と最も多いなど、企業においてもこの分野に対する期待は大きくなっています。
- 区では、「新宿区次世代育成支援計画」に基づき、多様なニーズに対応した保育サービスなど、さまざまな子育て支援を行っています。また、介護については、介護保険サービスの充実をはじめ、地域と連携しながら支え合いを進めています。今後も引き続き、これらの取組みを充実させるとともに、男女が協力して家事、育児、介護等を担うことができるよう支援していく必要があります。

取組みの方向

① 子育てを行う家庭に対する支援

誰もが安心して子育てをしながら仕事や地域活動に参画できるよう、多様な働き方や子育てニーズなどに対応したきめこまやかな保育サービスを充実し、地域全体で子育て支援に取り組めます。

事業10 保護者が選択できる多様な保育環境の整備				
主 な 指 標	私立認可保育園定員	23年度末の現況 (予定)	27年度目標*	年度別目標
		1,432人	1,673人	241人増
主 な 指 標	認証保育所定員	23年度末の現況 (予定)	27年度目標*	年度別目標
		777人	1,287人	510人増
内容				担当課
★私立認可保育園を整備します。 ★認証保育所を拡充します。				保育課
事業11 保育園・幼稚園の子ども園への一元化				
主 な 指 標	子ども園の設置数	23年度末の現況 (予定)	27年度目標*	年度別目標
		4園	25園	24年度1園 25年度6園 26年度9園 27年度5園
内容				担当課
★保護者の就労の有無に関わらず、0歳から小学校就学前までの子どもに対し、その成長と発達に応じた保育・教育を一体的に行うとともに、家庭と地域の子育て力の向上を図ります。 ・子ども園を、多様なスタイル、民間の活用など多様な手法により整備することで、保育・教育環境のさらなる充実を図るとともに、保育園入所待機児童の解消や保護者のニーズに即した保育サービスの提供を目指します。				子ども園推進担当課

※新宿区第二次実行計画（平成24年度～27年度）において定めた指標については、27年度目標として掲載しています。

事業12 子どもの居場所づくりの充実				
主な指標	延長利用できる学童クラブ数	23年度末の現況 (予定)	27年度目標※	年度別目標
		16所	26所	25年度3所 26年度4所 27年度3所
内容				担当課
<p>★学童クラブ利用の需要の増加に対応するため、学校施設等の活用により、新たな学童クラブを開設します。また、延長利用できる学童クラブを増やします。</p> <p>・学校施設を活用して、放課後に子どもたちが自由に集い、遊び、考え、子ども同士が交流できる遊びと学びの場として、「放課後子どもひろば」を小学校で実施します。</p>				子ども総合センター
事業13 子ども・若者に関する相談の充実と関係機関のネットワーク化				
主な指標	独身期（40歳未満の独身者）の区民が、生活における心配事がないと考える割合	22年度末の現況	29年度目標	年度別目標
		39.6%	45%	対前年度増
主な指標	親と子の相談室の利用者数	22年度末の現況	29年度目標	年度別目標
		実数37人 延数52人	実数40人 延数60人	継続実施
内容				担当課
<p>★福祉・保健・教育・就労部門の関係機関のネットワークとしての「子ども家庭・若者サポートネットワーク」を活用して、課題を抱える子どもと家庭、そして新たに若者に対する見守り・相談体制を強化します。</p> <p>・保健センターにおいて、育児不安やストレスを抱える保護者に対し、専門家や専門医等による相談を実施します（親と子の相談室）。また、相談に託児の制度を設けることで、相談しやすい環境を整備します。</p>				子ども家庭課 各保健センター

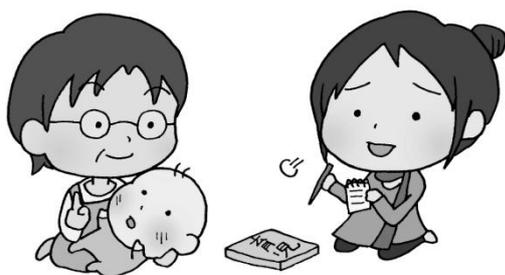
※新宿区第二次実行計画（平成24年度～27年度）において定めた指標については、27年度目標として掲載しています。

事業14 子ども家庭支援センターの拡充				
主な指標	子ども総合センター・子ども家庭支援センターの設置数	23年度末の現況(予定)	27年度目標*	年度別目標
		4所	5所	26年度1所
内容			担当課	
★子どもと家庭のさまざまなニーズにきめ細かく対応していくため、子ども家庭支援センターと児童館の機能を併せもった「子ども家庭支援センター」として計画的に配置し、要保護児童の見守り体制の強化を図ります。(再掲…事業番号31)			子ども総合センター	
事業15 一時保育など多様な保育サービスの充実				
主な指標	専用室型一時保育の実施箇所数	23年度末の現況(予定)	27年度目標*	年度別目標
		9所	18所	24年度1所 25年度3所 26年度1所 27年度4所
主な指標	ひろば型一時保育の実施箇所数	23年度末の現況(予定)	27年度目標*	年度別目標
		3所	4所	25年度1所
内容			担当課	
★一時保育(空き利用型・専用室型・ひろば型)の充実を図ります。			保育課 子ども園推進担当課 子ども総合センター	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・延長保育の充実を図ります。</li> <li>・産休明け保育の充実を図ります。</li> <li>・障害児保育の充実を図ります。</li> <li>・休日保育の充実を図ります。</li> <li>・産休・育休明け入園予約事業の充実を図ります。</li> </ul>			保育課 子ども園推進担当課	

※新宿区第二次実行計画(平成24年度～27年度)において定めた指標については、27年度目標として掲載しています。

事業 16 病児・病後児保育の充実				
主 な 指 標	病児・病後児保育室数 病後児保育室数	23 年度末の現況 (予定)	29 年度目標	年度別目標
				5 所
内容			担当課	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育施設に通っている子どもを対象に、病気または病気回復期のため、保育施設へ通うことができない期間、一時的に専用室で保育・看護する病児・病後児保育を実施します。</li> </ul>			保育課	
事業 17 ファミリー・サポート事業の推進				
主 な 指 標	病児・病後児預かり会員数	22 年度末の現況	29 年度目標	年度別目標
		— (病児・病後児預かりは 23 年度新規)	病児・病後児預かり 利用会員数：600 人 提供会員数：90 人 両方会員数：10 人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用会員数 対前年度 20%増</li> <li>・提供会員、両方会員数 対前年度 10%増</li> </ul>
内容			担当課	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育ての援助を必要とする方（利用会員）と 子育ての援助を行いたい方（提供会員）、両方の援助を行いたい方（両方会員）として「登録」し、それぞれの希望に合わせてファミリー・サポート・センター*が調整し、利用・提供の拡充を図ります。より利用しやすくするために、臨時の登録窓口を開設するほか、窓口に来られない方への訪問相談を充実させます。</li> <li>・病気時及び病気の回復期にある子どもを会員相互で預かることにより、安心して育児をしながら働き続けることができる環境をつくれます。</li> </ul>			子ども家庭課	
事業 18 妊婦や出産直後の産婦への支援				
主 な 指 標	はじめまして赤ちゃん 応援事業の妊婦参加者数	23 年度末の現況 (予定)	29 年度目標	年度別目標
		年 125 人	年 150 人	対前年度増
内容			担当課	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊婦と出産直後の産婦を対象に、母親の育児不安を軽減し、健やかな親子関係の基盤を築けるよう支援するため、グループワークや個別相談等の育児体験教室を実施します。</li> </ul>			各保健センター	

事業19 子育て中の親に対する学習機会の充実				
主な指標	①家庭教育学級・講座の実施回数 ②入学前プログラムの実施回数 ③保護者会等での家庭教育事業の実施回数	23年度末の現況 (予定)	29年度目標	年度別目標
				①家庭教育学級29回、講座26回 ②入学前プログラム58回 ③保護者会等20回
内容			担当課	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会教育等において、子どもを育てる時期にある親に対する学習の機会を充実します。</li> <li>・さまざまな機会を捉えて、保護者を対象とした家庭教育の充実・支援を行います。</li> </ul>			教育支援課	
事業20 在宅子育て支援サービスの充実				
主な指標	落合三世代交流サロンの利用者数	22年度末の現況	29年度目標	年度別目標
		年間利用者数 14,362人	年間利用者数 17,000人	前年度比3%増
主な指標	乳幼児親子ひろば実施数	23年度末の現況 (予定)	29年度目標	年度別目標
		7所	8所	26年度1所
内容			担当課	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域で、さまざまな年代の人が子育てにかかわり、子育てしやすい豊かな地域社会を推進するため、三世代交流のできる場の提供やしくみづくりを進めます。</li> <li>・子ども家庭支援センターを中心に、子育てひろば事業を実施している関係機関の、より一層の連携の強化を図るとともに、利用しやすいひろばづくりを進めます。</li> </ul>			子ども家庭課 子ども総合センター	



## 保育サービスの種類と概要

区では、子育てしやすい環境をつくるため、多様なニーズに対応した保育サービスなど、さまざまな子育て支援を行っています。

サービスによって内容が異なるため、自分の希望にあった保育サービスを選ぶことが大切です。

種類		概要
認可保育園 (子ども園含む)		児童福祉法に基づき、保育園の設備や面積、職員数について、国、都及び区の基準を満たして、都知事の認可を受けている児童福祉施設です。家庭内で子どもの保育ができない場合に保護者に代わって子どもを預かります。
認可外 保育施設	認証保育所	東京都独自の認証基準(0歳保育、13時間開所など)を満たしている、保育を希望する子どもを預かる保育施設です。
	家庭的保育者 (保育ママ)	保育士、教員などの有資格者で、区長に認定された家庭的保育者が、自宅で保育を要する子ども(生後5週間以上3歳未満)を預かります。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保育室・・・区で定めている設備や面積、職員等の基準を満たした小規模保育施設です。</li> <li>●保育ルーム・・・区が待機児童解消の緊急対策として開設した保育施設です。</li> <li>●ベビーホテル等・・・都や区の認可、認証がない保育施設です。</li> </ul>



<ともにささえあう>

目標1 ワーク・ライフ・バランスの推進

② 介護を行う家庭に対する支援

介護を行う家族に対して、固定的な性別役割分担意識の解消や仕事と介護を両立できるよ  
う、環境整備や制度活用、理解の促進を図り、地域全体で介護支援に取り組みます。

事業21 社会全体で介護を支えるための意識啓発				
内容		担当課		
★講座や情報誌を通して、性別による役割分担意識の解消などについて意識啓発を行います。(再掲…事業番号 34) ・関連する図書等の充実を図り、貸出しを行います。		男女共同参画課		
事業22 事業者に対する介護支援のための環境整備の促進				
内容		担当課		
★ワーク・ライフ・バランスを推進し、仕事と介護等との両立を推進するための啓発セミナーを行います。 ・介護支援のための取組みが進んでいる企業の事例を、情報誌等で紹介します。		男女共同参画課		
事業23 介護保険サービスの基盤整備				
主 な 指 標	①小規模多機能型居宅介護事業者の登録定員	23年度末の現況(予定)	27年度目標*	年度別目標  対前年度増
	②認知症高齢者グループホームの定員数	①3所 74人 ②7所 117人	①9所 224人 ②11所 189人	
	③単独型ショートステイの定員数	③0所	③3所 67人	
	内容	担当課		
★介護者の介護負担を軽減し、住み慣れた地域での生活の継続を支援するため、小規模多機能型居宅介護、認知症高齢者グループホーム、単独型ショートステイの整備を進めます。 ★在宅生活が困難になった要介護高齢者の生活を支えるため、特別養護老人ホームの整備を進めます。		介護保険課		

【仕事と介護の両立】

仕事と介護の両立は、現在、イクメンに代表される仕事と育児の両立ほど注目されていません。しかし、内閣府「平成23年版高齢社会白書」によれば、「家族の介護・看護のために離職・転職する人が増えている」、「今後、高齢化率は上昇を続ける」と分析しています。

そのため、介護と仕事の両立に向けて、個人の意識、働きやすい職場づくりに向けた事業者の取組み、介護に関する社会資源の整備などにより、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて取り組む必要があります。

※新宿区第二次実行計画（平成24年度～27年度）において定めた指標については、27年度目標として掲載しています。

## <ともにみとめあう>

### 目標2 多様な生き方を認めあう社会づくり

#### (1) 固定的な性別役割分担意識を解消します

##### 基本方針

男女が家庭や地域、職場など、さまざまな場面において等しく参画できるよう、区民や事業者に向けて、男女共同参画意識の啓発を図るとともに、あらゆる分野において男女共同参画の視点を取り入れた学習機会を提供するなど、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた取組みを推進します。

##### 現状と課題

- 新宿区男女共同参画推進条例の前文では、「男女が、すべて人として平等であり、個人として尊重される社会を実現することは、区民の共通の願いである。」としています。しかしながら、区民一人ひとりが性別を超えて個性や能力を発揮するためには、まだ解決しなければならない課題が多く残されています。
- 「区民意識・実態調査」によると、男女の地位の平等感については、「学校教育の場で」と「地域活動の場で」を除いたいずれの分野でも、多くの区民が「男性優遇」と感じており、とくに「職場で」が 58.2%、「政治の場で」が 70.4%、「社会通念・慣習・しきたりなどで」が 78.5%、「社会全体として」が 67.8%と、不平等感が強くなっています。しかし、平成 19 年度調査結果と比較すると、「平等」との回答は、すべての項目で増加しており、区民の意識が少しずつですが、変化していることがうかがえます。
- 「区民意識・実態調査」によると「夫（男性）は外で働き、妻（女性）は家庭を守る」という固定的な性別役割分担意識については、「賛成」の 41.9%が「反対」の 34.5%を上回っています。特に、25 歳から 29 歳の若い世代で、「賛成」が 37.6%、「反対」が 36.2%とわずかながら「賛成」が高くなっていることは、平成 19 年度調査結果と比較すると大きく変わった点です。平成 19 年度調査では、18 歳から 29 歳の世代で、女性は「賛成」が 20.3%、「反対」が 49.2%、男性は「賛成」が 31.8%、「反対」が 54.5%といずれも「反対」が高くなっていました。意識が変化した背景には、現代の生きづらい社会構造が影響していると思われます。
- 「男は外で働き、女は家庭を守る」という固定的な性別役割分担意識は、女性の経済的自立や社会への参画のみならず、男性の生活的な自立をも妨げてきました。長い時間をかけて形成された固定的な性別役割分担意識は、すぐに払しょくできるものではありません。しかし、男女が家庭や地域社会、職場において等しく参画できるよう、若い世代や男性を中心に男女平等意識を醸成していく必要があります。

【固定的な性別役割分担意識とは】

男女を問わず、個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず「男性は主要な業務・女性は補助的業務」などのように、男性、女性という性別を理由にして、役割を固定的に分ける考え方をいいます。



取組みの方向

① 若い世代や男性に対する男女共同参画意識の啓発

若い世代や男性が男女共同参画社会の必要についての認識を深めることができるよう、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた意識啓発を行います。

事業 24 若い世代や男性に向けた意識啓発				
主 な 指 標	①若者応援講座実施回数 ②男性対象講座実施回数	23年度末の現況 (予定)	27年度目標*	年度別目標
		①年3回	①年3回	①各年度3回
		②年3回	②年3回	②各年度3回
内容			担当課	
★若い世代や男性に対して、性別による固定的な役割分担意識をなくし、男女共同参画の意識が身につくよう、学習の機会や情報提供を行い、継続的な意識啓発を行います。			男女共同参画課	

② 固定的な性別役割分担の解消に向けた意識の啓発

男女が共に個性と能力を発揮できる男女共同参画社会を実現するため、地域において、男女共同参画の視点を取り入れた多様な学習機会や情報を提供します。

事業 25 多様な学習機会や情報の提供	
内容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>★男性や働く人も参加しやすいよう、講座の時間帯や開催場所、学習テーマや学習方法などを一層工夫します。</li> <li>★大人はもちろん子どもたちに対しても、性別による固定的な役割分担意識をなくし、男女共同参画の意識が身につくよう、学習の機会や情報提供を行い、継続的な意識啓発を行います。</li> </ul>	男女共同参画課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭教育・子育てへの男性保護者等の参加を促進する機会となるよう、家庭教育事業の土・日曜日の実施やテーマ設定を行います。</li> </ul>	教育支援課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・区民プロデュース講座を開催し、区民や区内の学習団体が男女の別なく自主的に講座を企画・運営する機会を提供します。</li> <li>・指導者を希望する区民を、生涯学習指導者・支援者バンクに登録し、必要とする区民に紹介します。</li> <li>・レガスマつりや生涯学習館まつり等を開催することにより、男女ともに参加していくきっかけづくりにします。</li> <li>・新宿未来創造財団ホームページで各種事業案内・講座申込み・施設利用情報管理・各種情報提供を行います。</li> <li>・職場以外の地域活動等に疎遠になりがちな方を対象に、学習活動普及事業を地域活動デビュー講座として実施し、男女ともに活動に参加していくきっかけづくりにします。</li> </ul>	生涯学習 コミュニティ課
(再掲…事業番号 65)	

※新宿区第二次実行計画（平成24年度～27年度）において定めた指標については、27年度目標として掲載しています。

## (2) 事業者における男女共同参画の取組みを促進します

### 基本方針

職場において、男女の均等な機会と待遇の確保が図られ、一人ひとりの意欲と能力を生かせる職場づくりを促進するため、事業者に対する支援や、区民、区職員に対する意識啓発を行います。

### 現状と課題

- 職場において、女性も男性も、能力を十分に発揮する機会や待遇が確保されることは、男女共同参画社会の実現のために、重要です。区では、事業者に対して男女共同参画の啓発を行うことを目的としたアンケート調査や、事業者向けのセミナーを開催するなど、職場における男女共同参画の推進に向けた取組みを行ってきました。
- 「企業および従業員の意識・実態調査」によると、男女が共に働きやすい職場環境・風土づくりについて、平成19年度調査結果と平成22年度調査結果を比較すると、全体的に回答の割合が下がっています。例えば「男性も女性も同じようにキャリア・アップや研修の機会がある」は59.9%から30.1%へ29.8ポイント下がり、「女性が結婚後・出産後も働き続けることを推奨している」は43.8%から32.6%へ11.2ポイント下がり、「昇任・昇格にあたっては、性別にかかわらず成果や能力で評価している」は設問中一番回答率が高いものの、64.6%から63.9%へ0.7ポイント割合が下がっています。
- 柔軟な働き方をするための法制度の認知度については、「知っている」と回答した割合が、「男性も育児休業・介護休業を取得できること」で事業者が91.3%、従業員男性が80.6%、従業員女性が90.1%とともに高くなっていますが、「出産に関して、パートタイム労働者も含む労働基準法が適用されるすべての女性労働者に、産前6週間、産後8週間（原則）の休業が認められていること」の割合は、事業者が92.5%に対して、従業員男性は64.9%、従業員女性は75.1%、「常時介護を要する家族がいる場合は通算93日まで介護休業を取得できること」で割合は、事業者が69.6%であるのに対して、従業員男性は28.4%、従業員女性は36.4%と、事業者は認知していても、制度を利用する側の従業員の認知度が低くなっていることがわかります。
- だれもが安心して働くことができる職場環境づくりのためには、事業者に対し、引き続き男女雇用機会均等法や育児・介護休業法などの各種法制度の内容等について情報提供を図るとともに、従業員に対して、職場のセクシュアル・ハラスメント\*防止に向けた啓発を行うなど、男女が共に働きやすい環境の整備を促進することが必要です。

【職場のセクシュアル・ハラスメントとは】

一般的には「相手方の意に反する性的な言動」のことをいいます。平成19年4月から改正男女雇用機会均等法が施行され、男性労働者に対するセクシュアル・ハラスメントも対象となったほか、事業主にセクシュアル・ハラスメント対策として雇用管理上必要な措置を講じることが義務づけられました。

なお、区では「新宿区男女共同参画推進条例」において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならないと規定しています。



取組みの方向

① 働く場における男女の均等待遇の促進

区内の事業者が男女共同参画に関する積極的な取組みを促進するよう、啓発活動を行うとともに、今後の施策に反映させるため、区民や区内事業者の男女共同参画に対する意識や関連する取組みの実態等を把握します。

事業26 事業者に対する働き方による不利益を解消するためのしくみづくり				
主な指標	ワーク・ライフ・バランス セミナー実施回数	23年度末の現況 (予定)	27年度目標*	年度別目標
		年3回	年3回	各年度3回
内容			担当課	
<ul style="list-style-type: none"> <li>★事業者に対するセミナーの開催や関係機関の情報提供を行います。(再掲…事業番号7)</li> <li>★事業者が取り組んでいる積極的改善措置(ポジティブ・アクション)*の事例を情報誌やホームページで紹介します。</li> <li>・悩みごと相談の充実や関係機関との連携を図ります。</li> </ul>			男女共同参画課	
事業27 区民・事業者への実態調査の実施と活用				
内容			担当課	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・区民を対象に、労働や生活状況等について、男女平等・男女共同参画に関する意識・実態調査を行い、施策に反映します。(再掲…事業番号59)</li> <li>・企業や従業員に対し、ワーク・ライフ・バランスや男女の雇用機会均等を推進するための積極的改善措置(ポジティブ・アクション)に関する意識・実態調査を行います。</li> </ul>			男女共同参画課	

【積極的改善措置(ポジティブ・アクション)】

積極的改善措置(ポジティブ・アクション)とは、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することです。

積極的改善措置(ポジティブ・アクション)は、男女の実質的な機会の平等を目指すものであり、さまざまな人々の差異を無視して一律平等に扱うという結果の平等まで求めるものではありません。

※新宿区第二次実行計画(平成24年度~27年度)において定めた指標については、27年度目標として掲載しています。

② 安心して働くことができる環境の整備

各事業者が男女共同参画社会の重要性について理解を深め、主体的・継続的に取り組み、より効果的な情報提供を行うとともに、労働に対する相談機能の充実を図ります。

また、セクシュアル・ハラスメントの防止に向けて、継続的に意識啓発を行います。

事業 28 職場環境整備のための情報提供				
内容			担当課	
<ul style="list-style-type: none"> <li>★情報誌を通して、男女雇用機会均等法*やパートタイム労働法など、関連する法制度の内容等について情報提供を行います。</li> <li>★働きやすい職場環境の整備に向け、関連する法制度の説明会やセミナーを開催します。</li> <li>★事業者が取り組んでいる積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の事例を広報誌やホームページで紹介します。</li> </ul>			男女共同参画課	
事業 29 区民に対するセクシュアル・ハラスメント防止のための啓発・相談の強化				
内容			担当課	
<ul style="list-style-type: none"> <li>★国・都等の労働に関する各種情報紙等を配布し、職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止のための普及啓発を図ります。</li> </ul>			消費者支援等担当課	
<ul style="list-style-type: none"> <li>★相談窓口において、相談者に対する迅速で適切な対応を行います。</li> <li>★情報誌や広報紙等により、セクシュアル・ハラスメントに対する意識啓発を行います。</li> <li>・貸出し用啓発資料を整備し、区民・事業者への周知用として活用します。</li> </ul>			男女共同参画課	
事業 30 区職員に対するセクシュアル・ハラスメント防止体制の強化				
主な指標	①セクシュアル・ハラスメントに関する事故件数 ②サービス事故防止研修の実施	23年度末の現況(予定)	29年度目標	年度別目標
		①0件 ②すべての区立学校で実施	①0件 ②すべての区立学校で実施	①0件 ②すべての区立学校で実施
内容			担当課	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・セクシュアル・ハラスメント相談員による、迅速で的確な相談を行います。</li> <li>・セクシュアル・ハラスメント相談員のスキルアップを図ります。</li> <li>・職員に対し、セクシュアル・ハラスメント規定等の周知徹底を図るとともに、防止のための研修を実施します。</li> </ul>			人材育成等担当課	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校において、セクシュアル・ハラスメント防止を含めたサービス事故防止研修を実施します。</li> </ul>			教育指導課	

### (3) 人権の尊重と男女共同参画を推進するために意識啓発を行います

#### 基本方針

男女共同参画の視点から、人権を尊重し、子ども等への虐待やメディアにおける性差別、性の商品化の防止に向けた意識啓発を行います。

#### 現状と課題

- 男女共同参画社会基本法では、男女の人権の尊重を男女共同参画社会形成の基本理念の一つとしています。一人ひとりの存在をかけがえのないものとして認め合い、個人としての人格が尊重されることは、個性と能力を發揮してこころ豊かに生きる社会をつくるための基本となります。
- 依然として、配偶者等からの暴力、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為\*のみならず、虐待、メディアにおける性差別や性の商品化などが社会問題化され、必ずしもすべての人の人権が尊重されているとはいえない状況が続いています。
- 「区民意識・実態調査」によると、性に関する権利が侵害されていると思うことにおいて、女性はすべての選択肢で“深刻な人権侵害だと思う”の割合が男性を上回っており、男女で意識に差があることがわかります。特に、「性風俗営業」（男性 28.1%、女性 53.5%）や「女性や児童を性の対象としたゲームやビデオ・DVD」（男性 61.3%、女性 80.4%）、「ヌード写真や身体の一部を性的に強調した広告・雑誌など」（男性 38.5%、女性 56.9%）では、男女の意識の差が大きくなっています。
- 近年、養育者が抱える育児不安が膨らむ社会背景において、家庭で適切な養育が受けられない子どもや、子どもの命まで脅かされる事例が増えており、子どもへの虐待の早期発見・早期対応に向けて取り組んでいく必要があります。また、高齢者や障害者が、尊厳を持っていきいきと地域社会の一員として生活できることが重要です。
- 子育てや介護についても、主に女性が担っているという現状があり、一人で子育て、介護を担うことで精神的に追い詰められ、虐待に至ってしまうというケースも少なくありません。今後は、性別による固定的な役割分担意識を解消し、家族がそれぞれの役割を担うとともに、地域で子育てや介護を支え合う環境をつくることで、虐待防止に努める必要があります。
- インターネットや携帯電話などの普及に伴い、区民の考え方に影響を及ぼすメディアの活用については、行政自らが男女共同参画の視点に配慮して情報を発信するとともに、区民がメディアによってもたらされる情報を的確に理解し、自ら主体的に判断できる能力を身につけることができるように支援していく必要があります。
- 女性の人権を著しく侵害する売買春や人身取引についても、その防止に向けて取り組んでいく必要があります。

取組みの方向

① 虐待等の防止に向けた取組み

人権や男女共同参画の視点から、子どもや高齢者に対する虐待等の防止に向けて、意識啓発や相談窓口に関する情報提供を行います。

事業 31 児童虐待やいじめの防止に向けた取組み				
主 な 指 標	子ども総合センター・子ども 家庭支援センターの設置数	23年度末の現況 (予定)	27年度目標*	年度別目標
		4所	5所	26年度1所
主 な 指 標	①子ども家庭支援センターに おける子育て支援や児童 虐待の講座の開催回数 ②人権教育研修会の参加率	22年度現況	29年度目標	年度別目標
		①188回	①244回	①29年度までに 22年度比30%増
		②97.5%	②100%	
内容				担当課
<p>★子どもと家庭のさまざまなニーズにきめ細かく対応していくため、子ども家庭支援センターと児童館の機能を併せもった「子ども家庭支援センター」として計画的に配置し、要保護児童の見守り体制の強化を図ります。(再掲…事業番号14)</p> <p>・児童虐待の防止に向け、子育て支援の情報提供や講座などを積極的に行います。</p>				子ども総合センター
<p>・人権教育を推進します。</p> <p>・各教科及び道徳・特別活動等において、男女平等の考えについてより一層指導します。</p> <p>・人権尊重の精神に根ざした教育を進めるために、教職員に対し、人権教育研修を実施します。(再掲…事業番号62)</p>				教育指導課

※新宿区第二次実行計画（平成24年度～27年度）において定めた指標については、27年度目標として掲載しています。

事業32 高齢者虐待防止に向けた取組み

内容	担当課
<ul style="list-style-type: none"><li>・高齢者虐待を防止するためのパンフレットを作成し、配布します。</li><li>・介護者や施設従事者等による虐待に対応するためのマニュアルを見直します。</li><li>・高齢者総合相談センターを通報・相談窓口とした体制整備を行います。</li><li>・高齢者総合相談センターを中心に関係機関が連携するための仕組みをつくりまします。</li><li>・介護者に対する支援を行います。</li><li>・緊急保護が必要なケースについては、老人福祉法に基づく措置を実施する等、一時的に保護できる場所を確保します。</li><li>・高齢者の権利擁護ネットワーク協議会を通じて、関係機関の連携体制を強化します。</li></ul>	高齢者サービス課

事業33 障害者虐待防止に向けた取組み

内容	担当課
平成24年10月に施行する「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」を見据え、障害者虐待の通報窓口や相談等の体制整備について検討します。	障害者福祉課



② メディアにおける性差別の防止

区の広報や刊行物等において、男女共同参画の視点に立った内容や性差別につながらない表現や、性別による固定的な役割分担意識の解消に努めるよう啓発します。

また、区民がメディア（媒体）などの情報を自らの確に読み解く力を伸ばすとともに、主体的に判断し、情報を活用できる能力を育成するための支援を行います。

事業 34 広報や情報誌等を通じた男女平等の意識啓発				
主 な 指 標	性別役割分担に反対する割合	23年度の現況	29年度目標	年度別目標
		23年度区政モニターアンケート		
内容				担当課
★講座や情報誌を通して、性別による役割分担意識の解消などについて意識啓発を行います。(再掲…事業番号 21)				男女共同参画課
事業 35 男女平等の視点からの広報、出版物についての配慮				
内容				担当課
・区が発行する広報や刊行物などの印刷物については、男女共同参画の視点に立った内容や性差別につながらない表現に努めます。				各課
事業 36 メディア・リテラシー*の普及・育成				
主 な 指 標	情報モラルに関する研修等への参加	23年度末の現況 (予定)	29年度目標	年度別目標
		年 80 人		
内容				担当課
★講座、講演会等により、メディア・リテラシーの概念の普及啓発・育成を図ります。				男女共同参画課
・コンピュータ利用を推進する中で、メディア・リテラシーを含めた情報教育の充実を図ります。				教育支援課

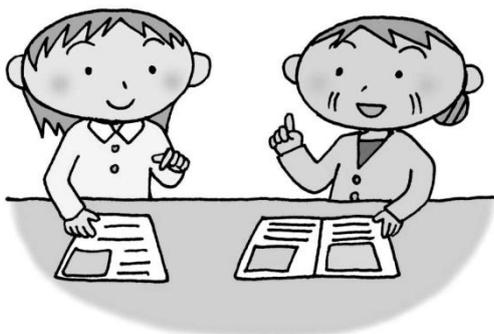
【メディア・リテラシーとは】

情報が流通する媒体（メディア）を使いこなし、主体的に読み解き活用する能力です。メディアの特性や利用方法を理解し、適切な手段で自分の考えを他者に伝達し、あるいはメディアを流れる情報を取捨選択して活用する能力のことです。

③ 性の商品化の防止

性にかかわる相談支援体制の整備を行うとともに、性に対する正しい理解を深めるための意識啓発を行います。

事業37 性にかかわる相談体制の整備	
内容	担当課
・女性問題に関する相談機関連携会議を通じて、都・区、関係機関とのネットワークづくりを図ります。	生活福祉課 男女共同参画課
・女性が売買春の当事者とならないように「“性と生”アドバイザー」による相談を行います。	男女共同参画課
事業38 売買春や性の商品化防止についての意識啓発の推進	
内容	担当課
★情報誌や講座を通じて、売買春に関する情報提供を行い、売買春や性の商品化防止についての意識啓発を推進します。	男女共同参画課



## (4) ライフステージに応じた健康支援を行います

### 基本方針

生涯にわたって自分の体や性に関することを自分で決める権利は、基本的な人権です。男女問わず、性を尊重する意識づくりを行うとともに、思春期や出産期、更年期、高齢期等、ライフステージに応じた心とからだの健康づくりを支援します。

### 現状と課題

- 男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会を形成するうえで大変重要なことです。特に女性は、妊娠や出産をする可能性もあり、生涯を通じて男性と異なる健康上の問題に直面することに、男女とも留意する必要があります。
- 心身の健康について正確な知識と情報を入手し、男女が共に生涯を通じて健康に過ごすことができるよう、健康の保持増進に取り組んでいく必要があります。
- 「区民意識・実態調査」によると、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの言葉の認知度についてみると、聞いたことがある割合は20.5%と調査項目の中では最も低くなっています。また、リプロダクティブ・ヘルス/ライツを支援するために必要なことでは、「子どもの成長と発育に応じた性教育」が61.1%と最も高く、次いで「性や妊娠・出産についての情報提供・相談体制の充実」が40.9%、「HIVなどの性感染症についての情報提供・相談体制の充実」が34.7%と続きます。このため、子どもを産む・産まないにかかわらず、また、年齢にかかわらず、リプロダクティブ・ヘルス/ライツを普及啓発することが重要です。
- すべての女性の生涯を通じた健康づくりを支援するため、思春期や出産期、更年期、高齢期等、ライフステージに応じた心とからだの健康づくりを推進する必要があります。

取組みの方向

① リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の普及啓発

女性の妊娠・出産における自己決定や不妊等の諸問題について、正しい知識を身につけ適切な対応をするため、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの概念について普及啓発を行います。

事業39 リプロダクティブ・ヘルス/ライツの概念の普及啓発				
主な指標	リプロダクティブ・ヘルス/ライツについて知っている人の割合	22年度の現況	29年度目標	年度別目標
		22年度区民意識・実態調査		
		20.5%	60%	対前年度増
内容			担当課	
★講座や情報誌などを通じ、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの概念の普及啓発に努めます。			男女共同参画課	
事業40 不妊に関する情報提供				
内容			担当課	
・不妊に関する情報提供について、東京都が実施している「特定不妊治療費助成制度」のパンフレット及び申請書を窓口で配布し、周知します。			健康推進課	

【リプロダクティブ・ヘルス/ライツとは】

「性と生殖に関する健康と権利」と訳され、人間の性と生殖に関する健康と権利の確立にかかわる包括的な考え方です。リプロダクティブ・ヘルスとは、主に女性の全生涯において、身体的、精神的、社会的に良好な健康状態であることとされ、リプロダクティブ・ライツは、女性が自らの意思で妊娠・出産等について選択できる自己決定権を尊重し、リプロダクティブ・ヘルスを享受する権利をいいます。

② 男女の生涯にわたる健康づくり

男女が互いの性差を理解・尊重するとともに、青少年の健全育成のためにも、性や健康に関する正しい知識の普及啓発に努めます。

また、男女が生涯にわたる心身の健康づくりを支援します。特に、女性の健康づくりを推進するため、ライフサイクルに応じた支援を行います。

事業 41 エイズ・性感染症の予防啓発				
内容		担当課		
<ul style="list-style-type: none"> <li>エイズ及び性感染症のまん延防止のため、感染予防の正しい知識の普及啓発を、講演会・健康教育・リーフレット配布・アルタビジョン放映等を通して行います。</li> <li>早期発見のため、検査・相談を実施します。</li> <li>区内の患者の療養支援充実を図ります。</li> </ul>		保健予防課		
事業 42 健康相談、健康診査、医療情報の提供				
主 な 指 標	健康相談、健康診査、医療情報提供の実施数	22 年度末現況	29 年度目標	年度別目標
		<ul style="list-style-type: none"> <li>◇健康相談：13,526 件</li> <li>◇健康診査：31,297 件</li> <li>◇医療情報：随時提供</li> </ul>	継続実施	継続実施
内容		担当課		
<ul style="list-style-type: none"> <li>ライフステージごとの健康相談、健康診査、医療情報などを提供します。なお、医療情報の提供については、健康教育、健康相談、健康診査のほか、家庭訪問や直接の来所、電話などの相談においても行います。</li> </ul>		健康推進課 各保健センター		
事業 43 女性の健康支援				
主 な 指 標	「女性の健康づくり」に関する自主的な交流活動グループの設立や活動への支援	23 年度末の現況 (予定)	29 年度目標	年度別目標
		—	2 団体 活動支援	27 年度末 2 団体設立
内容		担当課		
<p>★女性特有のさまざまな健康問題を持つ女性が孤立せず、いきいきとした生活を送るため、相談や学習の場の充実や交流活動を支援するとともに、女性の健康週間イベントの開催、正しい知識の普及啓発、女性特有のがん対策など女性の健康づくりを推進します。</p>		健康推進課 保健予防課 四谷保健センター		

<ともにもとめあう>

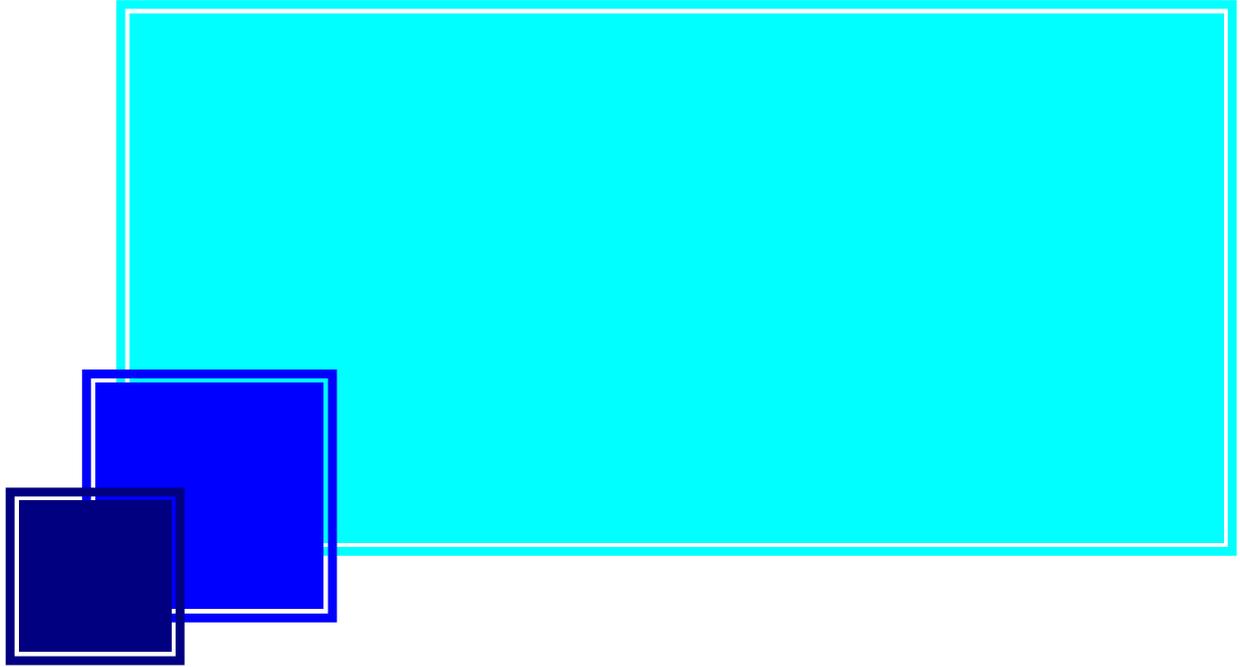
目標2 多様な生き方を認めあう社会づくり

③ こころの健康支援

こころの健康づくりやこころの病気に関する知識の普及啓発を図るとともに、本人や家族の支援および、事業者におけるこころの健康づくりを支援します。

また、こころの健康について、身近に相談できる環境を整備します。

事業 44 メンタルヘルス*の普及啓発とストレスマネジメント				
主 な 指 標	十分な睡眠がとれていると 思う人の割合	22年度現況	29年度目標	年度別目標
		22年度健康づくり区民意識調査		
		65.5%	75%	対前年度増
内容				担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門家による講演会や講習会、リーフレット配布等を通して、こころの病気についての知識、ストレスの原因やライフスタイルに応じたストレスへの対処方法、休養の確保について、普及啓発を行います。</li> </ul>				保健予防課
事業 45 事業者に対するこころの健康づくりの促進				
主 な 指 標	メンタルヘルス対策講座の 実施	23年度末の現況 (予定)	29年度目標	年度別目標
		年1回	年1回	各年度1回
内容				担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>★事業者に対するワーク・ライフ・バランスを推進し、働きやすい職場環境づくりを進めるためのセミナー等を実施します。</li> </ul>				男女共同参画課
事業 46 身近に相談できる環境の整備				
主 な 指 標	こころの問題について気軽に 相談できる場所・窓口を知っ ている人の割合	22年度現況	29年度目標	年度別目標
		22年度健康づくり区民意識調査		
		37.3%	70%	対前年度増
内容				担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・こころの不調に悩んでいる方に対し、保健センターにおいて精神保健相談等を行い、必要な指導や支援を行うとともに、区民にとって身近に相談できる場をわかりやすく周知していきます。</li> <li>・乳幼児健診等で母親対象のアンケートを実施し、育児不安や「うつ」の早期発見・早期対応を行います。</li> </ul>				保健予防課 各保健センター



# 新宿区配偶者等暴力防止及び 被害者支援基本計画



## 【新宿区配偶者等暴力防止及び被害者支援基本計画】

# 1 新宿区配偶者等暴力防止及び被害者支援 基本計画策定にあたって

### (1) 背景

- 配偶者からの暴力は、犯罪につながる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、今まで被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった現状があります。また、「区民意識・実態調査」の「DVについて、自分がされたことがある行為」の男女別の割合をみると、ほとんどの設問で女性の回答割合が高く、配偶者からの暴力の被害者は女性に偏りがちだという現状がわかります。

女性に対する暴力が生み出される背景には、「男は仕事」、「女は家事、育児、介護」といった固定的な性別役割分担意識や、「夫は主人で、妻は従うもの」といった社会風潮などがあり、男性の暴力に寛容な社会や男性優位の社会が暴力を生み出しています。

配偶者からの暴力は、社会における男女の不平等な力関係を背景として、強者である男性から弱者である女性に対し行われる人権侵害です。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要です。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組みにも沿うものです。

国では、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るために平成 13（2001）年4月に「配偶者暴力防止法」を制定し、平成 16（2004）年6月に第一次改正が行われ、さらに平成 19（2007）年7月には、保護命令の拡充や区市町村についての規定の強化を柱とした改正法が成立し、平成 20（2008）年1月に施行されました。しかし、配偶者に対する暴力そのものに対する社会全般の認識は、必ずしも向上していません。

- 新宿区では、平成 20（2008）年2月に「新宿区男女共同参画推進計画」を策定し、人権の尊重としての暴力根絶への取組みとして、人権侵害としての暴力等の防止のために、「配偶者やパートナーからの暴力」の理解を深めるための講座の実施やリーフレットの作成などの啓発、周知に取り組んできました。しかしながら配偶者やパートナーからの暴力に対する認識度はまだまだ低い状態です。

「区民意識・実態調査」によると「首をしめる・刃物を持ち出す等命の危険を感じる行為を行う」（82.5%）、「殴る・蹴る・髪を引っ張る・物を投げつける等の行為をふるう」（82.4%）などの身体的暴力、「意に反した性的な行為を強要する」（76.9%）、「避妊に協力しない」（65.8%）などの性的暴力は認識度が高いが、「行動を制限する」

(52.2%)、「交友関係やメールをチェックする」(44.5%)などの社会的暴力や、「自由になるお金を制限する」(43.4%)などの経済的支配などは、まだ認識度が低いということが見えてきました。

また、「区民意識・実態調査」の中で、配偶者やパートナーからの暴力を受けた方の中で「相談したかったが、相談しなかった」理由に、「誰に相談したらよいかわからなかった」が56.0%で回答が一番多く、暴力を受けた時に相談する窓口の周知不足や、自分さえ我慢すればいいという思いが、まだ根強くあり、相談までに至らないケースもあるという実態も浮き彫りになりました。

配偶者やパートナーからの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることを広く周知し、引き続き啓発・防止に取り組まなければなりません。

- 平成19(2007)年7月に成立した改正法「配偶者暴力防止法」では地域の状況を踏まえ区市町村における配偶者暴力対策基本計画の策定と配偶者暴力相談支援センター機能整備を努力義務とし、被害者の自立支援に対する関係機関の連携強化など、被害者の立場に立った、より実効性のある対策を取ることが求められています。

新宿区では、他区に比べ婦人相談員、母子自立支援員及び保健センター等における外国人からの相談件数が多いことや、ひとところに長く留まれない特定の居所を持たない者からの相談件数が多いことなどがあげられ、その特性を考慮する必要があります。

さらに、最近では「デートDV」と言われる若年層の恋人同士など親密な関係にある男女間での暴力の問題が注目されています。配偶者からの暴力を防ぐためには、若い世代のうちから、配偶者・恋人等からの暴力の問題について考えることや、束縛されることは愛情ではないことなど、男性、女性ともに対等な関係であることを普及啓発していく必要があります。

- 新宿区では、「配偶者暴力対策基本計画」を今回策定する「新宿区第二次男女共同参画推進計画」に盛り込み、目標3<ともにおもいやる>「人権の尊重と配偶者等からの暴力のない社会の実現」を「新宿区配偶者等暴力防止及び被害者支援基本計画」として位置づけます。また、「配偶者暴力防止法」では、暴力の対象が配偶者（事実婚含む）及び元配偶者などの親密な関係での暴力に限定されていますが、「デートDV」に対する対策も計画に盛り込むため、計画の名称を「配偶者」に限定せず、「配偶者等暴力防止及び被害者支援基本計画」とします。

## (2) 計画の期間

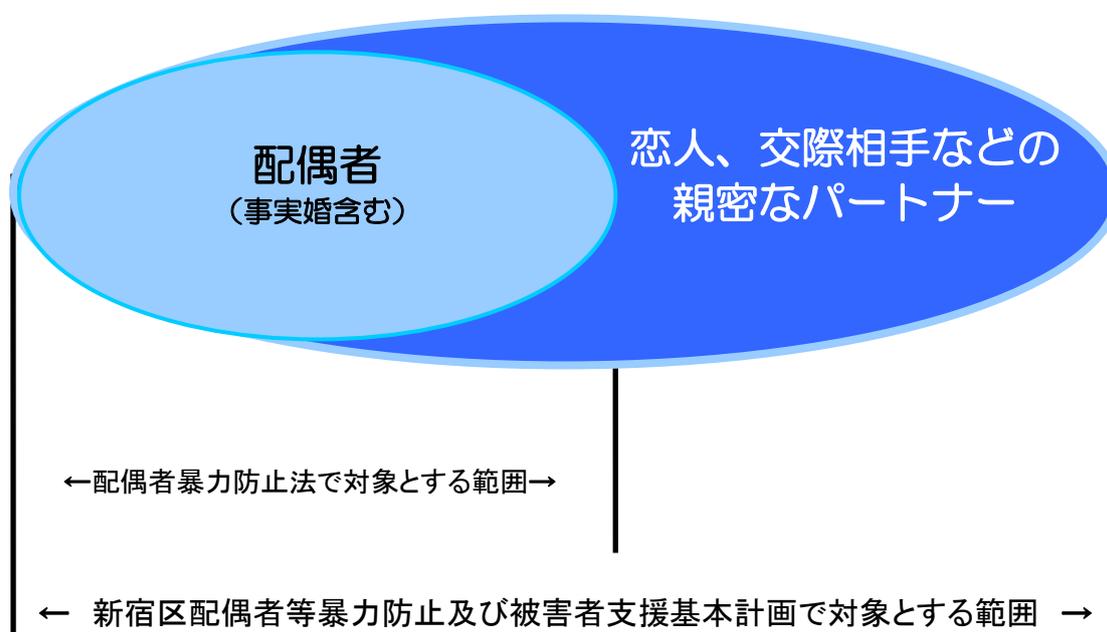
この計画は、平成24(2012)年度から平成29(2017)年度の6年間とします。ただし、計画の円滑な推進のために、「新宿区第二次実行計画」期間の終了や社会経済状況の変化等を考慮し、4年を目途に見直しを行います。

【配偶者等からの暴力とは】

配偶者暴力防止法が定める「配偶者からの暴力」とは、配偶者、事実上婚姻関係と同様な事情にある者及び暴力を受けた後に離婚し配偶者であった者からの暴力を言い、恋人や交際相手からの暴力は含みませんが、この計画においては、配偶者に加え、恋人や交際相手などの親密なパートナーからの暴力も含め「配偶者等からの暴力」としています。

また、「配偶者からの暴力」はドメスティック・バイオレンス(Domestic Violence)とも言われ、DVは英語の Domestic Violence の略で、直訳すると「家庭内暴力」と訳されますが、ここでは、配偶者等からの暴力という意味で使用しています。

■対象者の範囲(イメージ図)

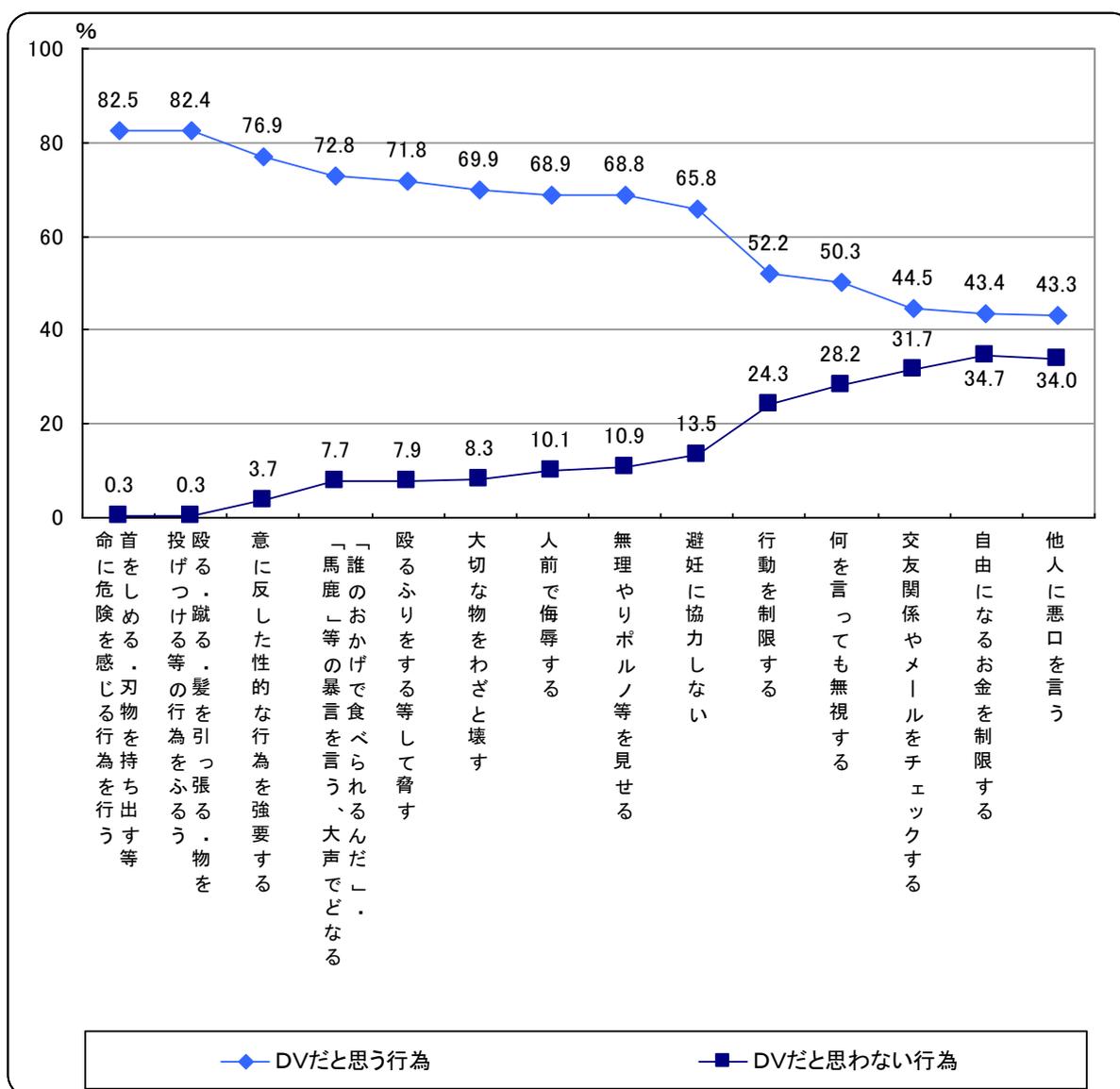


## 2 新宿区のDVの現状

### (1) DVだと思ふ行為の認識度

DVだと思ふ行為・思わない行為については、すべての選択肢がDVに該当する行為であるにもかかわらず、「行動を制限する」(24.3%)、「何を言っても無視する」(28.2%)、「交友関係やメールをチェックする」(31.7%)、「自由になるお金を制限する」(34.7%)、「他人に悪口を言う」(34.0%)については、2割を超える方がDVだと思わない行為として回答しています。

■ DVだと思ふ行為、思わない行為



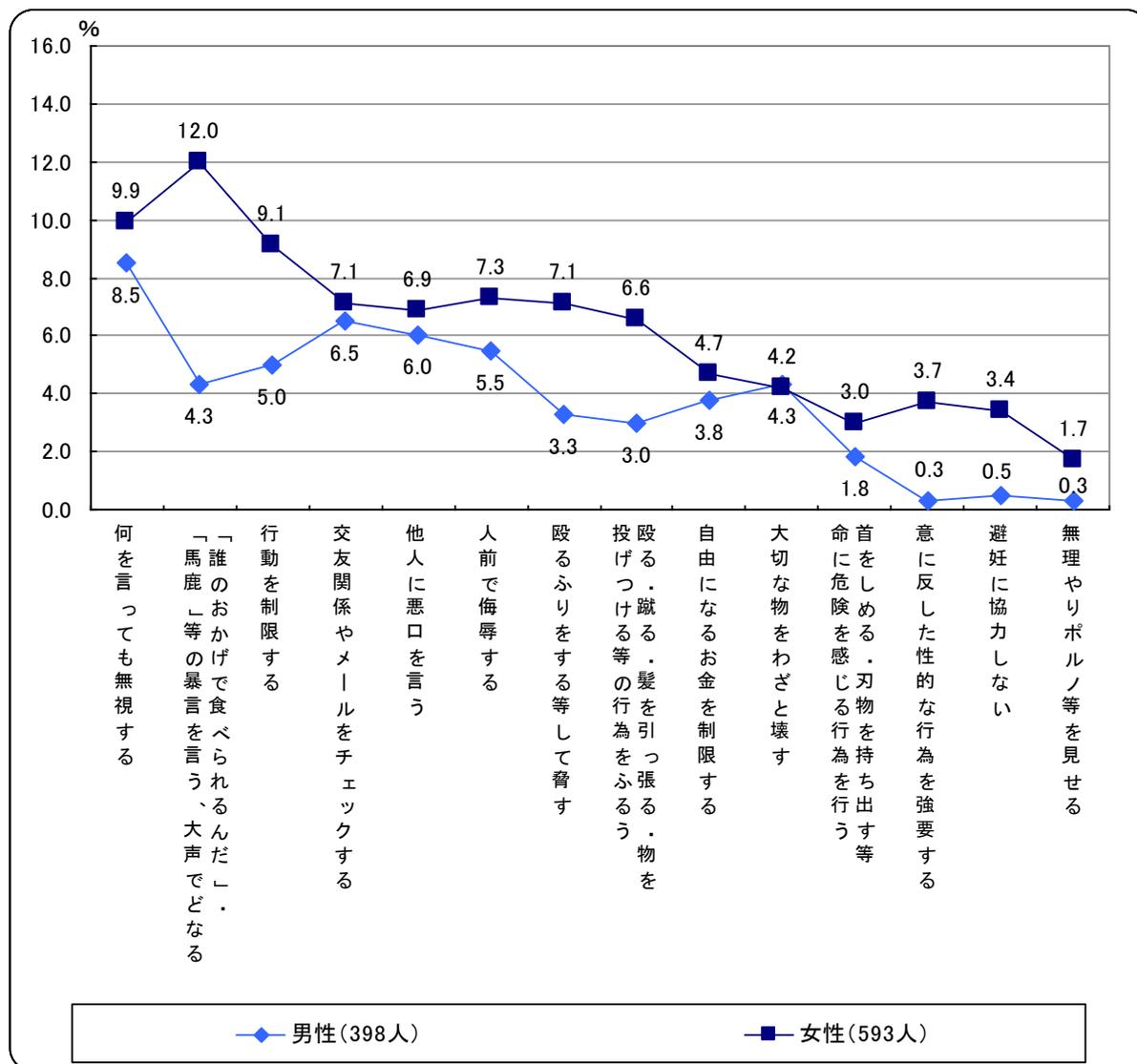
資料：新宿区「男女共同参画に関する区民の意識・実態調査」(平成22年10月実施)

## (2) 自分がされたことがあるDV行為

自分がされたことがあるDV行為については、女性は「『誰のおかげで食べられるんだ』、『馬鹿』等の暴言を言う、大声でどなる」が12.0%と最も多く、次いで「何を言っても無視する」が9.9%、「行動を制限する」が9.1%となっています。

男性では、「何を言っても無視する」が8.5%と最も多く、次いで「交友関係やメールをチェックする」が6.5%、「他人に悪口を言う」が6.0%となっています。

### ■自分がされたことがあるDV行為



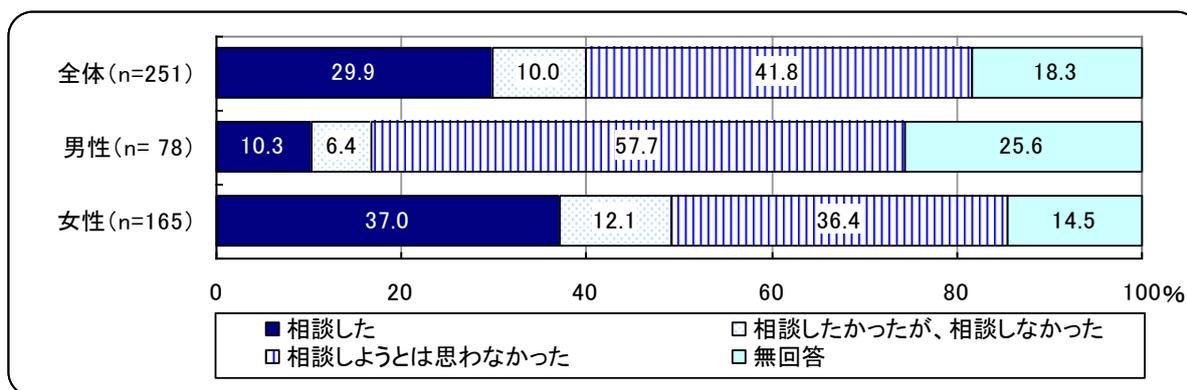
資料：新宿区「男女共同参画に関する区民の意識・実態調査」（平成22年10月実施）

### (3) DVについて相談した経験の有無

DVをされたことがあると回答した方の相談経験の有無については、「相談した」との回答は 29.9%となっています。男女別にみると、「相談した」は男性で 10.3%、女性で 37.0%となっています。

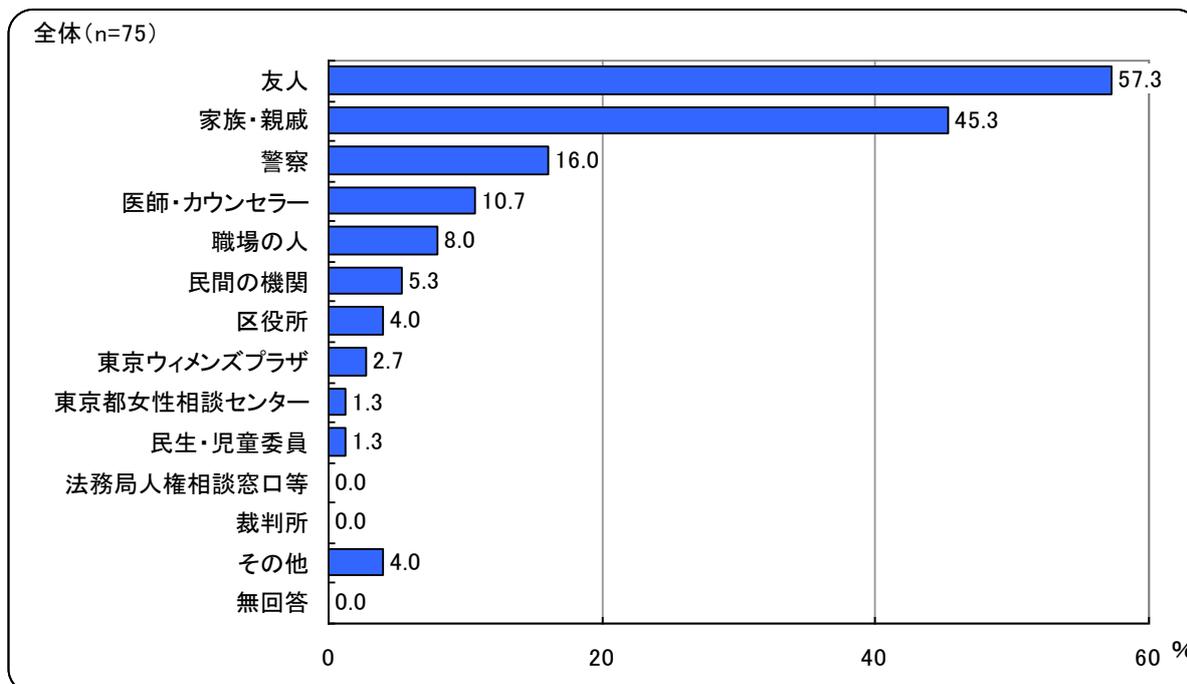
相談したと回答した方の相談相手については、「友人」が 57.3%、「家族・親戚」が 45.3%と身近な方が多く、「区役所」(4.0%)、「東京ウィメンズプラザ」(2.7%)などの公的な機関に相談した方は、「警察」(16.0%)を除いてわずかとなっています。

#### ■ DVについて相談した経験の有無



資料：新宿区「男女共同参画に関する区民の意識・実態調査」(平成22年10月実施)

#### ■ DVについての相談先

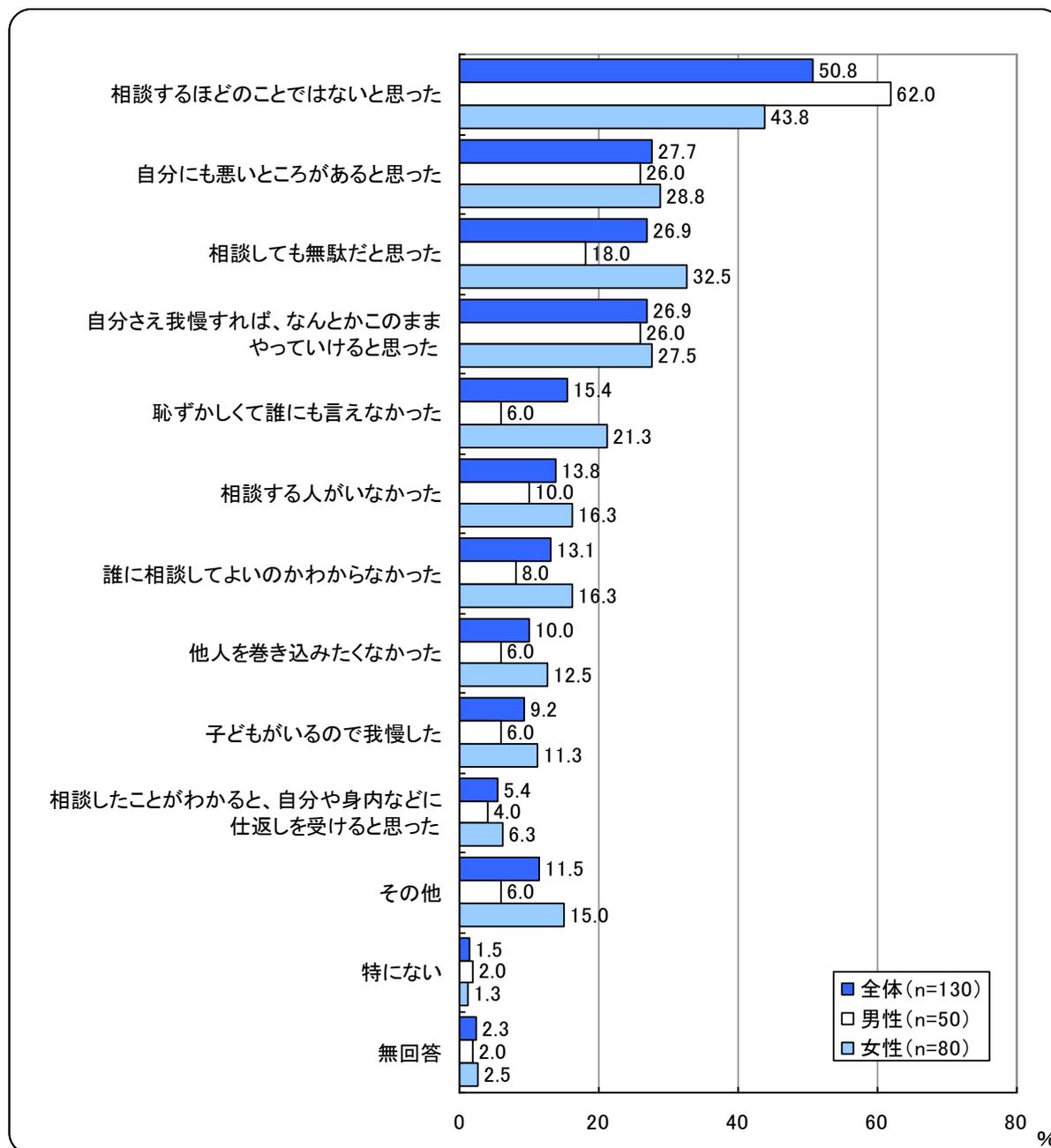


資料：新宿区「男女共同参画に関する区民の意識・実態調査」(平成22年10月実施)

相談しようと思わなかった理由については、全体で「相談するほどのことではないと思った」が50.8%と最も多く、特に男性で62.0%となっています。女性でも「相談するほどのことではないと思った」が43.8%と最も多くなっていますが、「相談しても無駄だと思った」の回答も32.5%となっています。

また、「相談する人がいなかった」が13.8%、「誰に相談してよいのかわからなかった」が13.1%となっています。

■DVについて相談しなかった理由

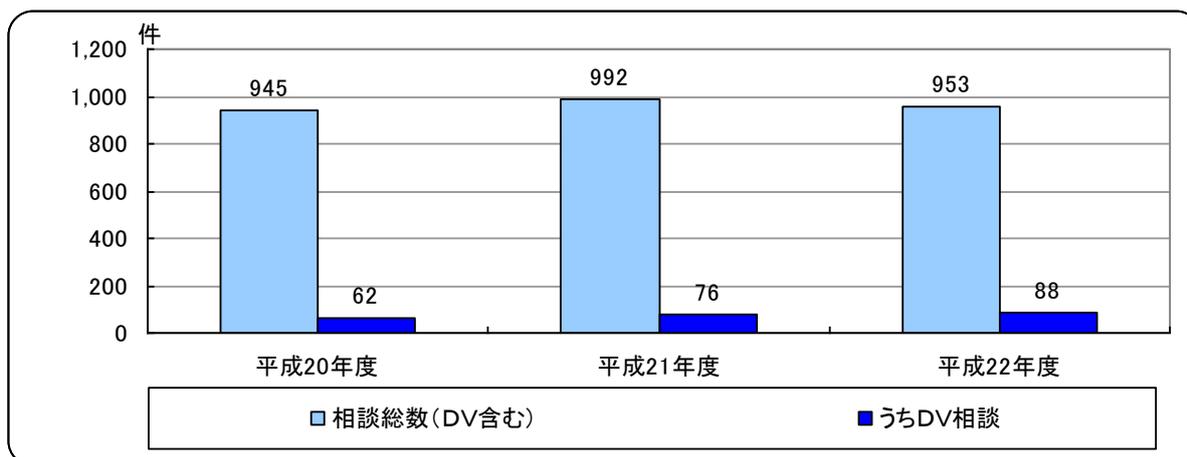


資料：新宿区「男女共同参画に関する区民の意識・実態調査」（平成22年10月実施）

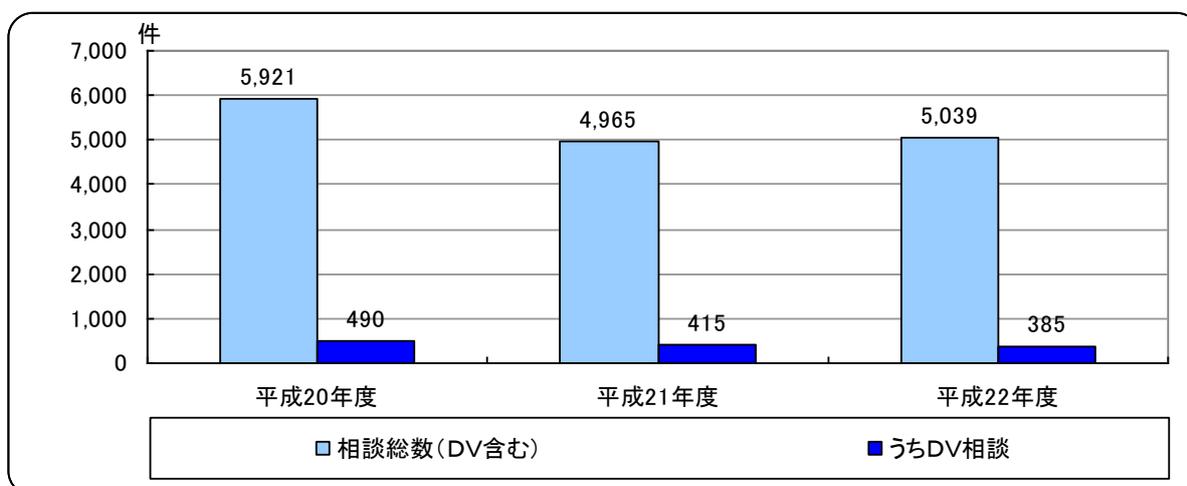
### (4) DVの相談件数

新宿区で受けているDVについての相談件数は、各年度 900 件前後で推移しており、主な相談窓口の悩みごと相談室、女性相談では、相談総数の1割弱となっています。また、悩みごと相談室では、年々増加傾向にあります。

#### ■悩みごと相談室（ウィズ新宿で実施）



#### ■女性相談（新宿区福祉事務所で実施）



※相談件数については、電話、面接相談の合計数字を使用しています。

#### 【悩みごと相談室】

新宿区立男女共同参画推進センター（ウィズ新宿）の「悩みごと相談室」では、月曜日から土曜日まで面接及び電話による相談を実施しています。自分自身のこと、夫婦のこと、仕事のこと、DVのことなどさまざまな悩みごとを、問題解決に向けて相談員と一緒に考えます。また、悩みごと相談室では、男性からの相談も受け付けています。

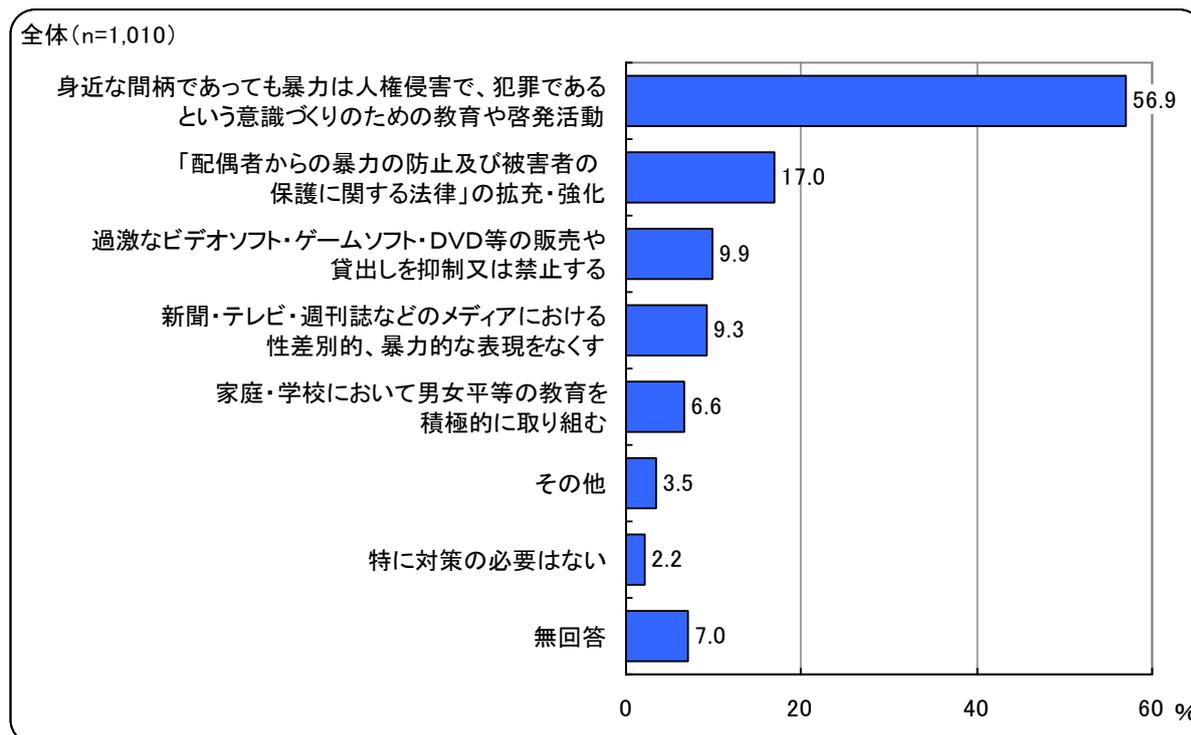
#### 【女性相談】

新宿区福祉事務所の女性相談（生活福祉課）において、失業や病気、路上生活、望まない妊娠や出産、家庭内暴力等の女性が抱える問題の相談を婦人相談員が受けています。

### (5) DVを防止するために必要な対策

配偶者や恋人からの暴力行為を防止するために必要だと思うことについては、「身近な間柄であっても暴力は人権侵害で、犯罪であるという意識づくりのための教育や啓発活動」が56.9%と最も多く、次いで「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の拡充・強化」が17.0%となっています。

#### ■ DVを防止するために必要な対策



資料：新宿区「男女共同参画に関する区民の意識・実態調査」（平成22年10月実施）

## <ともにおもいやる>

### 目標3 人権の尊重と配偶者等からの暴力のない社会の実現 【新宿区配偶者等暴力防止及び被害者支援基本計画】

#### (1) 配偶者等からの暴力の防止に向けた意識啓発と情報提供を行います

##### 基本方針

DVは、人権を著しく侵害するもので、男女共同参画社会を形成していく上で、克服しなければならない重要な課題です。

DVを防止するためには、暴力について正しく理解することが必要です。DVについて正しく認識するために意識啓発や情報提供を行い、すべての人がお互いの人権を尊重できる社会の実現をめざします。

##### 現状と課題

- 配偶者等からの暴力は、犯罪行為を含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、社会的にDVに対する認識が低く、早期発見や自立支援につなげるためにも、DVに対する正しい知識とその危険性について適切な情報提供を行い、「DVは重大な人権侵害である」という意識を社会全体で共有することが必要です。
- 「区民意識・実態調査」において、DVだと思ふ行為・思わない行為について聞いたところ、すべての選択肢がDVに該当する行為であるにもかかわらず、「行動を制限する」(24.3%)、「何を言っても無視する」(28.2%)、「交友関係やメールをチェックする」(31.7%)、「自由になるお金を制限する」(34.7%)、「他人に悪口を言う」(34.0%)については、2割を超える方がDVだと思わない行為として回答していますが、これらの行為は社会的・精神的暴力に該当します。  
身体的暴力のように目に見える暴力以外の事柄でも、DVにあたることがあるという認識がまだ低いことが、調査結果からわかります。
- 「区民意識・実態調査」において配偶者や恋人からの暴力行為を防止するために必要だと思ふことについては、「身近な間柄であっても暴力は人権侵害で、犯罪である」という意識づくりのための教育や啓発活動」が56.9%と最も多く、教育や啓発活動の重要性がうかがえます。
- DVの根絶に向けて、「DVは重大な人権侵害である」という意識啓発を図るとともに、DVの被害者への支援に関する情報が、性別を問わず区民に共有されるよう取り組む必要があります。

取組みの方向

① 配偶者等からの暴力の根絶に向けた取組みの推進

DVの被害者や加害者が、自分が受けている行為、行っている行為がDVであるということに気づき、暴力を防止できるよう、また、被害者が相談や自立に向けた行動を起こし、さまざまな支援につながるよう、DVに関する意識啓発や情報提供を行います。

事業 47 「女性の人権」に関する意識の向上				
主 な 指 標	性と生の講座の実施	23 年度末の現況 (予定)	27 年度目標*	年度別目標
				年 3 回
内容			担当課	
★「女性の人権」に関する広報・啓発活動を進め、女性に対する暴力の根絶に向けて、社会全体の意識の向上を図ります。 ★女性の性に関する講座を実施します。			男女共同参画課	
事業 48 配偶者等からの暴力の防止				
主 な 指 標	区政モニターアンケートにおけるDVに関する設問で「DVだと思ふ行為」の認識度	23 年度の現況	29 年度目標	年度別目標
		23 年度区政モニターアンケート		
		58.7%	80%	対前年度増
内容			担当課	
★配偶者等からの暴力に関する正しい知識や理解を促進するための講座を開催します。 ★学生などの若年層を対象にデートDVに関する講座を開催します。 ・配偶者等からの暴力を防止するためのパンフレットを作成し、配布します。 ・区・都の関係機関、警察、各種団体などで構成される女性問題に関する相談機関連携会議において、加害者に対する暴力再発防止のための取組みを行います。			男女共同参画課	

※新宿区第二次実行計画（平成 24 年度～27 年度）において定めた指標については、27 年度目標として掲載しています。

## 若者の中でも起きるDV

DVは、夫婦間だけの問題ではありません。婚姻関係にある大人だけではなく、高校生や大学生などの交際相手との関係でも起こり得ることで、誰にでも可能性のある身近な問題なのです。この、若い世代の人たちの恋愛関係において起こる暴力のことを「デートDV」といいます。

DVは、叩かれる・殴られるなどの暴力や、大声で怒鳴られるということがなくても、交際相手と一緒にいることが怖かったり、辛かったり感じるがあれば、被害者である可能性があります。特に、若い世代の場合、交際相手との関係がおかしいと思っても「束縛されることは愛情の裏返し」「好きだから我慢しよう」「相手に嫌われたくない」などと思って交際を続けていたり、交際相手から行動を制限されていることを疑問と思いつつも「相談するほどのことでもない」と、そのまま交際を続けた結果、事態が深刻化していくこともあります。また、恋愛に夢中になるほど相手を束縛したいという欲望が生まれ、気づかない間に自分がDVの加害者となっているケースなどがあります。

このような時に、DVは身近な問題であるという認識があれば、早いうちに自分がDVの被害にあっていることに気づくことができます。また、相手に「暴力は嫌だ」ときちんと言葉で伝えることによって、相手が暴力を振るわなくなる可能性もあります。交際相手同士が、対等でお互いを尊重できれば、暴力が無い関係を築くことができます。DVについての知識を知ることはもちろん、相手がどう思っているかを理解することも必要です。そのためには、子どものころから、相手への思いやりや、人と人とのコミュニケーションを重視して教育していくことも重要です。

交際中から「デートDV」を受けていて、その交際相手と結婚した後もDVを受ける被害者も見受けられます。若い世代のうちにDVについて学ぶ機会があれば、DVを防ぐことにもつながります。

## (2) 被害者の相談体制を充実します

### 基本方針

被害者が抱える多様で複雑な問題を、被害者が一人で悩むことなく安心して相談できるよう、広く相談窓口を周知するとともに、関係する相談機関との連携を図り、被害者一人ひとりの状況に応じた相談体制の充実を図ります。

### 現状と課題

- DVに関する相談窓口は、被害者の今後の自立に向けた支援につなげるための第一歩としてとても重要な機関となります。
- 「区民意識・実態調査」において、DVをされたことがあると回答した方の相談経験の有無については、「相談した」との回答は29.9%で、その相談相手は、「友人」が57.3%、「家族・親戚」が45.3%と身近な方が多く、「区役所」(4.0%)、「東京ウィメンズプラザ」(2.7%)などの公的な機関に相談した方は、「警察」(16.0%)を除いてわずかとなっています。
- 相談経験の有無の中で、相談しようと思わなかった理由については、「相談するほどのことではないと思った」が50.8%と最も多くなっていますが、「相談する人がいなかった」が13.8%、「誰に相談してよいのかわからなかった」が13.1%となっています。
- 身近な人がDVの被害を受けていることがわかった場合にどのような対応をするかについては、「暴力を受けている人の相談にのる」が55.8%と最も多いものの、「区の相談窓口に行くことを勧めたり、暴力を受けている人と一緒に相談窓口に行ったりする」(46.6%)、「区以外の相談窓口（警察や法務局など）に行くことを勧めたり、暴力を受けている人と一緒に相談窓口に行ったりする」(38.7%)との回答も多くなっています。
- DVの被害者だけでなく、広く区民全体に身近な相談窓口の周知を図るとともに、DVの被害者が相談しやすい仕組みを充実させ、相談窓口が相互に連携を図りながら一体的に支援を行えるよう、関係機関とのネットワークの強化を図ることが重要です。

取組みの方向

① 相談支援体制の充実

複雑で多様化したDVの問題を、被害者が一人で悩むことなく安心して相談できるよう、きめ細やかで、適切な助言ができる相談体制を充実するとともに、相談窓口の周知を図ります。

事業 49 女性への暴力に関する相談体制の整備				
主な指標	区政モニターアンケートにおける区のDV相談窓口の認知度	23年度末の現況(予定)	29年度目標	年度別目標
		—	80%	対前年度増
内容			担当課	
<ul style="list-style-type: none"> <li>相談窓口の周知や相談機関との連携を強化し、被害者が相談しやすい環境づくりを進めます。</li> <li>区・都の関係機関、警察、各種団体などで構成される女性問題に関する相談機関連携会議を通じて、都と区、関係機関とのネットワークの強化を図ります。</li> <li>相談窓口において、相談者に対する迅速で適切な対応を行います。</li> </ul>			男女共同参画課 生活福祉課	
<ul style="list-style-type: none"> <li>広報紙やホームページを活用し、相談窓口、相談業務の周知徹底を図ります。</li> </ul>			男女共同参画課	
<ul style="list-style-type: none"> <li>被害者に接する職員に対し、研修等への参加を促進し、人材育成を図ります。</li> </ul>			男女共同参画課 生活福祉課	

② 多様な被害者への対応

外国人等のDV被害者に対して、相談窓口の周知を図り安心して相談できる体制を整備します。

事業 50 外国人被害者への対応	
内容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>相談窓口の情報を多言語で提供します。</li> </ul>	男女共同参画課 生活福祉課 文化観光国際課
<ul style="list-style-type: none"> <li>相談内容を正しく理解するために相談時に通訳の確保をします。</li> <li>外国人相談窓口を運営します。</li> </ul>	生活福祉課 文化観光国際課

### (3) 被害者の安全確保と自立のための支援を行います

#### 基本方針

DVの被害者は、配偶者等からの暴力により生命を脅かされる危険があります。まずは、被害者の身の安全を確保することが必要です。また、加害者から守るだけでなく、被害者が自立して生活を送れるよう多方面から支援していきます。

#### 現状と課題

- DVの被害者は、暴力により生命に危険が及ぶ場合もあり、その被害者への対応は一刻を争うことも多く、被害者の安全確保に向けて警察などの関係機関と連携して早急に対応することが求められています。
- 安全確保の方法として、一時保護がありますが、一時保護はDV被害者の安全を確保するだけでなく、心身の健康の回復も目的とし、自立に向けたさまざまな生活の支援も行います。そのため、DV被害者の立場に立ち、適切な支援を行うとともに、加害者に被害者の情報が漏れないよう努める必要があります。
- DVは、児童虐待にもつながる可能性が高いため、あらゆる視点からDV被害者の状況を確認し、関係機関の連携による支援を行う必要があります。
- DV被害者の置かれた立場を理解し、安心できる暮らしを確立するために、相談、安全の確保から経済的な自立に向け、就労、住宅の確保、子育て支援など、各分野において切れ目のない支援を進めるため、関係機関の連携体制の強化が必要です。

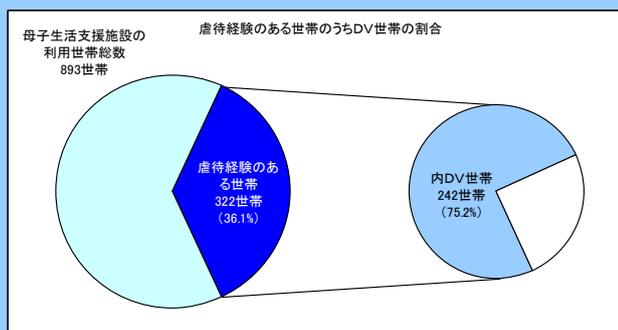
### DVと児童虐待のつながり

児童が家庭内でDVを目撃することは児童虐待です。

このことは「児童虐待の防止等に関する法律」第二条第四項で規定しています。

また、平成23年7月に東京都社会福祉協議会が発行した「東京都の母子生活支援施設の現状と課題～平成22年度東京都の母子生活支援施設実態調査報告書～」の中でも、平成21年度中の母子生活支援施設の利用世帯893世帯のうち、子どもが母親を含む家族からの暴力を経験したことのある世帯は322世帯で、全世帯中36.1%を占め、虐待経験のある世帯のうち242世帯(75.2%)がDV世帯であると報告されています。

この報告からもわかるように、虐待とDVの関連が強いことがわかります。



資料: 平成22年度東京都の母子生活支援施設実態調査報告書より作成

取組みの方向

① 被害者の安全確保

緊急保護を要する被害者及びその子ども等の一時保護を行い、DV被害者の安全確保に努めます。

事業 51 女性及び母子緊急一時保護	
内容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急保護を要する女性及び母子を一時的に保護し、身体の安全の確保と自立を支援します。</li> </ul>	生活福祉課

② 被害者の自立に向けた支援

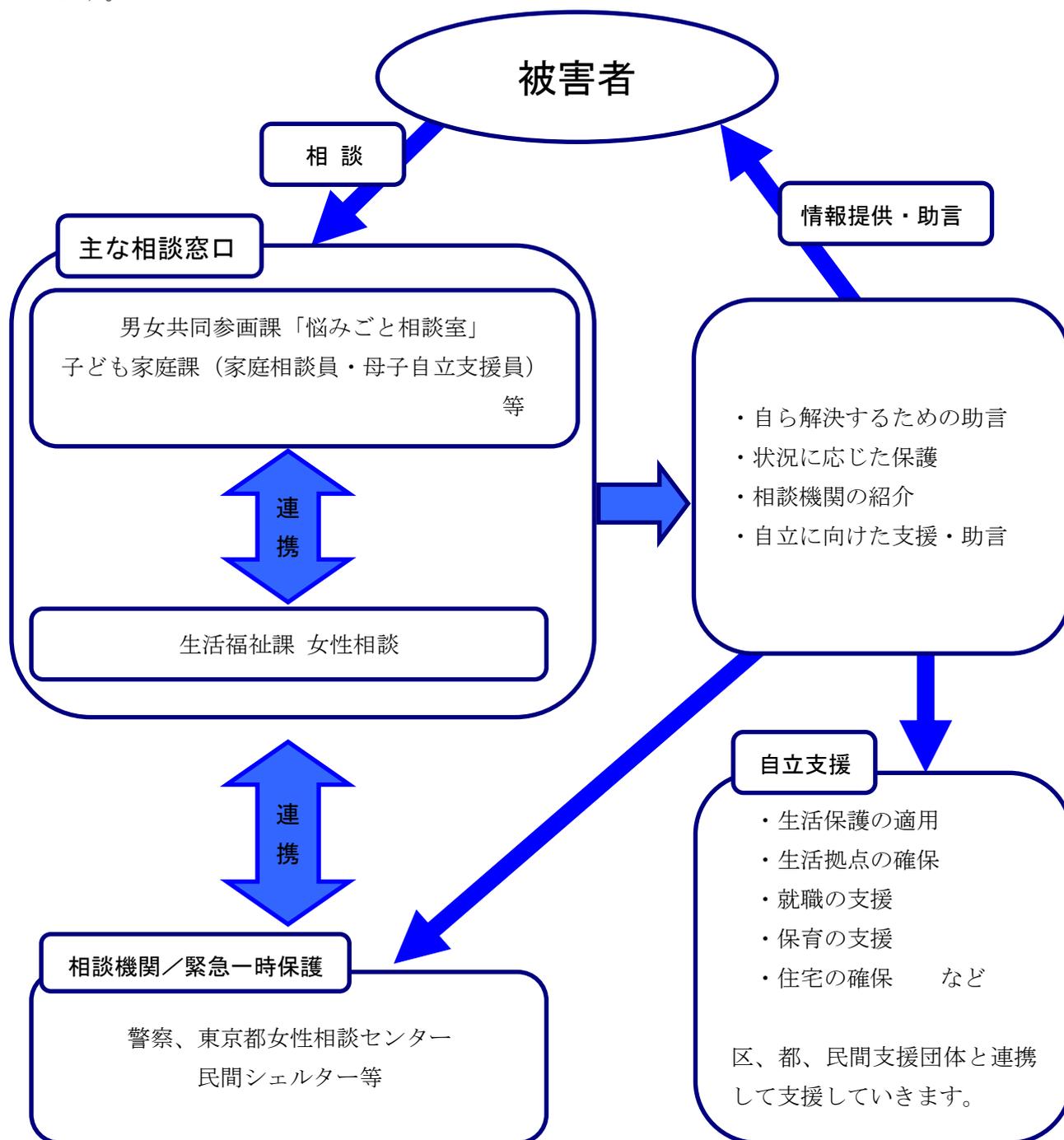
被害者が自立するためには、さまざまな機関からの支援が必要です。関係するさまざまな機関と連携し、DV被害者の自立に向けた切れ目のない支援をします。

事業 52 民間団体・NPO等との連携	
内容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>行政、民間団体等が連携し、被害者に対する緊急一時保護事業や被害女性への自立支援の連携体制を整備します。</li> </ul>	生活福祉課

## DV被害者の相談から自立支援までの流れ

DVの相談については、区の窓口、東京都配偶者暴力相談支援センター（都女性相談センター、東京ウィメンズプラザ）、警察、民間シェルターなど、様々な機関で相談を受けています。

区がDV被害者からの相談を受けた場合は、下記のような流れで相談・援助・保護を行っています。



※夜間・休日の場合は、東京都女性相談センターへ、身の危険を感じる場合は直接警察へ相談

## (4) 配偶者等からの暴力の防止に向けた推進体制を充実します

### 基本方針

配偶者等からの暴力の防止は、行政及び民間団体のさまざまな機関がかかわって対応していく必要があります。そのためには、各機関との連絡調整及び連携を密に取る必要があります。新宿区の特性を踏まえて配偶者等からの暴力の防止を図るためには、どのような体制が良いのか、推進体制について検討し、充実を図ります。

### 現状と課題

- 配偶者等からの暴力の防止と切れ目のないDV被害者支援を推進するためには、国及び東京都をはじめとする関係機関や民間団体、NPO法人等との連携が不可欠です。また、区役所内の関係各課との連携強化も重要です。
- 関連するすべての機関が共通認識をもち、緊密かつ円滑な相互連携・推進体制の強化を図るとともに、DV被害者への更なる被害（二次被害\*）が生じることがないように、庁内関係部署及び関係機関の職員に対する意識啓発を行うことも重要です。
- 現在、新宿区においては、男女共同参画推進センター「ウィズ新宿」悩みごと相談室において悩みごと相談、DVに関する情報提供を行うとともに、生活福祉課において、相談、情報提供、自立に向けた支援を行っています。
- 平成20年1月に施行された改正「配偶者暴力防止法」で、区市町村が設置する適切な施設において、配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすことが努力義務となり、新宿区においても、さらなる取組みの強化を図るため、配偶者暴力相談支援センター設置に向けた検討を行う必要があります。

#### 【二次被害】

被害者が窓口等で相談する中で、不適切な対応を受けることによってさらに傷つけられることをいいます。例えば、暴力を受けたことを窓口で繰り返し説明させられたり、職員などの対応や言動に配慮に欠けていたりする時などがあります。

取組みの方向

① 関係機関との連携強化

DVの防止に向けて、関係するすべての機関が共通認識をもち、緊密な相互連携・推進体制の強化を図ります。

事業 53 関係機関とのネットワーク整備	
内容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 庁内における関係各課との連携により、配偶者等暴力防止及び被害者支援基本計画の推進体制を強化します。</li> <li>・ 区・都の関係機関、警察、各種団体などで構成される女性問題に関する相談機関連携会議を通して、関係機関との連携を強化します。</li> </ul>	男女共同参画課

② 配偶者暴力相談支援センター設置の検討

DV被害者への相談から自立までのきめ細かな切れ目のない支援を行うことができるよう、配偶者暴力相談支援センターの設置に向けた検討を進めます。

事業 54 配偶者暴力相談支援センター設置の検討				
主 な 指 標	配偶者暴力相談支援センター の計画期間内の設置検討	23年度末の現況 (予定)	29年度目標	年度別目標
		0所	1所	—
内容		担当課		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配偶者暴力相談支援センターの設置に向けた検討を行います。</li> </ul>		男女共同参画課		

③ 国・都への要望と広域的対応に必要な連携の強化

国や都に対し法整備等の要望をするとともに、必要に応じ連携しながら計画を推進します。

事業 55 国・東京都への要望と連携の強化	
内容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国や都で進めることが適切な施策について、国・都に対し要望します。</li> <li>・ 広域的な対応ができるように、国や東京都との連携を強化します。</li> </ul>	男女共同参画課

## <ともにかがやく>

### 目標4 あらゆる場面における男女共同参画の推進

#### (1) あらゆる場面における男女共同参画の意識づくりを行います

##### 基本方針

男女があらゆる分野で社会の対等な構成員として能力と個性を發揮できるよう、区民一人ひとりが人権や男女平等についての理解を深めていけるよう努めます。

また、次代を担う子どもたちが、男女共同参画を理解し、将来を見通した自己形成ができるよう取組みを進めます。

##### 現状と課題

- 平成11年に「男女共同参画社会基本法」が制定されて10年以上が経過し、男女共同参画を取り巻く法律や制度は、大きく前進しました。新宿区においても平成16年に「男女共同参画推進条例」を制定し、同条例に基づく「男女共同参画推進計画」により、さまざまな事業を推進しています。しかしながら、男女共同参画社会の実現に向けては、まだ道半ばの状況にあり、さまざまな課題への対応が求められています。
- 女性の社会参加は進んできましたが、政治の分野をはじめ、官公庁、企業などで、方針決定の場に係わる女性はまだまだ少ない状況にあります。また、誰もが社会のあらゆる分野に主体的に参画していくためには、その個性と能力を十分に發揮できる機会を確保していかなければなりません。
- 「区民意識・実態調査」によると、男女共同参画に関する言葉で聞いたことのあるものは、「男女共同参画社会基本法」が44.0%、「新宿区男女共同参画推進条例」が26.5%と低く、また、新宿区で実施している男女共同参画にかかわる取組み事業の認知度についても、いずれも3割を下回る結果となっており、十分に周知できていない状況がうかがえます。そのため、あらゆる媒体やあらゆる機会を通じて、啓発活動をより一層推進する必要があります。
- 男女共同参画社会を実現するためには、区民一人ひとりが男女共同参画について正しい知識をもつとともに、男女共同参画の必要性について認識を深めることが重要です。「区民意識・実態調査」によると、男女共同参画を進めるために区が力を入れるべきことでは、「平等意識を育てる学校教育の充実」が22.3%となっています。さらに、学校教育の場において「男女にかかわらず、相手を人として尊重する指導をする」ことが75.1%と最も求められていることから、男女共同参画の視点を持った教育を継続して行う必要があります。

### 取組みの方向

#### ① 男女共同参画に向けた意識の形成

区民一人ひとりが男女共同参画に関する正しい知識を得られるよう、フォーラムやホームページ等のさまざまな機会や多様な媒体を活用し、広報・啓発活動を行います。

事業 56 男女共同参画に関する情報提供	
内容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報紙やホームページ等により、男女共同参画について区民にわかりやすく積極的な情報提供を行います。</li> </ul>	区政情報課
<ul style="list-style-type: none"> <li>★ 情報誌や広報紙・ホームページで、男女共同参画に関する国内外の情報やさまざまな施策、取組みを紹介します。</li> <li>・ 男女共同参画に関する図書等の充実を図り、貸し出しを行います。</li> </ul>	男女共同参画課
事業 57 男女平等・男女共同参画を目指した講演会の開催	
内容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>★ 男女平等・共同参画を目指した講演会やフォーラムなどの催しを開催します。</li> </ul>	男女共同参画課
事業 58 相談事業の充実	
内容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ライフスタイルの変化等により多様化する悩みに対して、面接や電話による相談を行います。</li> <li>・ 相談機関相互で連携を取り合い、ネットワークを結べるような体制の充実を図ります。</li> </ul>	男女共同参画課

目標4 あらゆる場面における男女共同参画の推進

② 男女共同参画に関する調査・研究の充実

男女共同参画に関する実態を把握するため、調査・研究活動を行います。

事業59 男女平等・男女共同参画に関する区民意識調査の実施	
内容	担当課
・男女平等・共同参画に関する意識・実態調査を実施します。(再掲…事業番号27)	男女共同参画課

③ 学校教育における男女共同参画の推進

教育は、男女共同参画意識をはぐくむ重要な役割を担っていることから、学校教育において、人権尊重を基盤とした男女平等教育を推進するとともに、自らの生き方を主体的に選択できる能力を育てる教育を推進します。

また、教職員についても、男女平等教育を推進するための研修会等への参加を促進します。

事業60 男女共同参画の視点からの教育活動の編成				
主な指標	人権尊重の考えに基づく教育課程の編成	23年度末の現況(予定)	29年度目標	年度別目標
		区立全校実施	区立全校実施	区立全校実施
内容		担当課		
・各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間において、個性尊重及び男女平等の考えが児童・生徒に身につくよう指導します。		教育指導課		
★男女共同参画を考える啓発誌により、小学生(5年生対象)に対して、男女平等の意識啓発を進めます。		男女共同参画課		

事業61 適切な進路指導の徹底				
主な指標	進路指導主任研修会の開催	23年度末の現況(予定)	29年度目標	年度別目標
		年5回	年5回	各年度5回
内容		担当課		
・児童・生徒が進路を選択する際、性の違いによる先入観にとらわれることなく、個性と能力に基づく主体的選択ができるよう、適切な進路指導を行います。		教育指導課		

事業 62 男女平等教育研修の充実				
主 な 指 標	人権教育研修会の参加率	22 年度末の現況	29 年度目標	年度別目標
		97.5%	100%	対前年度増
内容			担当課	
・教職員の意識を高め、男女平等への理解を促進するため、教職員を対象とした人権教育研修を、より一層充実します。(再掲…事業番号 31)			教育指導課	
事業 63 女性教員の管理職昇任選考の受験勧奨				
内容			担当課	
・女性教員の管理職昇任選考の受験を勧奨します。			教育指導課	
事業 64 保護者への学習機会や情報の提供				
内容			担当課	
★講座や情報誌などで、子どもの保護者を対象に、男女共同参画に関する学習機会や情報提供を行います。			男女共同参画課	

## 子どもたちが「男女共同参画」について考えました

～ 平成 23 年度 小・中学生フォーラムから ～

「将来自分がお父さんになったら育児休業を取りたい」「男女は平等に家事を分担しよう」「性別にとらわれず、やりたい仕事を選ぼう」…自分らしい生き方について、子どもたちは活発に意見を交わしました。

新宿区では毎年、小・中学生の子どもたちと区長がテーマに沿って意見交換を行う、小・中学生フォーラムを開催しています。平成 23 年度は、「男女共同参画」をテーマに、柏木小学校（6 月 27 日）、花園小学校（6 月 30 日）、牛込第二中学校（7 月 12 日）の計 3 校で開催しました。

中山区長は、子どもたちに「男女共同参画社会の実現のためには、一人ひとりの意識を高めることが大切」「性別にとらわれず、リーダーシップを発揮してほしい」「夢をあきらめられないでチャレンジしてほしい」など、これからの男女共同参画社会の担い手となるよう、期待を込めてエールを送りました。

この計画では、子どもたちの意見も参考にしながら、ワーク・ライフ・バランスの推進や、固定的性別役割分担意識の解消、女性の活躍支援など、男女共同参画社会の実現に向けた取組みを行うとともに、引き続き「学校教育における男女共同参画」を推進していきます。

<ともにかがやく>

目標4 あらゆる場面における男女共同参画の推進

④ 家庭・地域での男女共同参画の推進

男女が家庭生活や地域生活を共に担うことができるよう、理解を深める学習機会や情報の提供等により、男女共同参画の意識づくりを推進します。

事業 65 家庭・地域団体に対する多様な学習機会や情報の提供				
主 な 指 標	P T A 等研修での情報提供の 実施	23 年度末の現況 (予定)	29 年度目標	年度別目標
				幼稚園・小学 校・中学校 P T A 等の家庭教育 学級・講座担当 者向けで情報提 供を実施
内容			担当課	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ P T A 等が主体的に取り組む家庭教育学級・講座の担当者向け研修会での事例の情報提供等を通じて、男女共同参画の推進の一助とします。</li> </ul>			教育支援課	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区民プロデュース講座を開催し、区民や区内の学習団体が男女の別なく自主的に講座を企画・運営する機会を提供します。</li> <li>・ 指導者を希望する区民を、生涯学習指導者・支援者バンクに登録し、必要とする区民に紹介します。</li> <li>・ レガスまつりや生涯学習館まつり等を開催することにより、男女ともに参加していくきっかけづくりにします。</li> <li>・ 新宿未来創造財団ホームページで各種事業案内・講座申込み・施設利用情報管理・各種情報提供を行います。</li> <li>・ 職場以外の地域活動等に疎遠になりがちな方を対象に、学習活動普及事業を地域活動デビュー講座として実施し、男女ともに活動に参加していくきっかけづくりにします。</li> </ul> <p style="text-align: right;">(再掲…事業番号 25)</p>			生涯学習 コミュニティ課	
事業 66 女性の視点を取り入れた避難所の整備				
内容			担当課	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 女性のニーズを反映した避難所の整備を行います。</li> <li>・ 女性の視点を取り入れた避難所運営を推進します。</li> </ul>			危機管理課	

## 災害と男女共同参画

～ 東日本大震災から見えてきたこと ～

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、男女共同参画の視点から多くの課題を浮き彫りにしました。

また、震災以外の様々な災害対応において、「自助、共助、公助」による支え合い・助け合いはもとより、地域の中で男女共同参画を実現することは、とても重要な意味を持っています。

### 【男女共同参画の視点から見た災害時の主な課題】

#### ① 固定的性別役割分担の強化

(主な具体例)

避難所における炊き出し当番の女性への割り当て、育児・介護の女性への負担増、力仕事は男性など

#### ② 意思決定の場面における女性の参画

(主な具体例)

防災会議への女性の参画が十分ではない(※)、避難所や災害の現場において女性への配慮が足りないなど

#### ③ 女性の安全確保や安心できる環境づくり

(主な具体例)

女性に対する暴力の防止、相談体制の充実、妊産婦への対応など

こうした課題からも、地域や社会全体において、日頃から男女共同参画を推進し、一人ひとりが男女共同参画に対する意識を高く持つことが重要であることがわかります。

新宿区では、男女共同参画社会の実現を目指すため、男女共同参画の視点を持った様々な取組みを行うことで、本計画を着実に推進し災害に対しても十分に対応できるよう努力していきます。

(※) 参考：

新宿区防災会議に女性の占める割合(平成 23 年 4 月 1 日現在)・・・6.8%

都道府県防災会議に女性の占める割合(平成 22 年内閣府調べ)・・・4.1%

(東京都は 0%)

## (2) 女性の活躍を支援するためのしくみをつくります

### 基本方針

男女共同参画社会の実現に向けて、政策・方針決定過程への女性の参画を推進するとともに、あらゆる分野における女性の活躍を支援します。

### 現状と課題

- 政策・方針等の意思決定における男女共同参画を進めていくためには、あらゆる活動に男女が共に責任をもって参画していくとともに、区民一人ひとりが社会や政治に関心を持ち、あらゆる分野の政策・方針決定の場に参画できる環境づくりを進めることが重要です。
- 平成23年10月1日現在の、区の審議会等における女性委員の比率は35.2%、全審議会における女性委員のいる審議会の比率は93.1%で、「新宿区男女共同参画推進計画」で掲げたそれぞれの目標値（「平成23年度40%」、「平成23年度100%」）を、審議会等における女性委員の比率では4.8ポイント、全審議会における女性委員のいる審議会の比率では6.9ポイント下回っています。
- 区の政策・方針決定の場に男女共同参画の視点を取り入れることができるよう、一方の性にかたよりのない、審議会等への参画を引き続き推進するとともに、新しい時代の男女共同参画を担う人材の育成を進める必要があります。
- 「区民意識・実態調査」によると、女性の年代別労働力率について、「30～34歳」に一度下がるものの、「25～49歳」まで70%以上で推移しており、極端なM字曲線は描いていません。しかしながら、「25歳以上」の女性では、すべての年齢において、「就労している人」の割合が「男性」より低くなっています。
- 今後さらに、就職、就業継続、再就職やさまざまな活動への参画支援、起業・創業などに関する情報提供や相談、学習支援を通じて、女性の意欲と能力を生かし、女性が活躍するためのチャレンジ支援策を多面的に充実していく必要があります。

#### 【M字曲線とは】

日本の女性の年齢別の労働力率（労働力人口/15歳以上の人口）を折れ線グラフにすると、20歳代半ばと50歳代前後に2つのピークを持ついわゆるM字型の曲線になることを指します。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出し、子育てが一段落すると再び労働市場に参入する女性が多いことを反映しています。

取組みの方向

① 女性の政策・方針決定過程への参画

区の政策・方針決定過程にさらなる女性の参画が図られるよう、区の審議会等への女性の参画を積極的に推進します。

また、区民に対し、あらゆる場面における女性の政策・方針決定過程への参画を促すとともに、区女性職員を管理職に積極的に登用するための働きかけを行います。

事業 67 審議会等における女性の積極的な登用				
主な指標	区の審議会等における女性委員の割合	23年度末の現況(予定)	27年度目標*	年度別目標
		35.2%	40%	対前年度増
内容			担当課	
★区の審議会等の男女の比率について、一方の性が40%を割らないことを目指します。 ★女性委員のいない審議会を解消します。			各課	
事業 68 女性の政策・方針決定過程への参画に向けた意識啓発				
内容			担当課	
★情報誌等を通じて、あらゆる場面における女性の政策・方針決定過程への参画に向けた意識啓発を行います。			男女共同参画課	
事業 69 政策・方針決定過程への女性職員の参画の推進				
内容			担当課	
・区の女性職員が積極的に管理監督者を目指せるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進等、管理職や係長級職員として働きやすい環境を整えます。			各課	
・職員配置や職務分担の決定に際し、男女平等の視点から能力主義の更なる徹底を図ります。			人事課 各課	
★職員に対する男女共同参画の意識啓発を行います。			人材育成等担当課 男女共同参画課	

※新宿区第二次実行計画（平成24年度～27年度）において定めた指標については、27年度目標として掲載しています。

<ともにかがやく>

目標4 あらゆる場面における男女共同参画の推進

② 女性の人材育成とチャレンジ支援

女性の意欲と能力を生かすため、女性の就職・再就職支援を行うとともに、起業等の新たな分野に挑戦する女性の支援を行います。

また、区の各種団体や活動等において、女性のエンパワーメント\*を図るため、学習機会を提供し、人材育成を推進します。

事業70 女性の人材育成支援				
内容			担当課	
★女性リーダーの発掘・育成のため、各種催しや講座の企画・運営にあたり、できる限り実行委員会方式を取り入れます。			男女共同参画課	
事業71 女性の就職・再就職支援				
主な指標	育児ママの再就職準備講座 実施回数	23年度末の現況 (予定)	27年度目標*	年度別目標
		年4回	年4回	各年度4回
内容			担当課	
★子育て中の女性などの再就職を支援するため、準備講座を開催します。			男女共同参画課	
★民間専門業者の女性対象セミナー等の活用を検討します。			消費者支援等担当課	
事業72 自立に向けた支援の推進				
主な指標	ひとり親家庭自立支援促進数  ※次世代育成支援計画に基づき目標年度は26年度とする。	22年度末の現況	26年度目標	年度別目標
		<ul style="list-style-type: none"> <li>相談件数 1,529 件</li> <li>自立支援プログラム策定者数 45 人</li> <li>就労 45 人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談件数 2,000 件</li> <li>自立支援プログラム策定者数 66 人</li> <li>就労 70 人</li> </ul>	対前年度増
内容			担当課	
<ul style="list-style-type: none"> <li>女性の自立に向けた取組み事例を情報誌等で紹介します。</li> <li>女性の自立に関連する図書や資料の充実を図ります。</li> </ul>			男女共同参画課	
<ul style="list-style-type: none"> <li>ひとり親家庭に対し、きめ細やかな就労支援を展開するために、自立支援プログラム策定を中心に、個々の状況に応じた自立支援計画を策定し、ハローワークなどの関係機関との連絡調整を行うとともに、能力開発制度の利用を促進します。</li> </ul>			子ども家庭課	

※新宿区第二次実行計画（平成24年度～27年度）において定めた指標については、27年度目標として掲載しています。

事業 73 起業支援の充実

内容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 商工相談における創業相談時に、起業に関する基礎知識や経営ノウハウの助言・指導を行います。</li> <li>・ 高田馬場創業支援センターにおいて、「場」の提供とともに、各種セミナーや相談を通じ経営に関する基礎知識や経営ノウハウが習得できるよう、経営者の育成支援を行います。</li> </ul>	<p>産業振興課</p>

【エンパワーメントとは】

力（パワー）をつけることの意です。女性のエンパワーメントは、女性が自分自身の生活と人生を決定する権利と能力を持ち、さまざまなレベルの意思決定過程に参画し、社会的・経済的・政治的な状況を変えていく力をもつことを意味します。



### (3) 男女共同参画の視点を持った地域づくりを進めます

#### 基本方針

男女が共に参画し、豊かな地域を創造するために、性別による役割分担ではない、あらゆる人の能力や適性を重視した、地域社会を共に担うためのしくみづくりを推進します。また、新宿区男女共同参画推進条例の基本理念のひとつでもある「国際協力と理解」に基づき、国際理解のもとに支援や交流を深めながら、地域における男女共同参画を推進していきます。

#### 現状と課題

- 男女共同参画社会の実現のためには、すべての区民が仕事と家庭生活はもとより、地域社会の一員としての自覚をもって、さまざまな活動に参画していくことが重要です。そのためには、区民の地域参加を促すきっかけづくりと、地域相互の理解や活動の場が必要です。
- 「区民意識・実態調査」において、「地域活動の場で男女平等になっている」と感じている割合は48.6%と「学校教育の場で」の69.3%に次いで高い割合になっています。平成19年度に実施した調査結果と比較すると、9.4ポイントの伸びとなっており、地域活動の場における男女平等意識は着実に浸透しています。しかし、地域活動の新たな担い手の育成や、若年層の地域活動への参加促進などの課題もあります。
- 区の外国人登録人口は、平成23年4月1日現在34,968人で、区全体の人口の約1割を占めています。外国人との共生は、地域の中、あるいは家庭の中でどう共生していくかを考え、相手を認めて共に生きていくことが何より大切です。今後も引き続き、お互いに理解し合い、支援や交流を深めながら男女共同参画を推進していくことが重要です。

#### 【新宿区立男女共同参画推進センター（ウィズ新宿）をご存知ですか】

区では、女性の地位向上と社会参加の促進、男女共同参画社会の実現を図るための「学習・交流・連帯」の場として、新宿区立男女共同参画推進センター（ウィズ新宿）を設置しています。ぜひ、地域における男女共同参画推進の拠点としてご活用ください。

#### 〈主な業務〉

ワーク・ライフ・バランスの推進、悩みごと相談室、フォーラムや講座の開催、男女共同参画に関する情報提供、図書等の貸出しサービス、会議室の貸出しなど

取組みの方向

① 地域活動における男女共同参画の促進

男女が共に地域社会を共に担うための仕組みづくりを推進するため、参考となる事例を紹介することにより、区民それぞれのライフスタイルに合った地域活動が展開できるよう支援します。

事業 74 地域活動への参加の促進	
内容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>全庁で行われている様々な人材募集・育成事業を一括して紹介し、地域活動に関心のある方が自分に合ったものを見つけられる仕組みを検討します。</li> <li>地域活動を支える人材育成を目指します。</li> </ul>	生涯学習 コミュニティ課

② 国際化への対応

外国人と日本人が互いの生活や文化を理解・尊重し、誰もが暮らしやすく活動しやすいまちにしていくため、身近な地域で交流を進め、国際理解を深めることができるよう、情報提供の充実を図ります。

また、外国人が安心して暮らすことができるよう、多言語による情報提供や相談体制の充実を図ります。

事業 75 外国人への支援と交流				
主な指標	ネットワーク構築のための連絡会（多文化共生連絡会）の開催数	23年度末の現況（予定）	27年度目標*	年度別目標
		15回	15回	各年度 15回
内容		担当課		
<ul style="list-style-type: none"> <li>★しんじゅく多文化共生プラザを拠点として、情報提供、日本語学習、各種講座、イベントを実施し、交流を深め相互理解の促進を図ります。</li> <li>★地域住民や活動団体などのネットワーク化を図り、情報の共有とネットワークが主体となった事業を実施します。また、これらのネットワーク事業を通じて、外国人の参加を促進していきます。</li> <li>・国外・国内の友好都市との交流を推進します。</li> <li>・国際交流が地域に根差すよう、各種事業を継続して実施します。</li> </ul>		文化観光国際課		

※新宿区第二次実行計画（平成24年度～27年度）において定めた指標については、27年度目標として掲載しています。

目標4 あらゆる場面における男女共同参画の推進

事業 76 外国人への情報提供				
主 な 指 標	外国語ホームページへの アクセス数	22 年度末の現況	29 年度目標	年度別目標
		288,615 件	300,000 件	対前年度増
内容				担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国語版広報紙・生活情報紙を発行します。</li> <li>・外国語版ホームページにより、生活情報等を外国人に提供します。</li> </ul>				文化観光国際課
事業 77 外国人相談窓口の運営				
主 な 指 標	相談件数	22 年度末の現況	29 年度目標	年度別目標
		4,847 件	5,000 件	対前年度増
内容				担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人相談窓口を運営します。</li> </ul>				文化観光国際課



## <ともにすすめる>

### 目標5 計画の推進に向けて

#### (1) 区民や事業者、NPO\*等の参加により男女共同参画を推進します

##### 基本方針

区民、地域団体、事業者、NPO等、さまざまな立場の人々や団体と協働することにより、本計画を着実に推進します。

また、庁内関係各課との連携により、男女共同参画関連施策を着実に実行するとともに、国や都への法整備等に関する要望や、男女共同参画推進に向けた事業連携を図ります。

##### 現状と課題

- 男女共同参画社会を形成するためには、男女を取り巻く社会的背景を認識したうえで、あらゆる分野での取組みを展開することが重要です。区が直接行う取組みだけではなく、区民一人ひとりや事業者、NPO等と協働して男女共同参画を共に推進していくことが重要です。
- 新宿区では、「新宿区男女共同参画推進条例」に基づき、区長の附属機関として「新宿区男女共同参画推進会議」を設置し、男女共同参画に関する基本的な事項についての調査審議を行っています。
- 男女共同参画の推進に向けて、区内で活躍する女性団体等で構成される「しんじゅく女性団体会議」を運営し、男女共同参画に関するさまざまな課題の意見交換や活動報告等を行っています。

取組みの方向

① 区民参加による男女共同参画の推進

男女共同参画の推進にあたり、専門的意見や区民の声を積極的に取り入れるため、学識経験者や公募区民などにより構成される「男女共同参画推進会議」を運営します。

事業 78 男女共同参画推進会議の運営	
内容	担当課
・男女共同参画に関する基本的な事項についての審議や、計画の実施状況を継続的に点検し、施策の方向性について提言していく男女共同参画推進会議を運営します。	男女共同参画課

② 事業者やNPO等との協働による男女共同参画の推進

「しんじゅく女性団体会議」の運営等により、男女共同参画の推進に向けて事業者やNPO等の幅広い意見の反映に努めるとともに、協働により講座等を開催します。

事業 79 しんじゅく女性団体会議等の運営	
内容	担当課
・男女共同参画の推進に向けて、男女共同参画に関する意見交換等を行うため、区内で活躍する女性団体等により構成される、しんじゅく女性団体会議を運営します。	男女共同参画課

## (2) 庁内における計画の推進体制を充実します

### 基本方針

男女共同参画に関する施策を着実に推進するため、「男女共同参画行政推進連絡会議」における組織の枠組みを超えた横断的な対応を通じて、男女共同参画社会の実現に向けた取組みを行います。

### 現状と課題

- 男女共同参画に関する施策を着実に推進し、本計画を実効性のあるものにしていくためには、その基盤となる庁内の推進体制と進捗状況の点検・評価体制が重要です。
- 計画期間内において、年度ごとの関連する施策の進捗状況調査や、施策の評価をすることにより、計画の着実な推進を図る必要があります。
- 新宿区では、庁内の連絡調整機関として「新宿区男女共同参画行政推進連絡会議」を設置し、全庁をあげてさまざまな施策を計画的に推進しています。また、男女共同参画のさらなる推進に向けて、庁内の連携をより一層充実する必要があります。

取組みの方向

① 庁内での計画推進体制の推進

庁内の組織である男女共同参画行政推進連絡会議を中心に、計画の着実な推進を図るとともに、新たな課題への対応を検討します。

事業 80 男女共同参画行政推進連絡会議の運営	
内容	担当課
<ul style="list-style-type: none"><li>男女共同参画行政推進連絡会議の定期的開催により、計画の進捗状況を確認し、新たな課題についての的確に対応していきます。</li><li>区のあらゆる施策を男女平等の視点で点検するとともに、男女共同参画行政推進連絡会議を通して問題提起していきます。</li></ul>	男女共同参画課

② 計画の進捗状況管理と見直し

計画の着実な推進に向けて、計画の進捗状況管理と見直しを行います。

事業 81 男女共同参画の着実な推進	
内容	担当課
<ul style="list-style-type: none"><li>男女共同参画推進会議における、男女共同参画に関する基本的な事項についての審議、計画実施状況の点検、施策の方向性に関する提言および、男女共同参画行政推進連絡会議における計画の進捗状況確認等により、PDCAサイクルに基づく計画の進捗状況管理と見直しを適宜行います。</li></ul>	男女共同参画課

【PDCAサイクルとは】

Plan（計画）、Do（実行）、Check（検証）、Action（改善）の頭文字を取った「計画・実行・検証・改善」を継続的に繰り返す仕組みのことです。

### (3) 国・都と連携して、男女共同参画を進めます

#### 基本方針

男女共同参画社会を実現するための法律や制度の整備を国や都に要望していくとともに、国や都と事業連携することにより、区民や事業者などに対し必要な情報提供を行います。

#### 現状と課題

- 男女共同参画を進めるための施策は多岐にわたり、区だけでは対応が困難な課題が多くあります。
- 男女共同参画を推進するうえでの多くの課題解決に向けて、国・都が担うべき施策等に対し、要望を行っていくことが必要です。
- 男女共同参画に関連する法制度等の周知については、国や都と連携し、区民や事業者などに働きかける必要があります。

#### 取組みの方向

##### ① 国・都への要望と連携の強化

計画の推進にあたり、国・都との連携を図るとともに、区からの要望等の情報発信を積極的に行います。

#### 事業 82 国・東京都への要望と連携の強化

内容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 男女共同参画推進施策全般にわたって細かく検討し、国や都で施策を進めることが適切なものについて、国・都に対し要望します。</li> <li>・ 国や都と連携したセミナーの開催など、事業においても連携を強化します。</li> </ul>	男女共同参画課

## ■主な指標一覧

くともにささえあう>

### 目標1 ワーク・ライフ・バランスの推進

	取組みの方向	事業番号	目標指標	23年度末の現況(予定)	29年度の目標	年度別目標
(1)	① 事業者におけるワーク・ライフ・バランスの推進	事業1	ワーク・ライフ・バランス推進企業認定数	30社	70社 ※27年度	各年度10社
			企業へのコンサルタント派遣回数	年30回	年60回 ※27年度	年60回
		事業3	ワーク・ライフ・バランス推進優良企業表彰社数	延べ8社	延べ24社 ※27年度	各年度4社
	② 区民一人ひとりのワーク・ライフ・バランスの推進	事業4	ワーク・ライフ・バランス認定制度推進企業認定社数(地域活動支援部門)	11社	19社 ※27年度	各年度2社
		事業5	育児休業・部分休業の取得率 [平成26年度]	男性職員 5.3%	男性職員 30%	男性職員 30%
女性職員 100%	女性職員 100%			女性職員 100%		
(2)	① 働きやすい職場づくりに向けた意識啓発	事業6	ワーク・ライフ・バランス認定制度推進企業認定社数(働きやすい職場づくり部門)	30社	70社 ※27年度	各年度10社
		事業7	ワーク・ライフ・バランスセミナー実施回数	年3回	年3回 ※27年度	各年度3回
	③ 区民への啓発や働きかけ	事業9	「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を知っている人の割合	43.9%	80%	対前年度増
(3)	① 子育てを行う家庭に対する支援	事業10	私立認可保育園定員	1,432人	1,673人 ※27年度	241人増
			認証保育所定員	777人	1,287人 ※27年度	510人増
		事業11	子ども園の設置数	4園	25園 ※27年度	24年度1園 25年度6園 26年度9園 27年度5園
		事業12	延長利用できる学童クラブ数	16所	26所 ※27年度	25年度3所 26年度4所 27年度3所
		事業13	独身期(40歳未満の独身者)の区民が、生活における心配事がないと考える割合	39.6% ※22年度	45%	対前年度増
			親と子の相談室の利用者数	実数37人 延数52人 ※22年度	実数40人 延数60人	継続実施
		事業14	子ども総合センター・子ども家庭支援センターの設置数	4所	5所 ※27年度	26年度1所
事業15	専用室型一時保育の実施箇所数	9所	18所 ※27年度	24年度1所 25年度3所 26年度1所 27年度4所		

	取組みの方向	事業番号	目標指標	23年度末の現況(予定)	29年度の目標	年度別目標
(3)	① 子育てを行う家庭に対する支援	事業 15	ひろば型一時保育の実施箇所数	3 所	4 所 ※27 年度	25 年度 1 所
		事業 16	病児・病後児保育室数 病後児保育室数	5 所	6 所	25 年度 1 所
		事業 17	病児・病後児預かり会員数	—	利用会員数: 600 人 提供会員数: 90 人 両方会員数: 10 人	・利用会員数 対前年度 20%増 ・提供会員、両方会員数 対前年度 10%増
		事業 18	はじめまして赤ちゃん応援事業の妊婦参加者数	年 125 人	年 150 人	対前年度増
		事業 19	家庭教育学級・講座の実施回数	家庭教育学級 29 回、講座 26 回	家庭教育学級 29 回、講座 26 回	継続実施
			入学前プログラムの実施回数	58 回	58 回	継続実施
			保護者会等での家庭教育事業の実施回数	20 回	20 回	継続実施
		事業 20	落合三世代交流サロンの利用者数	年間利用者数 14,362 人 ※22 年度	年間利用者数 17,000 人	前年度比 3%増
乳幼児親子ひろば実施数	7 所		8 所	26 年度 1 所		
(3)	② 介護を行う家庭に対する支援	事業 23	小規模多機能型居宅介護事業者の登録定員	3 所 74 人	9 所 224 人 ※27 年度	対前年度増
			認知症高齢者グループホームの定員数	7 所 117 人	11 所 189 人 ※27 年度	対前年度増
			単独型ショートステイの定員数	0 所	3 所 67 人 ※27 年度	対前年度増

<ともにもとめあう>

目標 2 多様な生き方を認めあう社会づくり

	取組みの方向	事業番号	目標指標	23年度末の現況(予定)	29年度の目標	年度別目標
(1)	① 若い世代や男性に対する男女共同参画意識の啓発	事業 24	若者応援講座実施回数	年 3 回	年 3 回 ※27 年度	各年度3回
			男性対象講座実施回数	年 3 回	年 3 回 ※27 年度	各年度3回
(2)	① 働く場における男女の均等待遇の促進	事業 26	ワーク・ライフ・バランスセミナー実施回数	年 3 回	年 3 回 ※27 年度	各年度3回
			事業 30	セクシュアル・ハラスメントに関する事故件数	0 件	0 件
	② 安心して働くことができる環境の整備	サービス事故防止研修の実施		すべての区立学校で実施	すべての区立学校で実施	すべての区立学校で実施
(3)	① 虐待等の防止に向けた取組み	事業 31	子ども総合センター・子ども家庭支援センターの設置数	4 所	5 所 ※27 年度	26 年度 1 所
			子ども家庭センターにおける子育て支援や児童虐待の講座の開催回数	188 回	244 回	29 年度までに 22 年度比 30%増
			人権教育研修会の参加率	97.5%	100%	—



	取組みの方向	事業番号	目標指標	23年度末の現況(予定)	29年度の目標	年度別目標
(3)	② メディアにおける性差別の防止	事業 34	性別役割分担に反対する割合	44.8%	70%	対前年度比
		事業 36	情報モラルに関する研修等への参加	年 80 人	年 100 人	年 100 人
(4)	① リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)	事業 39	リプロダクティブ・ヘルス/ライツについて知っている人の割合	20.5% ※22年度	60%	対前年度増
		事業 42	健康相談、健康診査、医療情報提供の実施数	◇健康相談: 13,526 件 ◇健康診査: 31,297 件 ◇医療情報: 随時提供	継続実施	継続実施
	② 男女の生涯にわたる健康づくり	事業 43	「女性の健康づくり」に関する自主的な交流活動グループの設立や活動への支援	—	2 団体 活動支援	27 年度末 2 団体設立
		事業 44	十分な睡眠がとれていると思う人の割合	65.5% ※22年度	75%	対前年度増
	③ こころの健康支援	事業 45	メンタルヘルス対策講座の実施	年 1 回	年 1 回	各年度 1 回
		事業 46	こころの問題について気軽に相談できる場所・窓口を知っている人の割合	37.3% ※22年度	70%	対前年度増

## くともにおもいやる>

### 目標 3 人権の尊重と配偶者等からの暴力のない社会の実現

#### 【新宿区配偶者等暴力防止及び被害者支援基本計画】

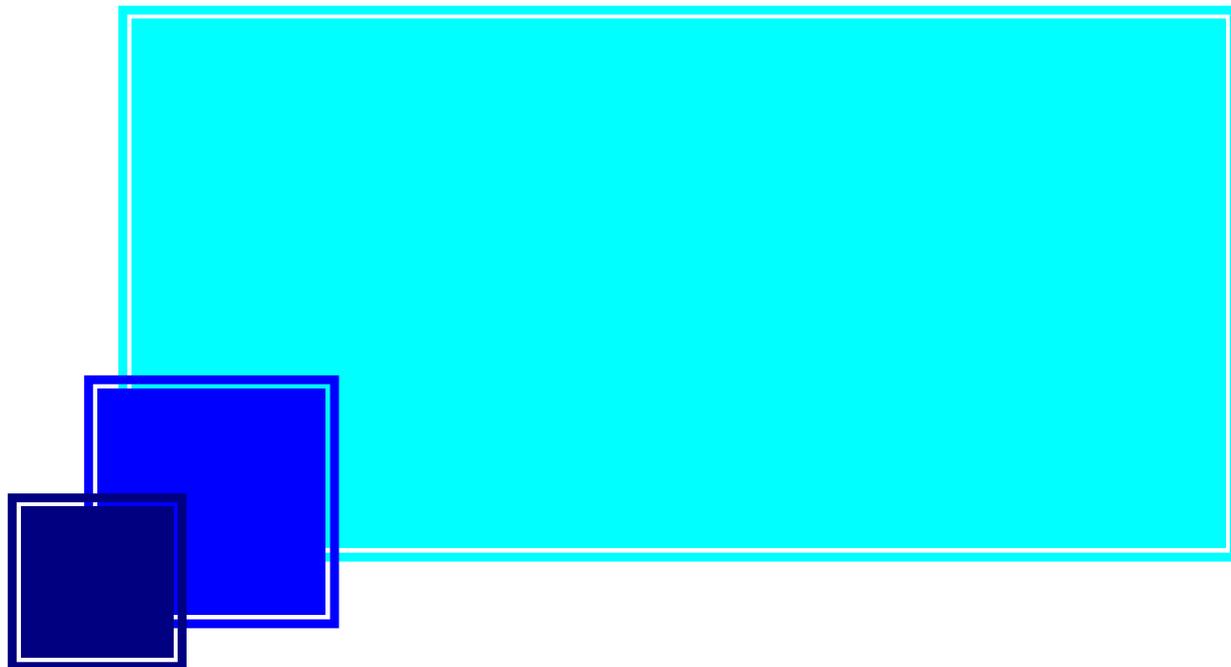
	取組みの方向	事業番号	目標指標	23年度末の現況(予定)	29年度の目標	年度別目標
(1)	① 配偶者等からの暴力の根絶に向けた取組みの推進	事業 47	性と生の講座の実施	年 3 回	年 3 回 ※27年度	各年度 3 回
		事業 48	区政モニターアンケートにおける DV に関する設問で「DV だと思ふ行為」の認識度	58.7%	80%	対前年度増
(2)	① 相談支援体制の充実	事業 49	区政モニターアンケートにおける区の DV 相談窓口の認知度	—	80%	対前年度増
(4)	② 配偶者暴力相談支援センター設置の検討	事業 54	配偶者暴力相談支援センターの計画期間内の設置検討	0 所	1 所	—

<ともにかがやく>

目標4 あらゆる場面における男女共同参画の推進

	取組みの方向	事業番号	目標指標	23年度末の現況(予定)	29年度の目標	年度別目標
(1)	③ 学校教育における男女共同参画の推進	事業60	人権尊重の考え方に基づく教育課程の編成	区立全校実施	区立全校実施	区立全校実施
		事業61	進路指導主任研修会の開催	年5回	年5回	各年度5回
		事業62	人権教育研修会の参加率	97.5% ※22年度	100%	対前年度増
	④ 家庭・地域での男女共同参画の推進	事業65	PTA等研修での情報提供の実施	幼稚園・小学校・中学校 PTA等の家庭教育学級・講座担当者向けで情報提供を実施	幼稚園・小学校・中学校 PTA等の家庭教育学級・講座担当者向けで情報提供を実施	継続実施
(2)	① 女性の政策・方針決定過程への参画	事業67	区の審議会等における女性委員の割合	35.2%	40% ※27年度	対前年度増
		事業71	育児ママの再就職準備講座実施回数	年4回	年4回	各年度4回
	② 女性の人材育成とチャレンジ支援	事業72	ひとり親家庭自立支援促進数	・相談件数：1,529件 ・自立支援プログラム策定者数：45人 ・就労：45人 ※22年度	・相談件数：2,000件 ・自立支援プログラム策定者数：66人 ・就労：70人 ※26年度	対前年度増
(3)	② 国際化への対応	事業75	ネットワーク構築のための連絡会(多文化共生連絡会)の開催数	15回	15回 ※27年度	各年度15回
		事業76	外国語ホームページのアクセス数	288,615件	300,000件	対前年度増
		事業77	相談件数	4,847件	5,000件	対前年度増





## 資料編



# 資料編

## 1 策定経過

年月日	会議名等	内容
平成 22 年 7 月 30 日	第 4 期 第 1 回新宿区男女共同参画推進会議	男女共同参画に関する区民及び企業の意識・実態調査(以下「意識・実態調査」という。)について意義目的等の説明
平成 22 年 9 月 27 日	第 2 回新宿区男女共同参画推進会議	意識・実態調査の設問項目の検討
平成 23 年 1 月 27 日	平成 22 年度 第 1 回新宿区男女共同参画行政推進 連絡会議・同幹事会	意識・実態調査の結果報告
平成 23 年 3 月 30 日	第 3 回新宿区男女共同参画推進会議	意識・実態調査の結果報告
平成 23 年 5 月 18 日	平成 23 年度 第 1 回新宿区男女共同参画行政推進 連絡会議・同幹事会	新宿区第二次男女共同参画推進計画策定についての概要
平成 23 年 8 月 17 日	第 2 回新宿区男女共同参画行政推進 連絡会議幹事会	新宿区第二次男女共同参画推進計画の体系・事業等の検討
平成 23 年 8 月 30 日	第 4 回新宿区男女共同参画推進会議	新宿区第二次男女共同参画推進計画の体系・事業等の検討
平成 23 年 10 月 5 日	第 2 回新宿区男女共同参画行政推進 連絡会議・第 3 回同幹事会	新宿区第二次男女共同参画推進計画(素案)の検討
平成 23 年 10 月 7 日	第 5 回新宿区男女共同参画推進会議	新宿区第二次男女共同参画推進計画(素案)の検討
平成 23 年 10 月 28 日	新宿区政策経営会議	新宿区第二次男女共同参画推進計画(素案)及びパブリック・コメントの実施について
平成 23 年 11 月 5 日～ 12 月 3 日	パブリック・コメントの実施	
平成 23 年 11 月 11 日	地域説明会(男女共同参画推進センター)	
平成 23 年 11 月 18 日	地域説明会(子ども総合センター)	
平成 23 年 12 月 7 日	第 3 回新宿区男女共同参画行政推進 連絡会議・第 4 回同幹事会	新宿区第二次男女共同参画推進計画(案)の検討
平成 23 年 12 月 13 日	第 6 回新宿区男女共同参画推進会議	新宿区第二次男女共同参画推進計画(案)の検討
平成 24 年 1 月 13 日	新宿区政策経営会議	新宿区第二次男女共同参画推進計画の策定及び計画素案に対するパブリック・コメントの実施結果について

## 2 区民参画

### (1) 意識・実態調査

男女が共にいきいきと暮らせる社会の実現のために、区民、区内事業所および従業員の方を対象に男女共同参画やワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）などについて意見をうかがい、今後の区の施策や取組みにあたっての基礎資料としました。

#### 「男女共同参画に関する区民の意識・実態調査アンケート」

調査区域	新宿区
調査対象	満 18 歳以上の区民
標本数	2,500 名
調査方法	郵送配布、郵送回収
有効回収数	1,010 人
有効回収率	40.4%
実施期間	平成 22 年 10 月 21 日～11 月 4 日

#### 「ワーク・ライフ・バランスに関する企業の意識・実態調査アンケート」

調査区域	新宿区
調査対象	区内に事業所があり、従業員数が 10 人以上の企業
標本数	4,500 社
調査方法	郵送配布、郵送回収
有効回収数	807 人
有効回収率	17.9%
実施期間	平成 22 年 10 月 21 日～11 月 4 日

#### 「ワーク・ライフ・バランスに関する従業員の意識・実態調査アンケート」

調査区域	新宿区
調査対象	区内に事業所があり、従業員数が 10 人以上の企業に勤務する従業員
標本数	13,500 人
調査方法	「ワーク・ライフ・バランスに関する企業の意識・実態調査アンケート」に同封し、個別に郵送回収
有効回収数	2,046 人
有効回収率	15.1%
実施期間	平成 22 年 10 月 21 日～11 月 4 日

## (2) パブリック・コメント制度（意見公募）

「新宿区第二次男女共同参画推進計画（素案）」について幅広くご意見をいただき、今後の計画策定に生かしたいと考え、ご意見を募集しました。

実施期間	平成 23 年 11 月 5 日～12 月 3 日
応募者数	2 団体
意見数	3 件

## (3) 地域説明会

「新宿区第二次男女共同参画推進計画（素案）」について幅広くご意見をいただき、今後の計画策定に生かしたいと考え、地域説明会を開催しました。

実施期間	平成 23 年 11 月 11 日、11 月 18 日の 2 日間
参加者数	4 名
意見数	11 件

# 3 男女共同参画推進会議

## 新宿区男女共同参画推進会議規則

(趣旨)

第1条 この規則は、新宿区男女共同参画推進条例（平成16年新宿区条例第9号。以下「条例」という。）第22条第5項の規定に基づき、新宿区男女共同参画推進会議（以下「推進会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(推進会議の組織)

第2条 条例第22条第1項に規定する推進会議の委員の構成は、次のとおりとする。

- |               |      |
|---------------|------|
| (1) 学識経験を有する者 | 3名以内 |
| (2) 区民        | 3名以内 |
| (3) 事業者の構成員   | 4名以内 |
| (4) 地域団体の構成員  | 5名以内 |

(会長及び副会長)

第3条 推進会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は委員の互選により定め、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第4条 推進会議は、会長が招集する。

- 2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 推進会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 推進会議において必要があると認めるときは、委員以外の者を推進会議に出席させて意見を聴くことができる。
- 5 会議は、公開を原則とする。ただし、会長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

(専門部会)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、推進会議に専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもって充てる。
- 4 部会長は、部会を招集し、部会の事務を総括し、部会の調査審議の経過及び結果を推進会議に報告する。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、子ども家庭部男女共同参画課において処理する。

(補則)

第7条 この規則に定めるものの他、この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年7月15日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

#### 第4期 新宿区男女共同参画推進会議委員

役職名	組織・団体名	氏 名	備 考
会長	学識経験者	村田 晶子	早稲田大学文学学術院教授
副会長	学識経験者	脇坂 明	学習院大学経済学部教授
委員	学識経験者	井上 匡子	神奈川大学法学部教授
	公募区民	金澤 由利子	
	公募区民	堀江 敦子	
	公募区民	渡邊 裕晃	
	区内事業者	戸部 正隆	
	区内事業者	藤沢 薫	
	区立小学校校長会	下津 裕	
	区立中学校校長会	武部 誠	
	新宿区町会連合会	露木 勝	
	新宿区民生委員・児童委員協議会	乾 松雄	
	新宿区青少年育成委員会	柳川 信子	
	新宿区立小中学校PTA連合会	人見 晃	
新宿区内公共施設利用団体	川端 喜美		

任期:平成22年7月15日～24年7月14日

## 4 男女共同参画行政推進連絡会議

### 新宿区男女共同参画行政推進連絡会議設置要綱

設置 昭和53年2月6日

最終改正 平成23年7月1日

(設置)

第1条 男女共同参画に関する総合的な施策の推進を図るため、新宿区男女共同参画

行政推進連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 連絡会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 新宿区男女共同参画推進条例（平成16年新宿区条例第9号）第20条の新宿区男女共同参画推進会議（以下「推進会議」という。）が行う調査審議の補佐に関すること
- (2) 推進会議が行う調査及び研究の補佐に関すること
- (3) 男女共同参画に関する施策の総合調整に関すること
- (4) 男女共同参画に関する施策の推進に関すること
- (5) 前2号のほか男女共同参画に関する施策について必要と認められる事項

(構成)

第3条 連絡会議の構成員は、会長及び委員とする。

2 会長は、副区長とする。

3 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

教育長、区長室長、総合政策部長、総務部長、地域文化部長、福祉部長、子ども家庭部長、健康部長、みどり土木部長、環境清掃部長、都市計画部長、会計管理者、議会事務局長、教育委員会事務局次長、選挙管理委員会事務局長、監査事務局長

4 会長は、必要に応じてその他の委員を任命することができる。

(会議)

第4条 会議は会長が招集し、主宰する。

2 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名するものが、その職務を代理する。

(会議の開催)

第5条 会議は、必要の都度開催する。

2 会長は、必要があると認めるときは、第3条第3項及び第4項に定める者以外の者を会議に出席させることができる。

(幹事会)

第6条 連絡会議のもとに幹事会を置く。

- 2 幹事会は、連絡会議の運営を補助する。
- 3 幹事会は、子ども家庭部長が招集し、主宰する。
- 4 子ども家庭部長に事故あるときは、あらかじめ子ども家庭部長が指名する者が、その職務を代理する。
- 5 幹事会は、会長が指定する別表1の幹事をもって構成する。
- 6 幹事会の開催については、第5条の規定を準用する。

(小委員会)

第7条 幹事会のもとに、必要に応じて小委員会を置くことができる。

- 2 小委員会の構成及び運営は、幹事会が定める。

(庶務)

第8条 連絡会議の庶務は、子ども家庭部男女共同参画課長の指示により処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

[附則 略]

(別表1)

新宿区男女共同参画行政推進連絡会議幹事

1 区長室区政情報課長	12 福祉部生活福祉課長
2 総合政策部企画政策課長	13 子ども家庭部子ども家庭課長
3 総務部総務課長	14 子ども家庭部保育課長
4 総務部人事課長	15 子ども家庭部男女共同参画課長
5 総務部人材育成等担当課長	16 子ども総合センター所長
6 総務部契約管財課長	17 健康部健康推進課長
7 地域文化部地域調整課長	18 みどり土木部土木管理課長
8 地域文化部生涯学習コミュニティ課長	19 環境清掃部環境対策課長
9 地域文化部産業振興課長	20 都市計画部都市計画課長
10 福祉部地域福祉課長	21 教育委員会事務局教育調整課長
11 福祉部高齢者サービス課長	22 教育委員会事務局教育指導課長

平成 23 年度新宿区男女共同参画行政推進連絡会議委員

役職名	職名	氏名	備考
会長	副区長	野口 則 行	平成 23 年 9 月 1 日から
		永 木 秀 人	平成 23 年 8 月 31 日まで
委員	教育長	石 崎 洋 子	
	区長室長	橋 口 敏 男	(※事務代理)平成 23 年 12 月 11 日から
		寺 田 好 孝	平成 23 年 12 月 10 日まで
	総合政策部長	寺 田 好 孝	平成 23 年 12 月 11 日から
		猿 橋 敏 雄	平成 23 年 12 月 10 日まで
	総務部長	酒 井 敏 男	平成 23 年 9 月 1 日から
		野 口 則 行	平成 23 年 8 月 31 日まで
	地域文化部長	加賀美 秋 彦	(※事務代理)平成 23 年 9 月 1 日から
		酒 井 敏 男	平成 23 年 8 月 31 日まで
	福祉部長	小 柳 俊 彦	
	子ども家庭部長	伊 藤 陽 子	
	健康部長	濱 田 幸 二	
	みどり土木部長	野 崎 清 次	
	環境清掃部長	伊 藤 憲 夫	
	都市計画部長	鹿 島 一 雄	
	会計管理者	竹 若 世 志 子	
	議会事務局長	名 取 伸 明	
教育委員会事務局次長	蒔 田 正 夫		
選挙管理委員会事務局長	今 野 隆		
監査事務局長	河 原 眞 二		

平成 23 年度新宿区男女共同参画行政推進連絡会議幹事

役職名	職名	氏名	備考
幹事	区長室区政情報課長	橋 口 敏 男	
	総合政策部企画政策課長	針 谷 弘 志	
	総務部総務課長	木 全 和 人	
	総務部人事課長	森 基 成	
	総務部人材育成等担当課長	中 山 浩	
	総務部契約管財課長	木 内 國 弘	
	地域文化部地域調整課長	加賀美 秋 彦	
	地域文化部生涯学習コミュニティ課長	菅 野 秀 昭	
	地域文化部産業振興課長	小 沢 健 吾	
	福祉部地域福祉課長	吉 村 晴 美	
	福祉部高齢者サービス課長	吉 田 淳 子	
	福祉部生活福祉課長	井 下 典 男	平成 23 年 7 月 1 日から
	子ども家庭部子ども家庭課長	大 野 哲 男	
	子ども家庭部保育課長	中 澤 良 行	
	子ども家庭部男女共同参画課長	西 村 茂	
	子ども総合センター所長	小 野 英 一	
	健康部健康推進課長	杉 原 純	
	みどり土木部土木管理課長	柏 木 直 行	
	環境清掃部環境対策課長	木 村 純 一	
	都市計画部都市計画課長	折 戸 雄 司	
	教育委員会事務局教育調整課長	小 池 勇 士	
	教育委員会事務局教育指導課長	工 藤 勇 一	

## 5 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

国連総会採択 1979年12月18日  
日本批准 1985年6月25日

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかんを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的な重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なことを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

### 第1部【総論】

### 第1条【女子差別の定義】

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

### 第2条【締約国の差別撤廃義務】

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

(a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。

(b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。

(c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。

(d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従つて行動することを確保すること。

(e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためすべての適当な措置をとること。

(f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。

(g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

### 第3条【女子の完全な発展・向上の確保】

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

### 第4条【差別とまらない特別措置】

1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなつてはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。

2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

### 第5条【役割分担の否定】

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

(a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。

(b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

### 第6条【売買・売春からの搾取の禁止】

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

## 第2部【公的生活に関する権利】

### 第7条【政治的・公的活動における平等】

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

(a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利

(b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利

(c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政

府機関及び非政府団体に参加する権利

### 第8条【国際的活動への参加の平等】

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

### 第9条【国籍に関する平等】

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

## 第3部【社会生活に関する権利】

### 第10条【教育における差別撤廃】

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会

(e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）、特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会

(f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。

(g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会

(h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

### 第11条【雇用における差別撤廃】

1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利

(b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利

(c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利

(d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利

(e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、高齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利

(f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利

2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。

(a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。

(b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。

(c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。

(d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。

3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

#### 第12条【保健における差別撤廃】

1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

#### 第13条【経済的・社会的活動における差別撤廃】

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

#### 第14条【農村女子に対する差別撤廃】

1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。

2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子

が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。

(a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利

(b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利

(c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利

(d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類の（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利

(e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利

(f) あらゆる地域活動に参加する権利

(g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利

(h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

#### 第4部【私的生活に関する権利】

##### 第15条【法の前の男女平等】

1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。

2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。

3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。

4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

#### 第16条【婚姻・家族関係における差別撤廃】

1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。

- (a) 婚姻をする同一の権利
  - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
  - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
  - (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
  - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
  - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
  - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
  - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

#### 第5部【女子に対する差別の撤廃に関する委員会】

##### 第17条【女子差別撤廃委員会】

1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会

は、この条約の効力発生の際は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後には23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。

- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日から6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもつて定足数とする。この会合においては、出席しかつ投票する締約国の代表によつて投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもつて委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引きで選ばれる。
- 6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従つて行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引きで選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件と

して自国民の中から他の専門家を任命する。

- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

#### 第 18 条【締約国の報告義務】

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとつた立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
  - (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から 1 年以内
  - (b) その後は少なくとも 4 年ごと、更には委員会が要請するとき。
- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

#### 第 19 条【委員会の規則】

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を 2 年の任期で選出する。

#### 第 20 条【委員会の会合】

- 1 委員会は、第 18 条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年 2 週間を越えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

#### 第 21 条【委員会の報告・提案・勧告】

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用

として、婦人の地位委員会に送付する。

#### 第 22 条【専門機関と委員会】

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

#### 第 6 部【最終条項】

#### 第 23 条【高水準の国内・国際法令の優先適用】

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であつて男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

#### 第 24 条【条約上の権利の完全実現】

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

#### 第 25 条【署名・批准・加入・寄託】

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによつて行う。

#### 第 26 条【改正】

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1 の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

**第 27 条【発行】**

- 1 この条約は、20 番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後 30 日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、20 番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後 30 日目の日に効力を生ずる。

**第 28 条【留保】**

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長のあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

**第 29 条【紛争解決】**

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によつて解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から 6 箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従つて国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1 の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において 1 の規定に拘束されない。
- 3 2 の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

**第 30 条【正文】**

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

# 6 男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号 (同日公布、施行)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第 1 章 総則

### (目的)

**第 1 条** この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

### (定義)

**第 2 条** この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

### (男女の人権の尊重)

**第 3 条** 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

### (社会における制度又は慣行についての配慮)

**第 4 条** 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

### (政策等の立案及び決定への共同参画)

**第 5 条** 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会

の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

#### (家庭生活における活動と他の活動の両立)

**第6条** 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

#### (国際的協調)

**第7条** 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

#### (国の責務)

**第8条** 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

#### (地方公共団体の責務)

**第9条** 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### (国民の責務)

**第10条** 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように

努めなければならない。

#### (法制上の措置等)

**第11条** 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

#### (年次報告等)

**第12条** 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

### 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

#### (男女共同参画基本計画)

**第13条** 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更

について準用する。

#### (都道府県男女共同参画計画等)

**第14条** 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### (施策の策定等に当たっての配慮)

**第15条** 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

#### (国民の理解を深めるための措置)

**第16条** 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

#### (苦情の処理等)

**第17条** 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

#### (調査研究)

**第18条** 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

#### (国際的協調のための措置)

**第19条** 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

#### (地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

**第20条** 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第3章 男女共同参画会議

#### (設置)

**第21条** 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

#### (所掌事務)

**第22条** 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

#### (組織)

**第23条** 会議は、議長及び議員 24 人以内をもって組織する。

#### (議長)

**第24条** 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

#### (議員)

**第25条** 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第二号の議員は、非常勤とする。

#### (議員の任期)

**第26条** 前条第1項第二号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の

残任期間とする。

2 前条第1項第二号の議員は、再任されることができる。

#### (資料提出の要求等)

**第27条** 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

#### (政令への委任)

**第28条** この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成11年6月23日法律第78号) 抄  
(施行期日)

**第1条** この法律は、公布の日から施行する。(平成11年6月23日公布)

#### (男女共同参画審議会設置法の廃止)

**第2条** 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附 則 (平成11年7月16日法律第102号) 抄  
(施行期日)

**第1条** この法律は内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。〔後略〕

附 則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄

#### (施行期日)

**第1条** この法律〔中略〕は、平成13年1月6日から施行する。〔後略〕

# 7 配偶者からの暴力の防止及び 被害者の保護に関する法律

平成 13 年 4 月 13 日 法律第 31 号  
最終改正 平成 19 年 7 月 11 日 法律第 113 号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

## 第 1 章 総則

### (定義)

- 第 1 条** この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き継ぎ受ける身体に対する暴力等を含むものとする。
- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。
- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある

者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

### (国及び地方公共団体の責務)

**第 2 条** 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

## 第 1 章の 2 基本方針及び都道府県基本計画等 (基本方針)

**第 2 条の 2** 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第 1 項及び第 3 項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第 1 項の都道府県基本計画及び同条第 3 項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
  - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
  - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### (都道府県基本計画等)

**第2条の3** 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第2章 配偶者暴力相談支援センター等

### （配偶者暴力相談支援センター）

**第3条** 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条及び第8条の3において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自らい、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

### （婦人相談員による相談等）

**第4条** 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

### （婦人保護施設における保護）

**第5条** 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

## 第3章 被害者の保護

### （配偶者からの暴力の発見者による通報等）

**第6条** 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、



その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治 40 年法律第 45 号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前 2 項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

#### （配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

**第 7 条** 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第 3 条第 3 項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

#### （警察官による被害の防止）

**第 8 条** 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和 29 年法律第 162 号）、警察官職務執行法（昭和 23 年法律第 136 号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

#### （警察本部長等の援助）

**第 8 条の 2** 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第 15 条第 3 項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴

力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

#### （福祉事務所による自立支援）

**第 8 条の 3** 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）、母子及び寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

#### （被害者の保護のための関係機関の連携協力）

**第 9 条** 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

#### （苦情の適切かつ迅速な処理）

**第 9 条の 2** 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

### 第 4 章 保護命令

#### （保護命令）

**第 10 条** 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第 12 条第 1 項第 2 号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又

はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第3号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。）と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者

と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

#### （管轄裁判所）

**第11条** 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

#### （保護命令の申立て）

**第12条** 第10条第1項から第4項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きい

と認めるに足りる申立ての時における事情

- 三 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

- 四 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第1号から第4号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条の2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

#### （迅速な裁判）

**第13条** 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

#### （保護命令事件の審理の方法）

**第14条** 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当

該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

#### (保護命令の申立てについての決定等)

**第 15 条** 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第 12 条第 1 項第 5 号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが 2 以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

#### (即時抗告)

**第 16 条** 保護命令の申立てについての裁判に対し

ては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消の原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第 10 条第 1 項第 1 号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第 2 項から第 4 項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前 2 項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第 10 条第 1 項第 1 号の規定による命令を取り消す場合において、同条第 2 項から第 4 項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第 4 項の規定による通知がされている保護命令について、第 3 項若しくは第 4 項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第 3 項の規定は、第 3 項及び第 4 項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

#### (保護命令の取消し)

**第 17 条** 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第 10 条第 1 項第 1 号又は第 2 項から第 4 項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して 3 月を経過した後において、同条第 1 項第 2 号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して 2 週間を経過した後において、これらの命令を受けた

者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第6項の規定は、第10条第1項第1号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。

#### (第10条第1項第2号の規定による命令の再度の申立て)

**第18条** 第10条第1項第2号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第1号、第2号及び第5号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第5号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第1号から第4号までに掲げる事項」とあるのは「同項第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

#### (事件の記録の閲覧等)

**第19条** 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求するこ

とができる。ただし、相手方にとっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

#### (法務事務官による宣誓認証)

**第20条** 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

#### (民事訴訟法の準用)

**第21条** この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成8年法律第109号)の規定を準用する。

#### (最高裁判所規則)

**第22条** この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

### 第5章 雑則

#### (職務関係者による配慮等)

**第23条** 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

#### (教育及び啓発)

**第24条** 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴

力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

#### (調査研究の推進等)

**第 25 条** 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

#### (民間の団体に対する援助)

**第 26 条** 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

#### (都道府県及び市の支弁)

**第 27 条** 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第 3 条第 3 項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
  - 二 第 3 条第 3 項第 3 号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第 4 項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
  - 三 第 4 条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
  - 四 第 5 条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第 4 条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

#### (国の負担及び補助)

**第 28 条** 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第 1 項の規定により支弁した費用のうち、同項第 1 号及び第 2 号に掲げるものについては、その 10 分の 5 を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げ

る費用の 10 分の 5 以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第 1 項の規定により支弁した費用のうち、同項第 3 号及び第 4 号に掲げるもの
- 二 市が前条第 2 項の規定により支弁した費用

## 第 6 章 罰則

**第 29 条** 保護命令に違反した者は、1 年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

**第 30 条** 第 12 条第 1 項（第 18 条第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

### 附則 [抄]

#### (施行期日)

**第 1 条** この法律は、公布の日から起算して 6 月を経過した日から施行する。ただし、第 2 章、第 6 条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第 7 条、第 9 条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第 27 条及び第 28 条の規定は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

#### (経過措置)

**第 2 条** 平成 14 年 3 月 31 日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第 12 条第 1 項第 4 号並びに第 14 条第 2 項及び第 3 項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

#### (検討)

**第 3 条** この法律の規定については、この法律の施行後 3 年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

### 附則（平成 16 年 6 月 2 日法律第 64 号）

#### (施行期日)



**第1条** この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

**(経過措置)**

**第2条** この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第10条第2号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第10条第1項第2号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「2月」とあるのは、「2週間」とする。

**(検討)**

**第3条** 新法の規定については、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

**附則（平成19年7月11日法律第113号）** 〔抄〕

**(施行期日)**

**第1条** この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

**(経過措置)**

**第2条** この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

## 8 ワーク・ライフ・バランス憲章

平成 19 年 12 月 18 日 仕事と生活の調和推進官民トップ会議の合意により策定  
平成 22 年 6 月 29 日 仕事と生活の調和推進官民トップ会議の合意により改定

〔いま何故仕事と生活の調和が必要なのか〕

（仕事と生活が両立しにくい現実）

仕事は、暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらす。同時に、家事・育児、近隣との付き合いなどの生活も暮らしには欠かすことはできないものであり、その充実があつてこそ、人生の生きがい、喜びは倍増する。

しかし、現実の社会には、

- ・安定した仕事に就けず、経済的に自立することができない、
- ・仕事に追われ、心身の疲労から健康を害しかねない、
- ・仕事と子育てや老親の介護との両立に悩むなど仕事と生活の間で問題を抱える人が多く見られる。

（働き方の二極化等）

その背景としては、国内外における企業間競争の激化、長期的な経済の低迷や産業構造の変化により、生活の不安を抱える正社員以外の労働者が大幅に増加する一方で、正社員の労働時間は高止まりしたままであることが挙げられる。他方、利益の低迷や生産性向上が困難などの理由から、働き方の見直しに取り組むことが難しい企業も存在する。

（共働き世帯の増加と変わらない働き方・役割分担意識）

さらに、人々の生き方も変化している。かつては夫が働き、妻が専業主婦として家庭や地域で役割を担うという姿が一般的であり、現在の働き方は、このような世帯の姿を前提としたものが多く残っている。

しかしながら、今日では、女性の社会参加等が進み、勤労者世帯の過半数が、共働き世帯になる等人々の生き方が多様化している一方で働き方や子育て支援などの社会的基盤は必ずしもこうした変化に対応したものとなっていない。また、職場や家庭、

地域では、男女の固定的な役割分担意識が残っている。

（仕事と生活の相克と家族と地域・社会の変貌）

このような社会では、結婚や子育てに関する人々の希望が実現しにくいものになるとともに、「家族との時間」や「地域で過ごす時間」を持つことも難しくなっている。こうした個人、家族、地域が抱える諸問題が少子化の大きな要因の1つであり、それが人口減少にも繋がっているといえる。

また、人口減少時代にあつては、社会全体として女性や高齢者の就業参加が不可欠であるが、働き方や生き方の選択肢が限られている現状では、多様な人材を活かすことができない。

（多様な働き方の模索）

一方で働く人々においても、様々な職業経験を通して積極的に自らの職業能力を向上させようとする人や、仕事と生活の双方を充実させようとする人、地域活動への参加等をより重視する人などもおり、多様な働き方が模索されている。

また、仕事と生活の調和に向けた取組を通じて、「ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）」の実現に取り組む、職業能力開発や人材育成、公正な処遇の確保など雇用の質の向上につなげることが求められている。ディーセント・ワークの推進は、就業を促進し、自立支援につなげるという観点からも必要である。

加えて、労働者の健康を確保し、安心して働くことのできる職場環境を実現するために、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進、メンタルヘルス対策等に取り組むことが重要である。

（多様な選択肢を可能とする仕事と生活の調和の必要性）

いま、我々に求められているのは、国民一人ひと



りの仕事と生活を調和させたいという願いを実現するとともに、少子化の流れを変え、人口減少下でも多様な人材が仕事に就けるようにし、我が国の社会を持続可能で確かなものとする取組である。

働き方や生き方に関するこれまでの考え方や制度の改革に挑戦し、個々人の生き方や子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な働き方の選択を可能とする仕事と生活の調和を実現しなければならない。

個人の持つ時間は有限である。仕事と生活の調和の実現は、個人の時間の価値を高め、安心と希望を実現できる社会づくりに寄与するものであり、「新しい公共」<sup>\*</sup>の活動等への参加機会の拡大などを通じて地域社会の活性化にもつながるものである。また、就業期から地域活動への参加など活動の場を広げることは、生涯を通じた人や地域とのつながりを得る機会となる。

※「新しい公共」とは、行政だけでなく、市民やNPO、企業などが積極的に公共的な財・サービスの提供主体となり、教育や子育て、まちづくり、介護や福祉などの身近な分野で活躍することを表現するもの。

#### （明日への投資）

仕事と生活の調和の実現に向けた取組は、人口減少時代において、企業の活力や競争力の源泉である有能な人材の確保・育成・定着の可能性を高めるものである。とりわけ現状でも人材確保が困難な中小企業において、その取組の利点は大きく、これを契機とした業務の見直し等により生産性向上につながることも可能である。こうした取組は、企業にとって「コスト」としてではなく、「明日への投資」として積極的にとらえるべきである。

以上のような共通認識のもと、仕事と生活の調和の実現に官民一体となって取り組んでいくこととする。

#### 〔仕事と生活の調和が実現した社会の姿〕

- 1 仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活

などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」である。

具体的には、以下のような社会を目指すべきである。

- ① 就労による経済的自立が可能な社会  
経済的自立を必要とする者とりわけ若者がいきいきと働くことができ、かつ、経済的に自立可能な働き方ができ、結婚や子育てに関する希望の実現などに向けて、暮らしの経済的基盤が確保できる。
- ② 健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会  
働く人々の健康が保持され、家族・友人などとの充実した時間、自己啓発や地域活動への参加のための時間などを持てる豊かな生活ができる。
- ③ 多様な働き方・生き方が選択できる社会  
性や年齢などにかかわらず、誰もが自らの意欲と能力を持って様々な働き方や生き方に挑戦できる機会が提供されており、子育てや親の介護が必要な時期など個人の置かれた状況に応じて多様な柔軟な働き方が選択でき、しかも公正な処遇が確保されている。

#### 〔関係者が果たすべき役割〕

- 2 このような社会の実現のためには、まず労使を始め国民が積極的に取り組むことはもとより、国や地方公共団体が支援することが重要である。既に仕事と生活の調和の促進に積極的に取り組む企業もあり、今後はそうした企業における取組をさらに進め、社会全体の運動として広げていく必要がある。

そのための主な関係者の役割は以下のとおりである。また、各主体の具体的取組については別途、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」で定めることとする。

取組を進めるに当たっては、女性の職域の固定化につながることをないように、仕事と生活の両立支援と男性の子育てや介護への関わりの促進・

女性の能力発揮の促進とを併せて進めることが必要である。

**(企業と働く者)**

- (1) 企業とそこで働く者は、協調して生産性の向上に努めつつ、職場の意識や職場風土の改革とあわせ働き方の改革に自主的に取り組む。

**(国民)**

- (2) 国民の一人ひとりが自らの仕事と生活の調和の在り方を考え、家庭や地域の中で積極的な役割を果たす。また、消費者として、求めようとするサービスの背後にある働き方に配慮する。

**(国)**

- (3) 国民全体の仕事と生活の調和の実現は、我が国社会を持続可能で確かなものとする上で不可欠であることから、国は、国民運動を通じた気運の醸成、制度的枠組みの構築や環境整備などの促進・支援策に積極的に取り組む。

**(地方公共団体)**

- (4) 仕事と生活の調和の現状や必要性は地域によって異なることから、その推進に際しては、地方公共団体が自らの創意工夫のもとに、地域の実情に応じた展開を図る。

# 9 東京都男女平等参画基本条例

施行 平成 12 年 4 月 1 日

男性と女性は、人として平等な存在である。男女は、互いの違いを認めつつ、個人の人権を尊重しなければならない。

東京都は、男女平等施策について、国際社会や国内の動向と協調しつつ、積極的に推進してきた。長年の取組により男女平等は前進してきているものの、今なお一方の性に偏った影響を及ぼす制度や慣行などが存在している。

本格的な少子高齢社会を迎え、東京が今後も活力ある都市として発展するためには、家庭生活においても、社会生活においても、男女を問わず一人一人に、その個性と能力を十分に発揮する機会が確保されていることが重要である。男女が社会の対等な構成員として社会のあらゆる分野の活動に共に参画することにより、真に調和のとれた豊かな社会が形成されるのである。

すべての都民が、性別にかかわらず個人として尊重され、男女が対等な立場であらゆる活動に共に参画し、責任を分かち合う男女平等参画社会の実現を目指し、ここに、この条例を制定する。

## 第 1 章 総則

### (目的)

**第 1 条** この条例は、男女平等参画の促進に関し、基本理念並びに東京都（以下「都」という。）、都民及び事業者の責務を明らかにするとともに、都の施策の基本的事項を定めることにより、男女平等参画の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下「男女平等参画施策」という。）を総合的かつ効果的に推進し、もって男女平等参画社会を実現することを目的とする。

### (定義)

**第 2 条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 男女平等参画 男女が、性別にかかわらず個人として尊重され、及び一人一人にその個性と能力を発揮する機会が確保されることにより

対等な立場で社会のあらゆる分野における活動に共に参画し、責任を分かち合うことをいう。

- 二 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

- 三 セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により当該言動を受けた個人の生活の環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。

### (基本理念)

**第 3 条** 男女平等参画は、次に掲げる男女平等参画社会を基本理念として促進されなければならない。

- 一 男女が、性別により差別されることなく、その人権が尊重される社会
- 二 男女一人一人が、自立した個人としてその能力を十分に発揮し、固定的な役割を強制されることなく、自己の意思と責任により多様な生き方を選択することができる社会
- 三 男女が、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動及び政治、経済、地域その他の社会生活における活動に対等な立場で参画し、責任を分かち合う社会

### (都の責務)

**第 4 条** 都は、総合的な男女平等参画施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 都は、男女平等参画施策を推進するに当たり、都民、事業者、国及び区市町村（特別区及び市町村をいう。以下同じ。）と相互に連携と協力を図ることができるよう努めるものとする。

### (都民の責務)

**第 5 条** 都民は、男女平等参画社会について理解を深め、男女平等参画の促進に努めなければならない。

- 2 都民は、都が行う男女平等参画施策に協力する

よう努めなければならない。

#### (事業者の責務)

**第6条** 事業者は、その事業活動に関し、男女平等参画の促進に努めなければならない。

2 事業者は、都が行う男女平等参画施策に協力するよう努めなければならない。

#### (都民等の申出)

**第7条** 都民及び事業者は、男女平等参画を阻害すると認められること又は男女平等参画に必要と認められることがあるときは、知事に申し出ることができる。

2 知事は、前項の申し出を受けたときは、男女平等参画に資するよう適切に対応するものとする。

## 第2章 基本的施策

### (行動計画)

**第8条** 知事は、男女平等参画の促進に関する都の施策並びに都民及び事業者の取組を総合かつ計画的に推進するための行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。

2 知事は、行動計画を策定するに当たっては、都民及び事業者の意見を反映することができるよう、適切な措置をとるものとする。

3 知事は、行動計画を策定するに当たっては、あらかじめ東京都男女平等参画審議会及び区市町村の長の意見を聴かなければならない。

4 知事は、行動計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

5 前3項の規定は、行動計画の変更について準用する。

### (情報の収集及び分析)

**第9条** 都は、男女平等参画施策を効果的に推進していくため、男女平等参画に関する情報の収集及び分析を行うものとする。

### (普及広報)

**第10条** 都は、都民及び事業者の男女平等参画社会についての理解を促進するために必要な普及広報活動に努めるものとする。

### (年次報告)

**第11条** 知事は、男女平等参画施策の総合的な推進に資するため、男女平等参画の状況、男女平等参画施策の実施状況等について、年次報告を作成し、公表するものとする。

## 第3章 男女平等参画の促進

### (決定過程への参画の促進に向けた支援)

**第12条** 都は、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の決定過程への男女平等参画を促進するための活動に対して、情報の提供その他必要な支援を行うよう努めるものとする。

### (雇用の分野における男女平等参画の促進)

**第13条** 事業者は、雇用の分野において、男女平等参画を促進する責務を有する。

2 知事は、男女平等参画の促進に必要と認める場合、事業者に対し、雇用の分野における男女の参画状況について報告を求めることができる。

3 知事は、前項の報告により把握した男女の参画状況について公表するものとする。

4 知事は、第2項の報告に基づき、事業者に対し、助言等を行うことができる。

## 第4章 性別による権利侵害の禁止

**第14条** 何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 家庭内等において、配偶者等に対する身体的又は精神的な苦痛を著しく与える暴力的行為は、これを行ってはならない。

## 第5章 東京都男女平等参画審議会

### (設置)

**第15条** 行動計画その他男女平等参画に関する重要事項を調査審議するため、知事の附属機関として東京都男女平等参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

### (組織)

**第16条** 審議会は、知事が任命する委員25人以内



をもって組織する。

- 2 委員は、男女いずれか一方の性が委員総数の四割未満とならないように選任しなければならない。

**(専門委員)**

**第 17 条** 専門の事項を調査するため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

**(委員の任期)**

**第 18 条** 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 専門委員の任期は、専門の事項に関する調査が終了するまでとする。

**(運営事項の委任)**

**第 19 条** この章に規定するもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

**附 則**

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

# 10 新宿区男女共同参画推進条例

平成 16 年 3 月 24 日  
条例第 9 号

## 目次

### 前文

### 第 1 章 総則(第 1 条—第 8 条)

### 第 2 章 基本的施策(第 9 条—第 15 条)

### 第 3 章 苦情等の申出への対応(第 16 条・第 17 条)

### 第 4 章 性別に起因する権利侵害の禁止等(第 18 条・第 19 条)

### 第 5 章 新宿区男女共同参画推進会議(第 20 条—第 22 条)

### 附則

男女が、すべて人として平等であり、個人として尊重される社会を実現することは、私たち区民の共通の願いである。

新宿区は、これまで、国際社会や国内の動向と協調しながら、積極的に男女平等の推進に取り組んできた。

しかし、今なお、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会における制度又は慣行が存在する等多くの課題が残されている。

一方、少子高齢化、家族形態の多様化等新宿区を取り巻く環境は急激に変化しており、こうした変化に適切に対応していくことも切実に求められている。

これらの課題を解決し、新宿区がより発展していくためには、新宿のまちにかかわるすべての男女が、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮し、責任も分かち合い、共にあらゆる分野に参画することのできる社会を実現していくことが重要である。

ここに、私たちは、区、区民、事業者及び地域団体が、それぞれの責務を果たし、協働して、男女共同参画社会を実現し、もって豊かで活力あるまちをつくることを決意し、この条例を制定する。

## 第 1 章 総則

### (目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進

に関し、基本理念を定め、新宿区(以下「区」という。)、区民、事業者及び地域団体の責務を明らかにし、並びに区の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 区民 区の区域内(以下「区内」という。)に住所を有する者、区内の事務所又は事業所に勤務する者及び区内の学校に在学する者をいう。
- (3) 事業者 区内で事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。
- (4) 地域団体 町会、自治会その他の区内で地域活動を行う団体をいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により当該言動を受けた個人の生活の環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利

益を与えることをいう。

#### (基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女が個人として尊重され、性別による差別的取扱いを受けることなく、その個性及び能力を十分に発揮する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会における制度又は慣行が、社会のあらゆる分野における男女の活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女の生き方が制約されることのないように配慮されなければならない。

3 男女共同参画の推進は、男女が、社会のあらゆる分野における活動の方針の立案及び決定の過程に、社会の対等な構成員として、共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、男女が、相互の協力及び社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

5 男女共同参画の推進は、地域における国際化の進展に配慮し、国際理解の下に行われなければならない。

#### (区の責務)

第4条 区は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(以下「男女共同参画推進施策」という。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 区は、男女共同参画推進施策を実施するに当たっては、国及び他の地方公共団体と相互に連携し、及び協力するよう努めなければならない。

#### (区民の責務)

第5条 区民は、基本理念について理解を

深め、区が実施する男女共同参画推進施策に協力するとともに、男女共同参画の推進に努めるものとする。

#### (事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念について理解を深め、区が実施する男女共同参画推進施策に協力するとともに、その事業活動を行うに当たっては、男女共同参画の推進に努めるものとする。

#### (地域団体の責務)

第7条 地域団体は、基本理念について理解を深め、区が実施する男女共同参画推進施策に協力するとともに、その地域活動を行うに当たっては、男女共同参画の推進に努めるものとする。

#### (区、区民、事業者及び地域団体の協働)

第8条 区、区民、事業者及び地域団体は、協働して男女共同参画の推進に努めるものとする。

## 第2章 基本的施策

### (基本計画)

第9条 新宿区長(以下「区長」という。)は、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 区長は、基本計画を策定するに当たっては、区民、事業者及び地域団体の意見を反映することができるよう、適切な措置を講ずるものとする。

3 区長は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ第20条の新宿区男女共同参画推進会議の意見を聴かなければならない。

4 区長は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 区長は、必要と認めるときは、基本計画を変更するものとする。この場合においては、前3項の規定を準用する。

### (区の施策の立案及び決定の過程への男女共同参画の促進)

第 10 条 区長その他の執行機関は、附属機関として設置する審議会等の委員を委嘱し、又は任命する場合は、男女が等しく区の施策の立案及び決定の過程に参画する機会が確保されるよう努めるものとする。

#### (啓発活動及び教育による普及)

第 11 条 区は、基本理念に関し、啓発活動及び学校教育をはじめとする教育を通じて、区民、事業者及び地域団体の理解を深めるよう努めるものとする。

#### (調査研究等)

第 12 条 区は、男女共同参画の推進に関し、必要な調査及び研究並びに情報の収集及び分析に努めるものとする。

#### (関係事業者からの報告)

第 13 条 区長は、雇用の分野における男女共同参画を促進するため必要があると認めるときは、区と契約を締結している事業者その他区とかかわる事業者に対して、当該事業者の雇用の分野における男女の参画状況等に関し、報告を求めることができる。

#### (関係地域団体からの報告)

第 14 条 区長は、地域活動における男女共同参画を促進するため必要があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する地域団体に対して、当該地域団体における男女の参画状況等に関し、報告を求めることができる。

- (1) 区の補助金を受けている地域団体
- (2) 区の施設を拠点とする地域団体
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、区とかかわる地域団体

#### (拠点施設の整備)

第 15 条 区は、区民、事業者及び地域団体の男女共同参画の推進に関する取組を支援するため、その拠点となる施設を整備するものとする。

### 第 3 章 苦情等の申出への対応

#### (苦情の申出への対応)

第 16 条 区長は、区が実施する男女共同

参画推進施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する区民、事業者又は地域団体からの苦情の申出に対し、適切に対応するよう努めるものとする。

- 2 区長は、前項の場合において、必要と認めるときは、第 20 条の新宿区男女共同参画推進会議の意見を求めることができる。

#### (相談の申出への対応)

第 17 条 区長は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権の侵害に関する区民からの相談の申出に対し、関係機関と協力し、迅速かつ適切に対応するよう努めるものとする。

### 第 4 章 性別に起因する権利侵害の禁止等 (性別に起因する権利侵害の禁止)

第 18 条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱いをしてはならない。

- 2 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。
- 3 家庭内等において、配偶者等に対する身体的又は精神的な苦痛を著しく与える暴力的行為は、これをしてはならない。

#### (区民等に対して表示する情報に関する配慮)

第 19 条 何人も、区民等に対して表示する情報において、性別に起因する人権の侵害を助長することのないよう配慮しなければならない。

### 第 5 章 新宿区男女共同参画推進会議 (設置)

第 20 条 男女共同参画の推進に関する基本的事項について調査審議するため、区長の附属機関として、新宿区男女共同参画推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

#### (所掌事務)

第 21 条 推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 区長の諮問に応じて次に掲げる事項について調査審議すること。

ア 基本計画の策定及び変更等男女共同参画推進施策に関する基本的又は重要な事項

イ 第 16 条第 2 項の規定により区長が意見を求めた事項

ウ その他男女共同参画の推進に関し、区長が必要と認める事項

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画に関し調査及び研究を行い、区長に意見を述べること。

#### (組織)

第 22 条 推進会議は、15 人以内の委員で組織する。

2 推進会議の委員は、男女いずれか一方の性が委員の総数の 4 割未満とならないように選任しなければならない。

3 推進会議の委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 推進会議の委員は、男女共同参画について学識経験を有する者、区民、事業者(法人その他の団体にあつては、その構成員)及び地域団体の構成員のうちから、区長が委嘱する。

5 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、新宿区規則(以下「規則」という。)で定める。

## 附 則

#### (施行期日)

1 この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 章及び次項の規定は、公布の日から起算して 8 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成 16 年 6 月 30 日規則第 96 号により、

平成 16 年 7 月 15 日から施行)  
(新宿区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)  
2 新宿区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 34 年新宿区条例第 9 号)の一部を次のように改正する。  
〔次のよう〕略

## 11 用語説明

本計画書内に出てきたわかりづらい言葉について、説明を掲載しています。また、その言葉が初めて計画書内に出てきたページ数を併せて記載しています。

### あ行

- **M字曲線**..... P8  
日本の女性の年齢別の労働力率（労働力人口/15歳以上の人口）を折れ線グラフにすると、20歳代半ばと50歳代前後に2つのピークを持ついわゆるM字型の曲線になることを指します。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出し、子育てが一段落すると再び労働市場に参入する女性が多いことを反映しています。
- **NPO** ..... P91  
Non-Profit-Organization（営利組織）の略称です。非営利の市民団体のことで、ボランティア活動などの社会貢献活動を行う営利を目的としない団体の総称です。
- **エンパワーメント** ..... P86  
力（パワー）をつけることの意です。女性のエンパワーメントは、女性が自分自身の生活と人生を決定する権利と能力を持ち、さまざまなレベルの意思決定過程に参画し、社会的・経済的・政治的な状況を変えていく力をもつことを意味します。

### か行

- **合計特殊出生率**..... P7  
15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを産むとした場合の平均の子どもの数です。
- **固定的な性別役割分担意識**..... P17  
男女を問わず、個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず「男性は主要な業務・女性は補助的業務」などのように、男性、女性という性別を理由にして、役割を固定的に分ける考え方をいいます。

### さ行

- **次世代認定マーク** ..... P27  
子育て支援などへ積極的に取り組む企業が取得できる認定証のことで、厚生労働省が定める基準を満たした企業や団体などが認定されます。取得後はこのマークを企業の広告や商品、会社案内等につけ、子育てサポート企業であることをアピールすることができます。愛称は、くるみんです。
- **職場のセクシュアル・ハラスメント**..... P44  
一般的には「相手方の意に反する性的な言動」のことをいいます。平成19年4月から改正男女雇用機会均等

法が施行され、男性労働者に対するセクシュアル・ハラスメントも対象となったほか、事業主にセクシュアル・ハラスメント対策として雇用管理上必要な措置を講じることが義務づけられました。

なお、区では「新宿区男女共同参画推進条例」において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならないと規定しています。

## ●新宿区男女共同参画推進条例..... P1

新宿区では、男女共同参画社会の実現を目指し、すべての男女が、その個性と能力を十分に発揮し、ともに社会に参画し、責任も分かち合えるようにするため、男女共同参画推進条例を平成 16 年 4 月 1 日から施行しています。

条例では、男女共同参画を進めるうえでの理念や、区・区民・事業者・地域団体の責任と義務、協働による取り組み、苦情等への対応、区の基本的な施策などを定めています。

## ●ストーカー行為..... P48

特定の異性に対して好意または怨恨を抱いてつきまとう行為です。「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」によりストーカー行為は犯罪と定められています。

## ●積極的改善措置（ポジティブ・アクション）..... P46

積極的改善措置（ポジティブ・アクション）とは、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することです。

積極的改善措置（ポジティブ・アクション）は、男女の実質的な機会の平等を目指すものであり、さまざまな人々の差異を無視して一律平等に扱うという結果の平等まで求めるものではありません。

## た行



## ●男女共同参画社会基本法..... P2

男女共同参画社会の形成についての基本理念が掲げられ、国や地方公共団体などの責務及び施策の基本となる事項などについて定められています。

## ●男女雇用機会均等法..... P47

正式には「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」といいます。1999（平成 11）年に、差別禁止規定、職場のセクハラ防止やポジティブ・アクションの促進を盛り込む改正法が施行、また、2007（平成 19）年には、性別による差別禁止の範囲の拡大、妊娠・出産等を理由とする不利益取り扱いの禁止、セクシュアル・ハラスメント対策、母性健康管理措置、ポジティブ・アクションの推進等が定められました。

## ●DV（ドメスティック・バイオレンス）..... P18

配偶者等からの暴力（P143）を参照。

## ●デートDV..... P18

若年層の恋人や交際相手などの親密な関係にある男女間での暴力のことをいいます。特に、若い世代の場合、交際相手との関係がおかしいと思っても「束縛されることは愛情の裏返し」などと思って交際を続けていたり、交際相手から行動を制限されていることを疑問に思いつつも、そのまま交際を続けた結果、事態が深刻化して

いくこともあります。また、恋愛に夢中になるほど相手を束縛したいという欲望が生まれ、気づかない間に自分がDVの加害者となっているケースなどがあり、近年その対策が重要視されています。

## ●特定事業主行動計画..... P29

「次世代育成支援対策推進法」では、一定規模以上の企業等に対して一般事業主行動計画の策定を義務づけると同時に、地方公共団体についても、一つの事業主としての立場から特定事業主行動計画の策定を義務づけています。

## な行



## ●二次被害..... P76

被害者が窓口等で相談する中で、不適切な対応を受けることによってさらに傷つけられることをいいます。例えば、暴力を受けたことを窓口で繰り返し説明させられたり、職員などの対応や言動に配慮に欠けていたりする時などがあります。

## は行



## ●配偶者等からの暴力..... P18

配偶者暴力防止法が定める「配偶者からの暴力」とは、配偶者、事実上婚姻関係と同様な事情にある者及び暴力を受けた後に離婚し配偶者であった者からの暴力を言い、恋人や交際相手からの暴力は含みませんが、この計画においては、配偶者に加え、恋人や交際相手などの親密なパートナーからの暴力も含め「配偶者等からの暴力」としています。

また、「配偶者からの暴力」はドメスティック・バイオレンス(Domestic Violence)ともいわれ、DVは英語のDomestic Violence の略で、直訳すると「家庭内暴力」と訳されますが、ここでは、配偶者等からの暴力という意味で使用しています。

## ●配偶者暴力防止法..... P2

正式には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」といいます。家庭内に潜在していた女性への暴力について、女性の人権擁護と男女平等の実現を図るため、夫やパートナー等からの暴力の防止、及び被害者の保護救済を目的とした法律です。2004（平成 16）年には、「配偶者からの暴力」の定義の拡大や都道府県に基本計画の策定の義務化、2007（平成 19）年には、市町村基本計画の策定、配偶者暴力支援センターの設置が努力義務化されるなどの改正が行われました。

## ●ファミリー・サポート・センター..... P37

子育ての援助を必要とする方（利用会員）と、子育ての援助を行いたい方（提供会員）、両方の援助を行いたい方（両方会員）として「登録」し、それぞれの希望に合わせて双方を結ぶ相互援助組織です。

## ●フレックスタイム勤務制度..... P16

1か月以内で一定期間（清算期間）の総労働時間をあらかじめ定めておき、労働者がその期間内で勤務する日の始業及び終業の時刻を自主的に選択して働ける制度です。子どもを保育園に預けてから出勤したい場合等に、有効な制度といわれています。



## ま行

- **メディア・リテラシー** ..... P51  
情報が流通する媒体（メディア）を使いこなし、主体的に読み解き活用する能力です。メディアの特性や利用方法を理解し、適切な手段で自分の考えを他者に伝達し、あるいはメディアを流れる情報を取捨選択して活用する能力のことです。
- **メンタルヘルス** ..... P56  
メンタルヘルスとは、心の健康のことです。とりわけ企業では、複雑な人間関係や長時間労働などのストレスにより、メンタルヘルスに不調をきたす人が増えてきており、その取組みが求められています。

## ら行

- **ライフスタイル** ..... P30  
生活の様式・営み方。また、人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方。
- **リプロダクティブ・ヘルス／ライツ** ..... P17  
「性と生殖に関する健康と権利」と訳され、人間の性と生殖に関する健康と権利の確立にかかわる包括的な考え方です。リプロダクティブ・ヘルスとは、主に女性の全生涯において、身体的、精神的、社会的に良好な健康状態であることとされ、リプロダクティブ・ライツは、女性が自らの意思で妊娠・出産等について選択できる自己決定権を尊重し、リプロダクティブ・ヘルスを享受する権利をいいます。
- **労働力率** ..... P8  
人口（日本では15歳以上）に対する労働力人口の比率です。労働力人口は就業者に完全失業者を加えた人数で、15歳以上で働いている人と働く意欲を持つ人がどれくらいいるかを示すものです。

## わ行

- **ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）** ..... P1  
「仕事」と、「生活」（子育て、介護、地域活動、自己啓発、趣味の時間など）の調和の取れた状態をいいます。また、平成19年12月18日に、関係閣僚、経済界、労働界、地方公共団体の代表等からなる「官民トップ会議」において策定された、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」では、仕事と生活の調和が実現した社会づくりにおいて、以下の3つの条件が必要とされています。
  - ① 就労による経済的自立が可能な社会
  - ② 健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会
  - ③ 多様な働き方・生き方が選択できる社会このような社会を実現するためには、国民一人ひとりが、自分の働き方や生活、男女の役割分担意識の見直しを行うとともに、それぞれの企業が労働者と話し合い、実情に合った効果的な取組みを主体的に行っていくことが大切です。そして、国や地方自治体の、企業や国民への積極的な働きかけや支援が必要です。

## 新宿区第二次男女共同参画推進計画

印刷物作成番号

2011-8-3030

発行年月 平成 24 (2012) 年 2 月  
発行・編集 新宿区子ども家庭部 男女共同参画課  
男女共同参画推進センター (ウィズ新宿)  
〒160-0007  
東京都新宿区荒木町 16 番地  
電話 03-3341-0801

新宿区は、環境への負担を少なくし、未来の環境を創造するまちづくりを推進しています。  
本誌は森林資源の保護とリサイクルの促進のため、古紙を利用した再生紙を使用しています。

